



\* 0035497000 \*

0035497-000

EF4-5

社会政策学概論

林癸未夫・著

大観堂

改訂版

1942

AGD

1631

1826.



林 癸 未 夫 著

社 會 政 策 學 概 論

大 觀 堂 發 行

EF4  
5



753767

## 序

惟ふに第十九世紀の思想史及制度史を貫通する特徴は個人主義から階級主義への發展であつた。第十八世紀末に於て中世以降の封建主義の殘滓を綺麗に押流した個人主義の波濤は、大河を決するが如き勢を以て第十九世紀の世界を奔流し、あらゆる社會的事物を個人主義化しなければ息まなかつた。かくて社會思想としての自由主義、政治形態としての民主主義、經濟機構としての資本主義は、個人主義によつて据ゑられた一大礎石の上に建つ三箇の大殿堂として、互にその輪奐の美を競うたのであつた。

然るに第十九世紀の中葉以降、さしもに全盛を極めた個人主義も次第に凋落期に入り、階級主義がこれに取つて代る傾向を示し初めた。これは明かに辯證法理論に於ける量から質への轉化であつた。餘りに發達したる個人主義的諸制度は、最早個人の利益をも社會の福祉をも擁護することができなくなつたばかりか、却てそれを傷害する反對のものにまで轉化するに至つた。そこでこの矛盾を揚棄すべく擡頭し來たつたものが階級主義であつた。爾來階級が個人に代つて世界史劇の主役となり、社會

的諸活動の樞軸となつた。あらゆる問題は階級的利害によつて判断せられ、一切の運動は階級的對立のもとに行はれた。そしてこの階級主義の最も完成された理論が唯物史觀、階級國家論、剩餘價值論、無産階級獨裁論等を骨子とするマルキシズムであつた。併しマルキシストにあらざる有産者及無産者といへども、意識的にか無意識的にか階級主義的に行動しつゝある事實を隠蔽することはできなかつた。

若し世界大戰が起らなかつたならば、第二十世紀の少くも前半は階級主義全盛時代を現出したであらう。だが大戰は端なくも階級主義を全體主義にまで轉向せしめる一大契機となつた。戰時及戰後に於ける世界的思潮の主流を成すものは、疑ひもなく國家主義、國民主義及國際主義であるが、これ等は皆廣い意味に於ける全體主義の範疇に屬するものである。要するにそれは部分主義に對立し、部分の利益を本位とする一個人や一階級や一國家を超越したる全體社會の利益を、擁護すべき第一義的のものとするところの社會哲學の謂である。

だが國際主義が擁護しようとするところの全體社會なるものは、全人類を一結合體として見るところの理念的存在に過ぎないものであつて、遠き未來に於ては知らず、現在及近き將來に於ては全く實在性を缺くものである。従つて、現存する全體社會として最大且最強の結合を成してをるものは國家

(獨立の法的秩序を有する一民族として見たる)であると言はなければならぬ。そしてこの國家に即するところの全體主義を他の意味の全體主義と區別して國家主義と叫ぶのである。國家主義とは畢竟國家に内在するところの一個人や一階級の利益よりも常に國家全體の利益を第一義的のものとして擁護すべきであると主張する一箇の社會哲學にほかならないのである。

私の信ずるところによれば、個人主義及階級主義に代つて第二十世紀の思想及制度を指導すべき基本原理は國家主義以外にはあり得ない。第二十世紀の世界史は當に國家主義を樞軸として展開さるべきである。かういふ私の信念を基礎として、第十九世紀以來の個人主義及階級主義の産物たる現存の社會問題を解決すべき一方法としての社會政策を論究したものが即ち本書である。

だから若し本書に何等かの特色があるとすれば、それが全體として多分に國家主義的色彩をもつことである。私は社會政策を以て單なる無産階級の救済策とも考へなければ又階級協調の促進策とも考へない。社會政策の目的は徹頭徹尾階級對立關係に基因する諸弊害を排除することによつて國家を擁護し、國家の興隆、安寧、福祉を増進することになくしてはならぬと考へる。かういふ國家主義的イデオロギーの上に私の社會政策學は構成されてゐるのである。

本書の各部分については、こゝに指摘するを要しない。本書の内容が自らそれを物語るであらう。

たゞ最後に附言しておきたいことは、私は本書に於ていかなるイデオロギイをも讀者に押し付けようとする態度を取らなかつたことである。私は曩に公にした『國家社會主義原理』及『國家社會主義論策』の兩書に於て、私の信奉する社會改造案の大綱を理論づけた。この兩書と本書とは、國家主義的イデオロギイを以て一貫してゐる點に於て共通性を有するものではあるが、併し本書は決して讀者を國家社會主義にまで説服しようとする意圖を藏するものではない。これは本書を通讀するの勞を惜まれない讀者には自然に解ることであるけれども、念のために一言しておく次第である。

昭和八年十二月一日

著者

## 改訂版序

この改訂版は舊版著作以後現在に至る數年間に日本及諸外國に行はれた社會政策的諸立法によつて元の記述を訂正又は補足したものである。従つて本版の舊版と異なる部分は概ね第五章及第六章に屬するが、たゞ第四章の末尾に挿入した「社會政策理論の發展」と題する一節だけは、右の理由によるものでなく、曩に本書に展開した——そして今日も尙修正の必要を認めない——私自身の理論と、過去及現在に於ける他の諸學說との異同を明かにするために新に附加したものであるから、この點特に讀者の注意を乞ひたいと思ふ。

昭和十二年四月一日

著者

# 目次

第一章 社會政策學の方法論	一九
第一節 社會政策の本質	一九
一 政策の概念	一九
二 社會政策の概念	二二
三 社會政策の目的	二五
四 社會政策の限界	三〇
第二節 社會政策と社會科學	三五
一 社會科學とは何ぞや	三五
二 社會政策と社會科學との關係	四〇
第三節 社會政策と社會哲學	四五
一 社會哲學とは何ぞや	四五

二 社會政策と社會哲學との關係…………… 四

第二章 社會政策と國家…………… 五

第一節 國家の本質…………… 五

一 國家意思…………… 五

二 個人主義的國家論…………… 五

三 階級主義的國家論…………… 六

四 全體主義的國家論…………… 六

第二節 國家の理想…………… 八

第三節 國家の目的…………… 九

第三章 社會問題…………… 九

第一節 資本主義…………… 九

一 資本主義の本質…………… 九

二 社會政策と社會哲學との關係…………… 四

第二章 社會政策と國家…………… 五

第一節 國家の本質…………… 五

一 國家意思…………… 五

二 個人主義的國家論…………… 五

三 階級主義的國家論…………… 六

四 全體主義的國家論…………… 六

第二節 國家の理想…………… 八

第三節 國家の目的…………… 九

第三章 社會問題…………… 九

第一節 資本主義…………… 九

一 資本主義の本質…………… 九

二 資本主義の成立…………… 一〇

三 資本主義の功罪…………… 一七

第二節 有産階級と無産階級…………… 二〇

一 階級の概念…………… 二〇

二 有産階級、無産階級、中産階級の意義…………… 二五

三 有産階級と無産階級との對立關係…………… 二八

四 有産階級と無産階級との對立原因…………… 三四

第三節 階級對立に原因する諸弊害…………… 四八

一 分配の不正…………… 四八

二 奢侈…………… 五一

三 貧困…………… 五七

四 教育の機會不均等…………… 六一

五 衛生及娛樂に於ける差別待遇…………… 六一

六 公權の不平等…………… 六七



七 階級闘争 ..... 六

第四章 社会問題解決の諸方法

第一節 社会革命主義と社会改良主義 ..... 一七

一 社会問題解決の要諦 ..... 一七

二 社会革命主義 ..... 一七

三 社会改良主義 ..... 一八

第二節 社会革命主義の諸分派 ..... 一八

一 社会民主主義 ..... 一八

二 共産主義 ..... 一九

三 国家社会主義 ..... 一九

第三節 社会改良主義の諸形態

一 労働組合 ..... 二〇

二 農民組合 ..... 二一

三 産業組合 ..... 二二

四 社会事業 ..... 三二

五 社会政策 ..... 三三

第四節 社会政策理論の發展

一 ドイツに於ける社会政策理論の建設 ..... 三八

二 戦前のオーストリア理論 ..... 三一

三 戦後の生産的社会政策論 ..... 三六

四 ナチス治下の身分的社会政策論 ..... 三九

五 批判 ..... 四三

第五章 直接社会政策

第一節 概説 ..... 四九

第二節 少年及女子労働の制限 ..... 五〇

一 少年及女子労働の弊害 ..... 五〇

二 西洋の法制.....二六〇

三 日本の法制.....二六六

    (一) 工場法令.....二六六

    (二) 鑛業法令.....二七四

    (三) 工業労働者最低年齢法.....二七八

第三節 労働災害の賠償.....二八〇

一 労働災害の原因.....二八〇

二 被害者救済の必要.....二八三

三 西洋の法制.....二八六

四 日本の法制.....二九〇

第四節 労働能力喪失者の救済(社会保険).....二九四

一 社会保険の目的及特徴.....二九四

二 社会保険の種類.....二九八

三 ドイツの法制.....三〇八

    (一) 疾病保険.....三〇九

    (二) 災害保険.....三一三

    (三) 癱疾及遺族保険.....三一四

四 イギリスの法制.....三二六

    (一) 健康保険.....三二六

    (二) 寡婦孤兒及老齡年金法.....三二八

五 フランスの法制.....三二九

六 アメリカの法制.....三三五

七 日本の法制.....三三六

第五節 極貧者の救助(救貧制度).....三三一

一 救貧制度の存在理由.....三三一

二 西洋の法制.....三三四

    (一) イギリス.....三三四

    (二) フランス.....三三七

    (三) ドイツ.....三三九

三 日本の法制.....三四一

(一) 恤救規則.....三四一

(二) 救護法.....三四三

(三) 母子保護法.....三四五

第六節 最低賃金の保障.....三四六

一 賃金法定の意義.....三四六

二 西洋の法制.....三五四

(一) 適用の範囲及対象.....三五四

(二) 機關の構成.....三五九

(三) 決定の手續.....三六〇

(四) 決定の標準.....三六三

第七節 家族生活費の補給(家族手當制度).....三七二

一 家族手當の意義.....三七二

二 發達.....三八〇

(一) フランス.....三八三

(二) ベルギー.....三八五

(三) ドイツ.....三八六

(四) オランダ.....三八八

三 方法.....三八九

四 新法制.....三九四

(一) ニュージールランド.....三九四

(二) ニューサウスウェールズ.....三九五

(三) ベルギー.....三九六

第八節 失業の救防.....三九七

一 失業の意義.....三九七

二 失業の原因.....四〇一

(一) 絶對的失業の原因.....四〇二

(二) 相對的失業の原因.....四〇五

(三) 失業原因としての不景氣.....四〇六

三 失業問題の根本的解決策…………… 四〇八

四 現行の失業対策…………… 四二二

    (一) 職業紹介…………… 四二二

    (二) 解雇予告…………… 四二七

    (三) 解雇制限…………… 四二七

    (四) 解雇手當…………… 四二七

    (五) 失業補償…………… 四二八

    (六) 臨時土木事業の公營…………… 四三〇

五 失業保険…………… 四三一

    (一) 失業保険批判…………… 四三三

    (二) 任意失業保険…………… 四三三

    (三) 強制失業保険…………… 四三六

第九節 團結權及罷業權の公認(労働組合法制)…………… 四三三

    一 労働組合法制の發展過程…………… 四三三

    二 西洋の法制…………… 四三六

    (一) 團結を禁止する法律…………… 四三六

    (二) 手段を制限する法律…………… 四三九

    (三) 活動を自由にする法律…………… 四四一

    (四) 目的を限定する法律…………… 四四五

    (五) 損害賠償を免除する法律…………… 四四六

    (六) 政治運動に関する法律…………… 四四八

    (七) 團結權を保障する法律…………… 四五〇

    (八) 官吏の團結權に関する法律…………… 四五四

    三 日本の法制…………… 四五六

第十節 労働争議の調停…………… 四六二

    一 争議調停の趣旨…………… 四六二

    二 西洋の法制…………… 四六五

        (一) 和解…………… 四六六

        (二) 任意仲裁…………… 四六七

        (三) 強制仲裁…………… 四六八

        (四) 強制調査…………… 四六九

目次…………… 一三三

三 日本の法制.....	四七一
(一) 小作調停法.....	四七一
(二) 労働争議調停法.....	四七三
第十一節 團體協約の保護.....	四七四
一 團體協約の成立.....	四七四
二 團體協約の効果.....	四七九
三 法制.....	四八一
(一) ドイツ.....	四八二
(二) フランス.....	四八三
(三) フィンランド.....	四八三
(四) イタリア.....	四八四
(五) スエデン.....	四八四
第六章 間接社會政策.....	四八七
第一節 概説.....	四八七

第二節 税制の改革.....	四九〇
一 財政政策の社會政策的意義.....	四九〇
二 社會政策的租稅論.....	四九三
三 日本 of 税制.....	四九八
第三節 土地の分配.....	五〇七
一 私有財産としての土地.....	五〇七
二 土地分配に関する西洋の法制.....	五一〇
(一) ドイツ.....	五一一
(二) ルーマニヤ.....	五一三
(三) チェッコスロヴァキヤ.....	五一四
三 日本 of 土地分配私案.....	五一五
第四節 經濟の統制.....	四三三
一 社會政策としての經濟統制.....	五三三
二 西洋の諸法制.....	五三四

三 日本法制

- (一) ドイツの社會化法……………五三四
- (二) イギリスの鐵道法……………五三六
- (三) フランスの労働者参加株式會社法……………五三八
- (四) フランスの鑛業法……………五三〇
- (五) ドイツの協議會法……………五三一
- (六) ドイツの國民労働秩序法……………五三四
- (七) フランスの協議會制度……………五四一
- (八) イギリス協議會制度……………五四三
- (九) イタリアの協同制度……………五四三
- (十) 利率制限法……………五四五
- (一) 利息制限法……………五四九
- (二) 質屋取締法……………五四九
- (三) 暴利取締令……………五五〇
- (四) 各種事業法……………五五一
- (五) 米穀統制法……………五五一
- (六) 産業組合助成法規……………五五五

参考文献……………五六一

## 第一章 社會政策學の方法論

### 第一節 社會政策の本質

#### 一 政策の概念

社會政策は社會問題の解決を目的とする政策である。謂ふ所の社會問題とは、あらゆる社會に於けるあらゆる問題を指すものではなくして、資本主義的社會に於ける有産無産兩階級の對立に原因して生ずる問題だけを指すのである。かゝる特定の社會に於ける特定の問題を解決することを目的とする政策を社會政策と呼ぶのである。

そも／＼政策とは國家の目的を達成するために政府が決定するところの諸方法をいふのである。こゝに所謂政府とは何等かの形態に於ける立法、行政及司法の中樞的諸國家機關を總稱する。従つてそれは必ずしも現存の立憲國家に見るが如き三權分立を前提として、その一部分たる中央行政部のみを指すのではない。國體及政體の如何を問はず、いやしくも國家たる限り、立法、行政、司法の三作用

は必ず存するのであつて、それ等の三作用を遂行すべき任務を有するところの中樞的諸機關を綜合して私は政府と呼ぶのである。

國家はその目的を有する。そしてこの目的を達成するための中樞機關として政府を必要とする。國家は政府を通じてその目的を達成しようとするのである。併しながら目的を達成するがためには必ず方法がなくてはならない。この方法は國家機關たる政府によつて決定さるべきものである。そしてそれが決定されたとき、吾々はそれを政策と呼ぶのである。

政策は、だから、國家がその目的を達成するための方法ではあるが、その方法を決定すべき任務に當るものは政府である。就中最も重要な決定権を有するものが立法部である。立法部は普通の立憲國家に於ては議會を指すが、併し議會のみが立法権を獨占するのではなくして、裁可権を有する君主又は大統領の如き元首も亦立法権に參與する。しかのみならず行政部の主腦たる國務大臣も亦憲法の許す範圍内に於て屢々或程度の決定権を行使する。例へば勅令、省令等の名を以て公布せらるゝ命令は即ちそれである。司法部も亦法律の疑義を解釋し、その適用を妥當ならしむべき職責を通じて、間接に決定権を行使する場合がある。従つて政策の決定権は主として立法部に屬するとは言へ、行政部及司法部も亦多少の程度に於てこれに參加するのであるから、全體としては政府がこれを決定すると

言つてよいのである。

併しながら政策の決定権を有するものが政府であるといふことは、政府以外の或者が政策に關してその意見を決定し、又はそれを提唱することを毫も妨げるものでないことは勿論である。例へば政黨や學者や新聞が或政策を唱道することは吾々の日常見る通りである。だが、それは政府として此の如き政策を決定することが必要であるといふ單なる意見であり主張であつて、未だ政策そのものではないのである。吾々は屢々政友會の財政政策、民政黨の産業政策といふが如き語を使用するが、それは政友會なり民政黨なりが、政府に立つた場合に取り得るであらうところの政策の豫約に過ぎないものであつて、現に政權を離れてゐる彼等が何を主張し、何を決定しようとも、それだけでは未だ政策たることを得ない。彼等が國家機關たる政府の中にあつて、政府として決定したときに、初めてそれが政策となるのである。

かくの如く政策は政府によつて決定されなければならぬものであるが、併しそれを實行するものは必ずしも政府とは限らない。政府自身が實行する部分も少くないが、同時に公私の諸團體や個人をして實行せしめる部分も多い。政府は屢々政策實行の責任を團體や個人に負擔せしめるが、併しそれは國家の目的を達成するために政府の決定し指示する方法に準據して實行せしめるのである。團體や個



人が任意に決定し實行するものは政策ではあり得ないのである。

だが、こゝに注意すべきことは、通俗語としての政策は屢々國家以外のものに對しても用ひられることである。例へば三越の販賣政策とか、日本銀行の通貨政策とかいふやうな場合である。併しこれは政策なる語の正しい用法ではない。政策は元來政治のためにする方策を意味する。そして政治とは權力を以てする國民生活の統制作用であつて、しかも國民とは一國家を構成する全民衆を意味するのであるから、國家の存在を前提としなければ政治なるものはあり得ないのである。そしてこの政治は權力によつて行はれ、權力は立法部、行政部、司法部を通じて行使されるのであるから、政策は畢竟政治の具體的方法を指すものといつてもよい。従つて政策なる語は國家に對してのみ使用すべきものであつて、國家以外のものにあつては方針とか施設とかの語を使用するのが適當である。

## 二 社會政策の概念

さて政策は前述の如く政府によつて決定される方法である。然るにこの方法に對しては先づ目的が與へられなければならぬ。未だ方法のない目的はあり得るが、目的のない方法はあり得ない。例へば國民の幸福を増進するとか、軍備を充實するとか、産業を發達せしめるとかいふことは、國家の目的

ではあつても、未だその方法が決定されない限り、これを政策といふことはできない。いかなる方法によつて之等の目的を達しようとするか、現實的、具體的に決定されたときに、初めてそれが政策となるのである。このゆゑに政策なるものは常に選擇されるものである。選擇されたる方法である。従つて選擇の餘地のないところには政策はない。それは一つの必然である。必然とは吾々が欲すると否とに拘らず、或事をなすべく餘儀なくされることである。それは吾々の意志を超越して吾々を支配するところの法則である。譬へば春來つて花が咲き、咲くと間もなく散るといふことは一つの必然的法則である。従つて吾々は春が來ても花が咲かない或は咲いた花の決して散らない梅や櫻を選擇することはできない。併しながら吾々は自家の庭内に梅を植ゑるか櫻を植ゑるかについては、各好むところに従つてこれを選択することができる。又梅も櫻も植ゑないで、野菜を作ることとも吾々の選擇することのできることである。それと同じく國家が國家として存立する限り、それが政府を有し、その政府が立法、行政、司法の作用を通じて國民に權力的統制を加へることは國家としての必然である。だから吾々は政府がなく又權力的統制のない國家を選擇するの自由をもたない。又私有財産制度を根柢として資本主義が發生し、資本主義の發展につれて貧富の懸隔を來たし、階級が對立して鬭争を演ずることは一つの必然である。だから吾々は階級對立のない資本主義をもつこともできなければ、私有財

産制度なしに貧富の懸隔を見ることもできない。この點に於て吾々は全く選擇の自由を缺いてゐるのである。併しながら吾々は君主政體か、共和政體か、民主政治か、獨裁政治かについては、これを選択することができる。同様に私有財産制度を擁護すべきか或は制限すべきか、貧富の懸隔を増大すべきか、或は縮小すべきか、階級闘争を緩和すべきか或は激成すべきかについては、吾々は選擇の自由をもつのである。國際聯盟に加入すべきか脱退すべきかも一つの選擇であり、増税すべきか減税すべきかも一つの選擇である。そしてそのいづれを選択すべきかは、そのいづれが國家の目的を達成するにヨリ適當な方法であるかによつて決定されるのである。勿論その決定に際して國民の間に意見の相違を來たすことは已むを得ないが、併しその時々には於ける政府が憲法の規定する權能と手續によつてこれを決定したならば、そこに政策が成立するのである。だから政策は政府によつて選擇されたる方法である。選擇の餘地なきところには政策はないのである。

政策の意義は右の通りであるが、それは常に國家の目的を達成するための方法であるから、目的が異なるに従つて政策も亦異なることは言ふまでもない。殊に現代國家は常に同時に多くの目的を有するから、政府によつて決定されなければならない政策も亦多種多様である。例へば財政政策、外交政策、産業政策、教育政策、國防政策、交通政策、金融政策等の如きは皆それである。そして社會政策

も亦その一つである。だが社會政策が他の諸政策と區別される點は、それが社會問題の解決を目的とするところにあるのである。従つて社會政策の本質を明にするためには、社會問題の何たるかを知ることが最も肝要である。

### 三 社會政策の目的

社會政策は社會問題の解決を目的とする。然らば社會問題とは何ぞや。それは既に一言した通り、一切の社會に於ける一切の問題を包括するのではなくして、資本主義的社會に於ける有産無産兩階級の對立に基因して發生する問題だけを指すのである。

元來社會とはこれを社會學的に定義すれば、人と人との結合によつて成立するところの集團を謂ふのである。勿論この結合の由つて生ずる原因は千差萬別である。例へば夫婦の如く兩性間の愛情であることもあり、或は家族の如く親子兄弟の血縁關係であることもある。或は民族の如く一大民衆が人種と文化と傳統とを共通にすることによつて自然的に結合する集團もあれば、國家の如く一民族が共同の政府を樹立し、同一の法的統制に服することによつて成立する集團もある。或は又宗教團體の如く同一の信仰を有する多數人の結合から成るものもあれば、學校の如く多數者が同一の場所で教育を

受けることによつて成立するものもある。或は又政黨の如く政治的利益を共通にする多數者によつて組織されるものもあれば、労働組合の如く經濟的利益を同じくする賃金労働者によつて組織されるものもある。或は又會社の如く營利の目的を同一企業によつて達成しようとする資本家の一群によつて成立するものもあれば、工場、鑛山、鐵道、百貨店等の如く分勞組織の下に協働しつゝある多數の俸給被傭者と賃金労働者から成立するものもある。又國防の目的を以て軍人を大小各種の集團にまで編成する軍隊の如きものもあれば、行政上の必要から多數の官公吏を系統的に配置する官公署の如きものもある。又趣味を同じくすることによつて成立する遊戯、娛樂の諸團體もあれば、肉體の訓練を目的とする各種スポーツの團體もある。その他無數に存在する各種の集團は、いづれも皆若干の人々の結合から成り立つてゐるのであつて、その結合の原因が精神的であると物質的であるとを問はず、又自發的であると強制的であるとを論ぜず、又その結合が一時的であると永續的であるとに拘らず、すべてそれ等を社會と名づけるのである。

かくの如く社會は人と人との結合によつて成立するあらゆる集團を總稱するものだとすれば、その形態と種類とは無限に多數であつて、しかもそれ等の社會はいづれもそれに特有なる事情に基因して常に何等かの問題を有するものである。謂ふ所の問題とは、その社會の中に在る人々が、解決するこ

との必要を認めてをる或社會状態を指すのである。そして解決とは、或社會状態を現にあるがまゝに放任せずして、その状態を全然消滅せしめるか或は少くもこれを他の状態にまで變化せしめることをいふのである。或状態があるがまゝに放任する場合には、それは問題にはならない。吾々が或事を問題にするのは、それをそのまゝに放任することができないからである。何とかこれを始末することの必要を認めるからである。言ひかへれば、それを解決しようとする意欲をもつからである。吾々が解決を意欲するときに、そこに吾々に取つての問題があるのであり、いやしくも問題のある限り、吾々はその解決を意欲してをるのである。實際に吾々がそれを解決し得るか否かは別の問題であるが、ともかく解決の必要を認め且解決すべく努力してをる限りは、そこに問題が存在するのである。

かくの如き問題は、人類が他の動物と同様に、純粹に自然生活を送つてゐた當時に於ては恐らく存在しなかつたであらう。併しながら自然人が文化人としての第一歩を踏み出して以來今日に至る數千萬年の間に生滅した一切の社會は、その中に何等かの問題をもつてゐたに相違ないのである。何となれば、若しそこに何等かの問題がなければ、人智は進歩せず、従つて文化の發達はあり得ないからである。人類の歴史は、或意味に於ては、人類と自然とが鬭争し且漸次前者が後者を征服したる過程である。自然生活しかもたない動物の社會には文化は存在しない。人類社會にのみ文化が存在するの

は人類が自然を征服した結果である。例へば人類は自然の與へない器具や機械を發明し、藝術を創造し、道徳や法律を造つて社會生活を規律した。これが即ち吾々の文化と呼ぶものである。文化はすべて人類が自然を征服することによつて造就されたものである。

だが、いかなる時代いかなる社會に於ても、そこに新しき文化が創造されるのは、その當時の人類が彼等に與へられた何等かの問題を解決し得たことの結果に外ならない。或状態を現状のまゝ、自然のまゝに放任することができないで、これを解決することを意欲し且それに向つて努力することによつて文化が發達したのである。吾々は、だから、人類が文化を有することを認める限り、そして又その文化が過去幾萬年かの人類が次ぎ／＼に或問題を解決し來つた成果の累積であることを認める限り社會は常に何等かの問題をもつたし、現にもつてゐるし、將來も亦もつてあらうことを疑ふことはできないのである。

だが併し社會政策が解決しようとするところの社會問題は、過去、現在、未來のあらゆる社會に於けるあらゆる問題を指すのではなくして、資本主義的社會と名けられる特殊の社會に於て有産無産兩階級の對立に基因して發生するところの特殊の問題だけを指すのである。資本主義の何者たるかは後述(第三章第一節)するが、とにかくそれは人類社會に固有のものではなくして、僅か百年内外の過去

から近代國家の中に發展し來つた特殊の經濟機構である。そしてこの資本主義的經濟機構をその中に有するところの社會を吾々は資本主義的社會と呼ぶのである。だからそれは古往今來のあらゆる社會に比すれば極めて限定された特殊の社會である。

だが、資本主義的社會の中に發生するところの諸問題が悉く社會問題であると考へられてはならない。有産階級と無産階級との對立によつて生ずる問題だけが社會問題と呼ばれるのである。だから、いかなる問題が資本主義的社會に存在しようとも、それが階級の對立によつて生ずるものでない限りは、社會問題とは言へない。宗教、道徳、經濟、戦争、疾病、戀愛、結婚等に關聯して發生する種々なる問題は、過去のあらゆる社會に於けると同様に、資本主義的社會に於ても亦存在してゐる。だがそれが直に社會問題とされるのではない。それ等の問題が階級の對立を前提條件として發生する場合に限り社會問題とされるのである。だから階級の對立に無關係に發生する問題は、たとひそれが資本主義的社會に於て發生しようとも社會問題とは言はれない。例へばいかにして生産力を増進すべきか、いかにして戦争を防止すべきか、いかにして學術を振興すべきか、いかにして犯罪を減少せしむべきか、いかにして傳染病を豫防すべきかといふが如き問題は、資本主義的社會に於ても、然らざる社會に於けると同様に存在する問題であるが、併しそれが直に社會問題となるのではない。これ等の

問題が階級の對立を前提として、それに基因して起る場合に限り初めて社會問題となるのである。そして此の如き意義に於ける社會問題の解決を目的とするところの政策が社會政策と呼ばれるのである。

#### 四 社會政策の限界

社會政策は社會問題の解決を目的とするものである。そしてそれは國家機關たる政府によつて決定されるところの方法である。従つて、たとひそれと同一の目的を有するものであつても、政府以外のものによつて決定される方法は社會政策とは言へない。例へば無産階級によつて組織される政黨、労働組合、農民組合、産業組合等は社會問題の解決を目的として何等かの方法を決定し且實行しつゝある。だがそれは社會政策ではない、又私設社會事業團體や思想團體並に社會的關心を有する個人にして社會問題解決のために種々なる活動をなしつゝあるものも少くないが、それも勿論社會政策ではない。國家の立法、行政、司法の作用を通じて決定されるものゝみが社會政策たり得るのである。

だが、こゝに重要な一問題は、社會問題の解決を目的として政府によつて決定される方法は、その内容の如何に拘らず、社會政策と呼ばれるべきや否やである。具體的に言へば、資本主義並に階級對立

を廢除しようとするが如き方法も亦社會政策と言ひ得るや否やである。この問題に對して、從來社會政策學者の殆ど全部によつて與へられた解答は否定的である。それ等の說に従へば、社會政策は資本主義並に階級對立の廢除を期待するが如き方法であつてはならない。若し意識的にさういふ方法が採用されるならば、それは社會革命であつて社會政策ではあり得ない。社會政策は革命以外の方法によつて社會問題を解決しようとするものである。従つて資本主義並に階級對立の廢除が革命を意味することの明白なる以上、社會政策はその不可欠な前提條件として資本主義の存續を認容し、有産無産兩階級の對立を肯定し、その限界内に於て決定される方法でなくてはならない。かく言へばとて、それは既存の資本主義的經濟機構や有産無産兩階級の關係に何等の干渉をも加へないことを意味するのでは勿論ない。寧ろ反對に資本主義と階級關係に嚴重なる法的干渉を加へ、これに原因する社會的諸弊害を權力を用ひて排除しようとするものである。かゝる作用なしには社會政策はあり得ないのである。併しながら右の法的干渉はいかなる場合に於ても、資本主義及階級對立の廢除を目的として行はれるものであつてはならない。若し政府がさういふ目的を有するならば、それは明に社會革命を企圖するものであつて、最早社會政策ではあり得ない。そこに儼然たる社會政策の限界があるといふのが、今日尙一般に行はれるところの見解である。

私は右の如き一般の見解が必ずしも誤つてゐるとは考へない。通説としての社會政策は確に右の如きものであるに相違ない。たゞ私一個の意見としては、右の如き限界の中に閉ぢ込められてゐる社會政策を以てしては、現下の急迫せる社會問題を完全に解決することは不可能であると信ぜざるを得ないものである。既述の如く社會問題は有産無産兩階級の對立によつて生じたものである。そしてこの對立は資本主義的經濟機構の必然の結果であつて、資本主義の存続する限りは階級對立も亦存続するのである。しかも階級對立の存続する限り、それに基因するところの社會問題も亦消滅し得ないのであつて、たとひ部分的にはこれを解決することができたとしても、全部的にこれを解決することは到底不可能である。社會問題は階級對立に基因するばかりではなく、階級對立に必然的に隨伴するものであるから、それを多少緩和することは或は可能であるとしても、それを根絶することは不可能である。尤も社會政策は最初から社會問題の完全なる解決を目的とするものではなく、單に問題の範圍を縮小するか或は問題の重要性を減殺するだけで満足すべきものであるとするならば、それでも良いかも知れないが、併しいやしくも吾々が解決を必要とする問題に當面してをる以上、その解決は完全であることを企圖しなければならぬ。そして解決が完全であるといふことは、問題そのものを消滅せしめることである。消滅せしめなければ問題は依然として残存する。そしてそれが残存してをること

は、吾々がそれを解決しようとする意欲を失つてゐないことを意味する。果してさうだとすれば、社會問題の完全なる解決は階級對立の廢除によつてのみ可能であると斷じなければならぬ。然るにこの階級對立たるや資本主義の存続する限り存続するものであるから、結局資本主義そのものを廢除しない限り、社會問題も亦これを完全に解決し得ないものと言はなければならぬ。

私は、かるがゆゑに、通説の如く社會政策に上記の如き限界を設けることは不當であると考へる。過去の社會政策は右の如き限界の中にあつたとしても、將來の社會政策はこの限界を踰越し、階級對立と資本主義とを共に撤廢することを目的として立案されなければならぬと信ずる。さういふ信念から私は大正十五年に公にした「社會政策新原理」に於て社會政策概念を次の如く規定した。「社會政策とは、資本主義的社會に於ける有産階級無産階級の對立によつて生ずる搾取の社會的弊害を排除せんがために、最高の社會奉仕力を保有する協働的本然社會建設の理想によつて指導せられ、右兩階級の對立を廢止することを目的として、國家が國家のために行くところの諸方法である。」この社會政策概念は所謂類型概念ではなくして理想型概念である。即ち客觀的に認識される世人の通念としての社會政策ではなくして、私自身が主觀的にかくあるべきものとして軌範化したところの社會政策である。そして私の舊著「新原理」は何故に社會政策がかくあらねばならぬかを論證するために書かれたもの

である。勿論私の主張するが如き意味の社會政策は、舊式の社會政策學者からは、社會主義と社會政策との差別を恣に抹殺するものとして非難されたに違ひない。さういふ非難に豫め答へるために、私は「新原理」の序文の中で次の如く述べておいた。「從來多くの社會政策學者は、社會政策を以て本質的に社會主義と相容れないものとした。そしてそれが私から見れば、社會政策理論を屢々半熟不徹底のものたらしめた主因であつた。勿論私といへども、社會政策と社會主義との間に、種々なる理論的相違を認めるものではあるが、併し私は過去の社會政策の金看板であつたところの階級協調論を排棄し、現代の階級對立關係を漸進的に廢止することが、社會政策の一目的でなければならぬといふ一點に於て、社會主義との一致を見出したのである。」そしてこの見解は今日といへども尙私の保持するところであるのみならず、寧ろますますその信念を強くしてゐる。これ私が昭和七年更に「國家社會主義原理」を公にして、所信を世に問うた所以である。それは私が社會政策から國家社會主義に轉向したことを意味するのでは決してなく、元來私がつてゐたところの社會政策理論の論理的發展が私をして國家社會主義にまで到達せざるを得ざらしめたのである。

## 第二節 社會政策と社會科學

### 一 社會科學とは何ぞや

社會政策が目的に對する方法である限り、それは可能的であると同時に効果的であることを必須條件とする。蓋し實行の不可能なる方法は方法とは稱し難く、又たとひ實行は可能であつても、効果なき方法は無用の努力に過ぎないからである。果してさうだとすれば、いかなる方法が可能的であり且効果的であるか。これを決定するものが社會科學である。

そも／＼社會科學とは社會現象を支配する法則を認識しようとする學である。社會現象は社會の中に發生するところの一切の事實である。この事實は經驗を通じて吾々の知識となる。だが、この知識がいかに豊富であつても、それだけでは社會科學を成さない。單なる知識は無聯絡な、無統一な、斷片的な事實に關する知覺の堆積に過ぎない。そこで之等の知識を綜合し、整理し、或は分析し、或は統一して、社會現象を支配する法則を認識しようとする努力及其その成果が社會科學となるのである。例へば母はその子を愛するとか、人は自由を欲するとか、人は己を憎む者を憎むとか、戀は嫉妬を伴

ふとかいふやうなことは最も單純にして明白な法則である。併しながら社會現象は極めて複雑多端であるから、それを支配する法則はすべてが必ずしも單純明白ではない。一箇の法則を認識するがためにも、多くの研究と大なる苦心とを要するものが少なくない。例へば過去のいかなる時代、いかなる場所に於ても、富者と貧者との對立があつたことは何人も知るところの事實であるが、併しいかなる原因が貧富の差別を生ぜしむるかといふ法則に至つては、容易に吾々の認識し得ないところである。又例へば古來戦争の絶えず行はれたことは何人も知る事實であるが、何故にかく戦争が起るかといふ法則は、吾々の容易く認識し得るところでない。又例へば物價が頻に變動することは周知の事實であるが、いかなる法則に従つてそれが變動するかといふことは簡単にこれを認識することができない。之等の社會現象は結果としては明白であるが、その原因が明白でない。そこでその原因を探求して、一つの現象と他の現象とを聯結する因果法則を認識することが社會科學の目的とするところである。固より因果法則は法則一般から見ればその一部に過ぎないが、併し因果法則以外の法則は前記の如く簡單明瞭であるから、吾々がそれを認識することは比較的容易であるけれども、因果法則は周到なる研究と推理とを以てしなければ、これを認識することのできないものが多い。だから社會科學者の努力は殆どすべてが因果法則の認識に集中されると斷じてもさしつかへないのである。

因果法則は一定の原因は必ず一定の結果を伴ふことを普遍的な事實として豫定するものである。法則の法則たる所以は、それが普遍性をもつことにある。例へば重量を有する物體は地上に落下するといふこと、或は、春が來れば花が咲くといふことが、自然現象に於ける法則として普遍性を有するのと同じく、社會現象に於ける法則も亦普遍性を有しなければならぬ。箇々の社會現象は各その特殊性を有するが、それが法則化されるときに普遍性を與へられるのである。従つて因果法則は同一の社會現象は、同一の原因によつて起り、同一の結果を發生せしめるといふ事實に對する認識である。この意味に於て法則は必然性をもたなければならぬ。例へば生産手段の私有といふ原因は階級の對立といふ結果を伴ひ、階級對立といふ原因は階級闘争といふ結果を伴ひ、階級闘争といふ原因は早晚社會革命といふ結果を伴ふことが、一つの普遍的因果法則であるとするならば、この法則は必然的なものであり不可避なものでなくてはならない。然るに若し右の如き因果關係が普遍的なものでなく、或一時代又は或一社會に於ける特殊な因果關係に過ぎないものであるとするならば、それは必然性を有せざるがゆゑに、吾々はそれを法則として認識するを得ない。自然法則が普遍的であると共に必然的であるのと同様に、社會法則も亦それが普遍的であると共に必然的でなくてはならない。若しさうでなければそれは法則たることを得ないのである。



社會科學は、併しながら、それ自體統一された一體系をもつところの一科學ではなくして、人類學、土俗學、政治學、經濟學、法律學、宗教學等の諸科學の一群である。恰もそれは自然科學が天文學、地質學、物理學、化學、動物學、植物學等の諸科學の一群であるのと同様である。だから社會科學は正確に言へば社會諸科學である。單數名詞ではなくして複數名詞である。かの社會學と稱せられるものも亦社會諸科學を合成したものでなくして、社會諸科學中に屬する一科學である。ただそれが他の科學と區別される點は、政治とか經濟とかいふが如き特殊の概念によつて限定された社會現象の或一部分のみに關する法則を研究するのではなく、社會そのもの、成立、發展及消滅に關する一般的法則を研究することにあるのである。政治學はその研究の對象を政治現象に限定し、經濟學はその研究の對象を經濟現象に限定するが、社會學はその研究の對象を社會現象一般におくのである。併しながらそれは社會學がその中に政治學や經濟學を包攝して全部と一部との關係をなしてをることを意味するのではなくして、社會學は社會の成立、發展及消滅がいかなる法則によりて支配されるかを専門に研究するのである。若しさうでなければ社會學は獨立の一科學たる地位を失ひ、他の社會諸科學の集合體であるか、或はその總論たる役目をもつほかはないことになるのである。

社會科學は法則殊に因果法則を認識しようとする學である。そしてこの法則は吾々がこれを認識す

ると否とに拘らず存在し、それによつて社會現象を支配しつゝあるものである。だが吾々が感覺を通じて現實的に經驗するものは常に社會現象だけであつて、その法則ではない。法則はこれ等の現象を素材として吾々の認識に上るところの抽象的、概念的存在たるに止まるものである。例へば母はその子を愛するといふ法則そのものは、直接に吾々の知覺には入つて來ない。言ひかへれば、この法則は現實的な社會現象として吾々が經驗するものではない。現實的な現象として吾々の經驗するものは、母がその子に乳を飲ますとか、玩具を與へるとか、病氣をすれば心配するとか、學校の成績が良ければ喜ぶとか、死ねば悲歎するとかいふやうな箇々の斷片的な事實だけである。たゞかゝる事實が古今東西のすべての母と子との關係に於て見出される普遍的現象であるがゆゑに、それが吾々の認識の中に抽象化され概念化されて、母はその子を愛すといふ法則が定立されるのである。そしてかゝる法則を定立することが社會科學の任務なのである。

この點が歴史と社會科學とを區別する根本要件である。歴史も亦一切の社會現象をその研究の材料とするものではあるが、たゞそれが社會科學と異なるところは、歴史は或社會現象の發生及發展を特定の人と時と所とに即して説明するものであつて、その現象の法則化を目的とするものではないことである。歴史家の任務は常に事實の發見及その説明であつて、法則の發見及その説明ではない。更に

言へば、歴史は箇々の具體的事實に即してその發展過程を明にしようとするものであり、社會科學は數多の事實から歸納されるところの抽象的法則を定立しようとするものである。だがこの二つは密接なる關係を有する。何となれば歴史は社會科學によつて法則化され、法則は歴史によつてその妥當性が證明されるものだからである。

## 二 社會政策と社會科學との關係

社會科學の何たるかは前項に述べた。そこで吾々はこの社會科學が社會政策に對していかなる關係に立つかを考へなければならぬ。

第一に、社會政策は既記の如く社會問題の解決を目的として政府が決定するところの方法である。そこで政府がこの方法を決定するに當つては、先づ社會問題なるものが、いかにして發生し且發展したか、又それがいかなる影響を國家及社會に與へつゝあるかを、精確に見究めることが必要である。それは恰も或病氣を治療しようとする醫師が、先づ患者の身體を綿密に診察して、病源を適確に知ることが必要であるのと同様である。社會問題は現代國家に取りては重い病氣であるから、これを診斷するがためには、吾々は是非とも社會科學の力を借りなければならぬ。

社會問題は現代の世界各國に於ける普遍的現象である。各國の社會問題はそれ／＼多少の特殊性をもつとは言へ、その本質に於てはすべて同一である。然らば則ちその原因も同一でなければならぬし、結果も亦同一でなくてはならぬ。言ひかへれば社會問題を支配する普遍的因果法則が存在しなければならぬ。そしてその法則を發見することは當然社會科學の任務に屬するのである。吾々は社會科學に依つて社會問題の原因と結果とを明にすることができるのであり、又これを明にした後に初めてそれを解決すべき方法を考案することができるのである。

社會科學は、併し、社會政策のためにのみ存在するものではない。社會政策とは何等の關係もなしに社會科學は成立し得るものである。社會科學者は本來社會法則の認識を唯一の使命とするものであるから、その法則が社會問題解決の方法を決定する上に役目つか否かを顧慮すべき必要も責任も有するものではないのである。併しながら社會政策が社會科學を無視することは絶対に許されないことである。何となれば社會科學を通じて社會問題の原因及結果を豫知することなしに、それを解決する方法を決定することはできないからである。それは恰も生理學と醫學との關係に似てゐる。生理學は醫學と没交渉に存在し得る。だが醫學は生理學と没交渉には存在し得ない。だから生理學者は必ずしも醫學を修める必要はないが、醫學者は是非とも生理學を修めることが必要である。それと同じく、社會

科學者は社會政策學者たることを必要としないが、社會政策學者は社會科學者たることを必要とする。少くとも社會科學に關する相當の知識なしに社會政策を論議することは許されない。この意味に於て兩者は密接なる關係をもつのである。

第二に、社會問題を支配する因果法則が明にされたとしても、その問題を解決することの可能性が認められなければ社會政策は成立し得ない。若し社會問題が天體の運行や四季の循環の如く、人力を以て如何ともすべからざるものであるとするならば、吾々はたゞそれを自然の成行に放任するより外に何等の對策をも講ずることはできない。社會政策が社會問題の解決を目的とする方法である限り、社會政策は社會問題解決の可能を前提條件としなければならぬ。そこでそれが果して可能なりや否やを明かにするためには、吾々は是非とも社會科學の力を借りなければならぬのである。譬へば人間をして永久に死なざらしめることは絶対に不可能である。従つて永久不死の方法を發見しようとする醫學は成立し得ない。併しながら或病氣は、これを放任すれば患者を死に至らしめるが、適當なる治療を加へさへすれば、その死を救ふことが可能であることの豫知し得る場合に、初めて治療術としての醫學が成立するのである。

今若し社會問題の發生が資本主義に伴ふ必然の結果であつて、しかもその資本主義は永久に存続す

るものであることが社會科學によつて立證されたと假定するならば、吾々は社會問題の完全なる解決は永久に不可能であることを豫想しなければならぬから、社會政策は成立の餘地を失ふか或は著しくその價值を減殺されることになる。然るに若しこれに反して、社會科學が資本主義の永續性を否定し、それは早晚必ず改廢されるものであることを立證したとするならば、それによつて社會問題解決の可能なることが豫想されるからして、社會政策は十分成立の餘地を有することになる。乃ち社會政策は社會問題解決の可能なることを前提條件としてのみ成立し得るものであるが、それが果して可能なりや否やは専ら社會科學によつて決定されるのである。この意味に於て社會政策は社會科學と密接なる關係をもつものである。

第三に、社會科學によつて社會問題解決の可能が證明されたとしても、それを解決するための方法は常に目的に對して有効なものでなくてはならない。そしてそれが果して有効なりや否やを見究めるには、社會科學の力に依らなければならぬのである。譬へば早魃の際に降雨を神佛に祈願することは古來一般に行はれたことであるが、今日の自然科學は此の如き方法の無効であることを明かにした。又人の運命を星の運行によつて豫知しようとする星占學なるものは、曾て洋の東西に廣く行はれたものであるが、今日の自然科學はそれが全くナンセンスであることを吾々に教へる。これ等の迷信は畢

竟因果關係の存せざるに拘らず、存すると考へるためであつて、この迷信を打破するには科學の力に依るほかはないのである。社會政策は嚴に迷信を排しなければならぬ。社會政策が原因となつて、それから社會問題解決といふ結果が導き出されなければならぬ。即ち兩者の間に因果關係の存することが明かにされなければならぬ。そしてそれを明かにするものは社會科學以外にはないのである。例へば雇傭契約に法律的干渉を加へること、労働者に團結權及罷業權を公認すること、資本家に重税を課すること等の諸方法が社會問題の解決に有効なる手段なりや否やを決定するものは社會科學である。この意味に於て社會政策と社會科學とは密接なる關係をもつのである。

第四に、社會政策と社會問題解決との間に因果關係の存することが明かにされたとしても、社會政策として選擇さるべき方法が唯一つとは限らない。そこに同時に多數の方法があり得る。例へば東京から大阪へ行くためには汽車、汽船、飛行機等の諸方法がある。その中のいづれを選びべきかといふことは、その場合々々に於ける旅行者の個人的條件によつて決定するほかはない。社會政策に於ける方法の選擇も亦同様である。例へば失業者を救済するがためには、失業保險も一つの方法であり、土木事業公營も一つの方法であり、労働時間の一般的短縮も一つの方法である。そのいづれを選擇すべきかは、各國に於けるその當時の産業及財政状態の如何に鑑みて、比較的最も實行し易く且最も効果

的なるものを採用するほかはないのである。そしてそれを選定するには社會科學の力を借りなければならぬ。この意味に於て社會政策と社會科學とは密接なる關係をもつのである。

以上列擧したる四點に於て、社會政策は社會科學に負ふところが多大であるが、今これを要約すれば、社會科學は社會政策に對してその可能性を保證すると同時に又その限界を指示するものである。社會科學によつて可能性を保證されない社會政策は全く無用の努力である。それは秦の始皇帝が不老不死の靈藥を探求した愚に等しい。だが、たとひ社會政策の可能性が證明されたとしても、それがいかなる程度に於て有効であるか、言ひかへれば、それによつて社會問題の全部を解決し得るか或は一부를解決し得るに止まるか。それを吾々に教へるものは社會科學である。社會科學から遊離した社會政策は常に砂上の樓閣であつて、日和見主義的な姑息手段以上に出づること能はざるものである。

### 第三節 社會政策と社會哲學

#### 一 社會哲學とは何ぞや

社會政策は社會科學によつて支持されなければならぬと同時に社會哲學によつて指導されなければな

らぬものである。その理を説明するに先ち、私は社會哲學とは何ぞやといふ問題につき一言すること  
を要する。

社會哲學なる語は蓋し二つの意義に用ひられる。一つは社會認識論であり、他は社會理想論である。  
前者は何が社會であるかを正しく認識し、社會概念を普遍妥當的に決定しようとするものであり、後  
者は何が社會に取りての理想であるか、言ひかへれば、理想的社會とはいかなるものでなければなら  
ぬかを普遍妥當的に決定しようとするものである。この二つの意義に於ける社會哲學中、差當り社會  
政策と直接の關係を有するものは社會理想論である。

社會の理想は社會に取りての普遍的、統一的、窮極的なる目的であり、當爲であり、軌範である。  
言ひかへれば社會進歩の最後の目標たるべきものである。そしてこの理想の何たるかを究明し、確立  
し、且その理想に照らして現實社會を批判し、眞なるもの、善なるもの、美なるものを表彰し、偽な  
るもの、惡なるもの、醜なるものを排斥することが、社會理想論としての社會哲學の任務である。こ  
の意味に於て社會哲學は常に價值批判である。所謂價值とは社會現象が理想に照らして肯定的なるこ  
とをいふのである。従つて箇々の社會現象に對してその價值の有無及多少を考察し、識別し、論斷す  
ることが價值批判である。吾々が或社會現象を指して善であるとか惡であるとか、或は是であるとか

非であるとかいふのは、つまりその價值を批判してをるのである。そして吾々が價值を批判すること  
ができるのは、吾々が一定の理想をもつてをるからである。この理想に適合するものを善とし、然ら  
ざるものを惡とするのである。従つて理想なくしては善惡の批判はあり得ないのである。

だが、若し價值批判が純粹に個人的、主觀的なものであつて、それが普遍性、客觀性を缺いてをる  
ものとするならば、社會哲學は一つの學として成立することを得ないであらう。何となれば社會哲學  
は社會としての理想を究明するものであるから、若し價值批判が個人的、主觀的のものであるならば、  
各個人の理想はあり得ても、一社會としての理想はあり得ないからである。併しながら吾々は過去及  
現在の多くの社會が、各それに特有なる理想をもつたことを知るのである。固より時所を超越して全  
人類に普遍的なる社會理想が存在したといふことは歴史的事實として承認できないが、併し少くも特  
定の時代に於ける特定の社會は個人を超越したる社會全體の普遍意思としての理想を有し、且それに  
よつて價值批判を下したことが、歴史的事實として承認されるのである。勿論この理想は時所によつ  
て多少内容を異にするものではあるが、併し或特定の時所に於ては、特定の社會理想が存在し、その  
理想が當該社會に屬する個々人の意識を指導し統制して、彼等の價值批判に普遍性と客觀性とを賦與  
するのである。例へば我國の封建時代に於ては、忠臣、孝子、節婦、義僕が一般に賞讃され表彰され

た。これは忠孝節義が當時の社會理想に適合してゐたからである。勿論當時といへども不忠、不孝、不節、不義なる者も少くなかつたに相違ない。だが、それは忠孝節義が理想として普遍性をもつたことを否定する理由にはならないのである。一般に私欲のために他人を欺くことが惡とされ、公益のために私利を犠牲にすることが善とされるのは、それが普遍的な社會理想に一致するからである。吾々は箇々の實際問題に對する意見の不一致を理由として理想の普遍性を否定してはならない。當面の政治問題、經濟問題、社會問題をいかに處理すべきかについての意見の衝突は常に存在する。併しながら國家の利益、社會の幸福を圖らうとする理想に於ては各人概ね同一なのである。固より實際に於ては公益よりも私利を重んじて行動する者は決して少しとしない。だが、さういふ種類の人々といへども必ずしも自己の行動が正しいと考へてゐるのではない。彼等の意志が薄弱であるか、道德的勇氣に缺けてゐるか、或は當面の必要に制せられて、不正とは知りつゝも敢てこれを爲すのであつて、彼等の價值批判が社會のそれと顛倒してゐるからではないのである。

かくの如く價值批判が普遍性をもつとするならば、吾々は又それを客觀的に認識することが出来る。即ち或社會の理想が何であるかを社會内の一員としても社會外の一員としても、吾々がこれを認識することは難事でない。何となれば或社會の理想は必ずその社會の道德や法律として表現されてゐるか

らである。吾々が或國、或時代の道德、法律を批判するのは、つまりその理想の普遍性を認め且それを客觀的に認識して、それを批判の對象とすることが出来るからである。若し吾々が理想の普遍性、客觀性を否定するならば、吾々は最早道德や法律を批判することを得ないであらう。何となれば道德や法律は元來個人的所産ではなくして社會的所産であつて、各時代々々の價值意識の表現に外ならな

いからである。だが併し、過去及現在の社會に於て、いかなる理想が存在したかを客觀的に認識すること自體は社會哲學でなくして、文化史、思想史或は道德史等に屬する任務である。社會哲學の任務は、歴史的にいかなる理想が存在したかを究明することではなくして、凡そ社會はいかなる理想をもつべきであるかを論理的に究明することである。そしてその立場から古今のあらゆる社會現象を批判して、その是非善惡を識別することにあるのである。例へば古代のギリシヤ人の理想が何であつたか、現代アメリカ人の理想が何であるか、いかにして彼等の理想が発生し且育成されたか、それが國民生活の上にかに影響したかを研究するのは文化史であつて、社會哲學ではない。社會哲學は時代と民族の異同を問はず、一切の人類社會がもたなければならぬ普遍妥當な理想が何であるかを究明するものである。そしてこの理想の光に照らして箇々の時と所とに於ける現實的な社會現象に價值批判を下さうと

するものである。従つてこの意味からすれば、古代のギリシヤ人の理想も、現代のアメリカ人の理想も、吾々の社會哲學的批判の對象たり得るのである。要するに社會哲學は時所を超越するところの普遍的なる社會理想を究明し、それを基準として過去及現在の社會現象を批判すると同時に將來の社會進歩に對して適確なる目標を與へようとするものである。

## 二 社會政策と社會哲學との關係

社會政策は、既述の如く、國家の理想を指導原理として、その理想に到達するための一階段として、社會問題を解決することを目的とするものである。國家は言ふまでもなく社會の一種である。數限りなく多數に存在し生滅する社會の中の或一つが國家である。併しながら國家は人類が曾て有し又現に有するところの社會中にあつて最も完成されたる一箇の全體社會である。國家の中には他のあらゆる部分社會が包容せられ、一民族としての吾々の全生活がそれに依存する。吾々は國家の一員たることによつて比較的最も良く利益と幸福とを確保する事ができる。國家の鞏固なる存立と、その富強とを通じてのみ吾々は平和と安寧と福祉とを増進することができる。これは現にそれ自體の國家を有しない諸民族がいかに熱烈にそれを要望しつゝあるか、又弱小なる國家が強大なる國家たらんことを熱望

して、いかに必死の努力を試みつつあるかといふ事實に徴しても疑ひを容るゝの餘地なきところである。

併しながら現存する國家は尙極めて不完全であつて、理想を距ること頗る遠い。だから吾々は自己の屬する國家を理想の國家たらしむべく常に最善の努力を拂はなければならぬ。そしてその努力の一つが社會政策となつて現はれるのである。だが社會政策は國家の理想を追求するために必要な方法中の一部分に過ぎない。それは僅に社會問題を解決せんとするものに過ぎない。社會問題を解決し得たからといつて直に理想的國家が出現するのではない。理想的國家は久遠の彼方にあつて、それに到達するためには無限の道程があり、無数の方法が講ぜられなければならぬ。吾々は長い國家の生命から見れば、極めて限定された或歴史的の時代に生息するに止まるのであるから、國家の理想を追求すべき國民の努力は今後尙幾百千年の久しきに亘つて間斷なく繼續されなければならぬ。吾々の生存はこれに比較すれば極めて短いのであるから、吾々は國家の理想を追求する永遠の努力に於て、僅にその一部分を擔當するに過ぎない。だが吾々は祖先の事業を繼承すると同時に、更にそれを子孫に繼承せしむべき中間の一連鎖として、理想に向つての正しき一步を前進するだけの責任は是非ともこれを果さなければならぬ。歴史の示すが如く、吾々の祖先が時として正しく進むことの代りに逆に退く

やうなことをしたゝめに、善き社會状態が廢れて、惡しき社會状態にまで變化したやうな例が少くない。これは畢竟當時の國民が理想を見失つたか或はそれに向つて前進しようとする努力を放棄したからである。言ひかへれば社會の變遷を自然のまゝに放任して、これを人間の意志と努力によつて改善進歩せしめようとする目的意識的行動を取らなかつたからである。所謂 *Decadence* とはかゝる状態を指すのである。理想なく目的なく、たゞ本能の命ずるがまゝに其日々々の享樂を追求することしか考へない人々がデカダンと呼ばれるのである。本能即道德、衝動即生活、これがデカダンの姿である。かゝる人々の充滿する社會に於ては、各人の生活は放縱無節制であり、政治も宗教も極度に腐敗し、性的關係は夥しく紊亂し、殘忍又はエロティックな藝術が流行し、すべての人がエゴイステイックになつて、一切の行爲がたゞ感情と私欲とによつて支配され、道德と理智とは最早人間に對する支配力を喪失してしまふ。さういふ社會にあつては、理想に對する退歩があるのみで、進歩は決してあり得ない。人間が感情を去つて理智に就き、私欲よりも公益を重しとするやうな社會に於てのみ理想に對する進歩があり得る。政治、經濟、宗教、道德、學問、藝術、その他すべての進歩はこれに基くのである。従つて現代に生活する吾々が理想に向つて正しく前進し、現在の社會をヨリ善き社會として子孫に遺さうとするには、吾々が社會理想を原理として當面の社會問題を解決することが必要避く

べからざる責任である。そしてこの責任を果たすべき一つの方法を吾々は社會政策に見出さうとしてをるのである。

吾々は幸か不幸か資本主義的社會に生まれて來たのである。資本主義的社會は必ずしもデカダンスの社會ではない。それは或意味に於ては克己、精勵、奮闘、努力の社會である。そしてその結果として生産力が非常に發達し、巨大なる富が増進され、國民の經濟生活は著しく豊富となつたのである。たゞその點からのみ見れば、資本主義も亦理想に向つて前進することに與つて功があつたと言へないこともない。併しながらこれを他面から視るならば、資本主義は大なる弊害を流布し、吾々が理想に向つて前進することを甚しく妨害しつゝある。何となれば資本主義の下に發達したる生産力は少數の資本家の手に掌握せられ、又それによつて増進したる富は、極めて不公正なる分配のために、貧富の懸隔を著しく擴大せしめ、有産無産兩階級の利害の衝突はますます露骨となり、國民の協働は破壊され、到る處に社會問題が發生して、社會理想の追求は極めて至難の状態に陥つてゐるからである。この意味からすれば、資本主義は吾々をして理想に向つて前進するよりも寧ろ後退せしめたものと斷ぜざるを得ない。だから吾々は一方に於て資本主義の下に増大したる生産力を萎縮せしめることなしに、他方に於て富の分配を公正にし、奢侈と貧困とを根絶し、階級闘争を排除し、以て吾々の國家を



ヨリ善きもの、理想にヨリ近き状態にまで推し進めなければならぬ。かくの如くにして社會政策の目的は達成されるのである。

これを要するに社會哲學は理想を與へ、社會科學は法則を示す。そして社會政策は理想と法則との契合によつて成立するものである。乃ち社會政策は社會哲學によつて指導せられつゝ社會科學によつて方法を指示されなければならぬ。更に言へば社會哲學は社會政策に判然たる目的意識を與へる。だがこの目的を達成するための方法は常に社會科學によつて規定されなければならぬ。社會哲學によつて指導されない社會政策は屢々單なる政略に墮する危険があり、社會科學によつて規定されない社會政策は屢々不可能或は無効果に了る危険がある。社會政策が眞に社會問題解決の目的に忠實であらうとするならば、軌範としての理想を追求しつゝ法則としての現實を無視してはならない。社會政策は常に理想と現實との接觸點に沿うて進むべきものである。

このゆゑに學としての社會政策は、社會科學中の一部門でもなく又社會哲學中の一部門でもなく、それは兩者に分屬するといふよりは寧ろ兩者の契合から成る特殊の一學であると見るべきものである。吾々は社會哲學と社會科學との兩方面から研究考察することなしには、一箇の社會政策を批判することもできなければ、又一箇の社會政策を提唱することもできないのである。

## 第二章 社會政策と國家

### 第一節 國家の本質

#### 一 國家意思

社會政策は既述の如く社會問題の解決を目的として政府の決定する方法であるが、政府がかゝる任務に服する所以のものは、國家意思がこれを政府に命ずるからである。國家意思が社會問題の解決を意欲し、それを達成するために必要なる方法を講ずべきことを政府に強要するからである。政府はこの國家意思の命令を判然意識すると否とに拘らず、社會問題解決の方法を講ずべく餘儀なくされる。だから若し政府が國家意思の命令に違背して、その任務の遂行を懈怠するならば、國家は早晚かゝる政府を排除し、他の政府を以てこれに代へるに至るのである。

然らば國家意思はいかにして成立するか。それは國民の普遍意思（總意と言つてもよい）に依るのである。後述するが如く（本節第四項）國家は全體社會である。それは一箇の有機體の如く多數の個人

を構成分子とはするが、併し單なる個人の機械的集合體ではなくして、それを超越したる一全體として自存するものである。従つて國家はそれ自體の意思を有するが、併し國家を構成する各個人も亦その意思を有するから（この點に於て國家は動物や植物の如き純然たる有機體と異る）國家意思は個人意思から全然遊離した神祕的存在ではなくして、個人意思を原料として醸成されるところの普遍意思である。即ち國民たる幾百萬乃至幾千萬の個人意思の無限に交錯した加減乗除の結果が國家意思となるのである。だが、かくして成立した國家意思は一切の個人意思を超越した普遍意思であつて、あらゆる個人は意識的にか無意識的にか國家意思による支配と統制から免かれることはできない。現代の日本人は好んで國民精神なる語を用ひるが、蓋しそれは私の所謂國家意思と同義であつて、日本國民に特有なる傳統的精神即ち國體觀念、忠君愛國思想、反唯物的思想の如きは吾々が祖先以來多年育成し保持し來つたところの日本國家意思にほかならないのである。

右の如き意味に於ける國家意思が政府に命令して社會問題の解決を圖らしめるのであるが、併し政府は固より國家そのものではなくして、常に多少の私欲と偏見とを免かれない若干の個人の集合體であるから、必ずしも忠實に國家意思の命令を遵奉するものとは限らないのみならず、屢々國家意思を無視することさへあり得る。そこで吾々は社會哲學的見地から國家意思の追求しつゝある理想と目的

とが何であるかを究明すると同時に、社會科學的見地からこの理想及目的の實現を可能ならしむべき方法を指示して、斷えず政府を督勵し鞭撻することが必要なのであつて、社會政策學の存在理由は一にそこにあると言つてもよいのである。

だが併し右の如き全國民の普遍意思としての國家意思の存在に對する認識は、吾々が全體主義的國家觀を取る場合に於てのみ可能なのであつて、個人主義的或は階級主義的國家觀を取る場合には全く不可能であることを注意しなければならぬ。何となれば個人主義的國家觀からすれば國家意思は政府意思と同一物であり、階級主義的國家觀からすれば國家意思は階級意思と同一物だからである。然らば何故に之等三種の國家觀の對立を來たすかと言ふに、それは要するに國家の本質に對する認識の相違に基くのである。ひとり社會政策に於てのみならず、社會主義諸流派並にファッシズムの如き現代の有力なる社會思想に於て、國家觀ほど重要な地位を占めるものはないのであつて、國家の本質に關する認識の相違が、諸種の社會思想及社會運動を氷炭相容れざる關係にまで分裂せしめる根本原因となつてゐるのである。然るに私自身は徹底的に全體主義的國家論者であり、従つて本書に於ける私の社會政策論は全體主義的國家觀を基礎として構成されるものであるから、私はこの國家觀が個人主義的及階級主義的國家觀といかに相違するかを明白にする必要を感ずるのである。

## 二 個人主義的國家論

國家は領土と人民と主權者から成ると言つたやうな法學的、形式的國家概念は姑く措き、國家の本質を社會學的、實質的に把握しようとする立場に於て行はれる國家論を大別して三種とすることが出来る。その第一は個人主義的國家論であり、第二は階級主義的國家論であり、第三は全體主義的國家論である。

第一の個人主義的國家論は多元的國家論とも呼ばれるものであつて、この學派に屬する者は大部分イギリス人である。例へば古く第十七世紀に於てはトーマス・ホッブス及ジョン・ロック、第十八世紀に於てはジャン・ジャック・ルソー（これはフランス人）、第十九世紀に於てはハーバート・スペンサー、現代に於てはマツキイーヴー及ラスキの如きがそれである。これ等諸學者の説は時代と共に變遷して必ずしも同一でないのは勿論であるが、併し大體に於て彼等に共通する一點は、國家は民衆の協議又は契約によつて組織された一箇の法律的社會だといふことである。彼等の所説に従へば、民衆が何故に國家を組織する必要を認めたと云ふに、未だ國家の無かつた當時の社會にあつては、各個人の生活は獨立且自由であつて、毫も法律的拘束を受けることはなかつた。たとひ宗教、道德、經濟等

の諸制度が若干存在して社會生活を或程度まで規律してはをつたとしても、それ等は權力によつて強制されるものではないから、必ずしも個人の獨立と自由とを侵害するものではなかつた。乃ち個人はその欲するがまゝに自己の利益と幸福とを追求することができて、何人も強制力を用ひてこれを拘束するものはなかつたのである。

然るに社會の進化に伴ひ、暴力に秀でたる者或は奸智に長けたる者が現はれて、個人の利益幸福を侵害し、或はその獨立自由を蹂躪するが如き事態を發生するに至つた。そこでかゝる社會に屬する多數の民衆が互に協議し、右の如き侵害者を取押へ、本來の獨立と自由とを擁護し、各自の利益幸福を保全する手段として政府（多くの場合は專制君主）を樹立し、これに法律を制定し且實施する權能を賦與した。こゝに於て初めて國家なるものが出現したのである。但し國家を組織する以上、これに參加するところの民衆即ち國民は、すべてが法律に服従する義務を負はなければならぬことは勿論であるから、それによつて國家成立以前に彼等が享有してをつた獨立と自由とは多少の制限を蒙らざるを得ない。何となれば若し各個人が完全に獨立自由であるならば、そこに政府も法律も存在せず、從つて國家も存在し得ないからである。既に國家の存在する限り、そこに政府と法律とが存在し、且この法律を實施するための權力即ち強制力が存在しなければならぬ。從つて國家の成立と共に國民は法律

に服従する義務を課せられるのであつて、その限りに於て各個人の獨立と自由とは多少の制限を受けざるを得ない。この意味に於て國家は個人に對する一つの害惡である。それにも拘らず民衆が國家を必要とする所以のものは、それによつてヨリ大なる害毒を防止することができるからである。だから國家は畢竟「必要なる害惡」(necessary evil)である。民衆は國家のために犠牲を拂ふことは固より欲しないのであるが、併しこの犠牲によつて一層大なる獨立と自由とを確保することができると同時に敢て自ら進んで國家を組織したのである。何となれば若し國家がなければ少數の亂暴者のために多數の平和な民衆の獨立と自由とが全部破壊される虞があるからである。そこで民衆は大なる獨立と自由とを確保するための已むを得ざる手段として、小なる獨立と自由とを國家に移讓し、法律に服従すべきことを承認したのである。

このゆゑに、たとひ國家が成立したとしても、それがために國民の獨立と自由とが全部失はれるのでは決してなく、たとひ國民が自ら進んで承認したる範圍に於てのみ獨立と自由とが制限されるに過ぎない。いかなる政府といへども右の範圍を超えて國民の獨立自由を束縛する權能を有するものではなく、たとひさういふ法律が發布されても、國民はこれに服従すべき義務はない。何となれば法律はその制定に與つた政府(立法行政司法の三部を含めた意味の政府)の意思を表明するに過ぎないからで

ある。法律は原則として參政權を有する者の多數決によつて制定されるのであるから、全國民の贊同を得るが如き法律は滅多になく、假にさういふ場合があつたとしても、それは個人意思の偶然の一致であつて、個人意思を超越したる普遍意思と見るべきものでない。世俗的に國家の意思と稱せられるものは、その實政府の意思である。だからいかなる法律も國民がこれを承認する限りに於て効果を有するものであつて、然らざればそれは一箇の空文に過ぎない。國家なるものはその本質上社會生活の一部即ち國民が多數決によつて承認を與へたる法律が「かくなすべし」或は「かくなすべからず」と規定した範圍内の生活を規律するに止まるものであつて、決して社會生活の全部を規律するものではない。言ひかへれば吾々の社會生活中、法律行爲(公法的及私法的)と名けられる部分だけが國家の一員として吾々の營む生活であつて、法律に無關係なる宗教、道德、經濟等の諸行爲は國家の外に於て吾々が單なる社會人として營む生活である。だから國家は本來一箇の法律的社會であつて、吾々の社會生活中法律の支配を受くる部分だけが、他の宗教、道德、經濟等の諸生活から分離され、その分離された法律生活の綜合されたものが即ち國家を成すのである。この意味に於て國家は吾々の全生活を包容するところの全體社會ではなくして、一部分の生活を規律するに止まる派生社會である。それは恰も教會が宗教的社會であり、株式會社や産業組合が經濟的社會であり、學校が教育的社會である

のと同じやうに、國家は一箇の法律的社會である。かう見るのが個人主義的國家論或は多元的國家論である。

以上述べたところによつて明かなるが如く、個人主義的國家論者は國家を以て多數個人の機械的集合體即ち單なる團體と見るのであつて、しかもこの團體たるや或特定の目的を達するための手段として意識的、計畫的に組織せられるものであつて、各個人がそれに加入するのは、それが自己の利益に合致するからである。即ち國家存在の基本的要件はそれが個人の利益を保護するに有効なる機關たるが故であつて、若し國家がかゝる機關としての効用を有せざるに至つたならば、各個人は合議の上でこれを解消することも敢て妨げない。國家の解消は必ずしも社會の解消を意味するものではないから、各個人は國家を失つても、その社會生活を存続することは決して不可能ではない。個人が國家のために存在するのではなくして、國家が個人のために存在するのであるから、國家の存廢を決定するものは個人の利害以外にはあり得ない。かく主張するのが、個人主義的國家論であつて、要するにそれは個人本位の功利主義的國家觀と斷すべきものである。

### 三 階級主義的國家論

第二の階級主義的國家論は簡單に階級國家論とも呼ばれるものであつて、それがマルクス、エンゲルス、レーニンその他の所謂マルキシストによつて唱道される理論であることは言ふまでもない。彼等の説に依れば、國家は社會的生產關係を基礎とする階級對立關係から必然的に發生したものであつて、つまり一階級が他階級を壓制するための機關であり道具である。エンゲルスはその著『家族、私有財産及國家の起原』の中で、國家はいかなる時代に於ても、その當時の最も有力なる經濟的支配階級のための國家であつて、この經濟的支配階級は國家を利用して政治的支配階級ともなり、國家權力を掌握することによつて被支配階級を壓制し、搾取するのである。だから古代國家はすべて奴隸所有者が奴隸を壓制するための機關であり、封建國家は貴族が農民を壓制するための機關であつた。そして現代の立憲國家は資本家が賃金労働者を搾取するための道具であると言つてをる。

かくの如くマルキシストは國家を以て經濟的支配階級が經濟的被支配階級を壓制するための道具であるとするのであるから、國家が發生する前に先づそこに經濟的意義に於ける階級對立が成立してゐなければならぬ。然らばこの經濟的意義に於ける階級對立がいかにして成立するかと言へば、それは生産關係に基くのである。即ち一方に於ては土地や原料や機械の如き生産手段を所有しながら、自身は勞働に従事しない人々から成る一集團と、生産手段を所有しないで單に勞働することによつてのみ

生産物の分配に與り、その生活を維持する人々から成る一集團とが、社會的に對立する。それが即ち生産關係である。然るにかゝる生産關係の下に於ては、前者は少數ではあるが常に經濟的支配者の地位に立ち、後者は多數ではあるが常に經濟的被支配者の地位に立つ。何となれば後者は勞働力はもつてゐても土地原料機械の如き生産手段をもたないから、前者によつて生産手段の提供を受け、勞働をなし得べき機會が與へられなければ、何物をも生産することができず、従つて生活することができないからである。例へば土地を耕さうと欲しても、土地そのものが他人の所有である以上、その所有者から土地の使用を許されなければ如何ともすることができない。又木材や金屬の如き原料に加工しようとしても、その原料の所有者がそれを提供してくれなければ如何ともすることができない。又機械を運轉しようとしても、その機械の所有者が、その運轉を許してくれなければ如何ともすることができない。だから財産を所有しない者が生存するためには、財産を所有する者からその財産を生産的に利用することを許可されるといふことが必須條件である。然るにその許可を與ふるか否かの決定権は素より所有者にあるのであるから、結局貧者は富者に對し隷屬的地位におかれ、その意思に服従すべく餘儀なくされる。これ即ち經濟的に支配階級と被支配階級との對立を來たす所以である。だから階級對立の根本原因は私有財産制度の成立にある。私有財産制度の未だ發生しなかつた時代に於ては階

級對立は存在しなかつた。然るに後に至つて私有財産制度が成立したゝめに、自然そこに財産を所有する者と所有しない者との差別を生じた。そしてこの差別に基いて右に述べた如き經濟的支配階級と被支配階級との對立を見るに至つたのである。

然るにこの經濟的階級對立の中から、どうして國家の出現を見るに至つたかといふに、經濟的支配階級たる富者が一つの不安を懷いたことである。その不安といふのは、多數の貧者が何時富者の財産を略奪して、その支配的地位を顛覆するかも知れないといふ疑懼である。そこでその疑懼を除き、不安の原因を取去り、永久にその社會的優越力を維持するためには、飽くまでも私有財産を擁護し、暴力を用ひてこれを侵害しようとする者に對しては嚴重なる所罰を加へることが何よりも有効な手段である。言ひかへれば富者がその特權を保全するためには、政府を設け、法律を造り、權力によつて私有財産を擁護することが必要である。かういふ理由から富者即ちその當時の經濟的支配階級が國家を建設するに至つたのである。だから國家なるものは最初から經濟的支配階級が被支配階級を壓制し、その反抗を豫防するための道具として發明されたものである。従つて國家は常に經濟的支配階級の掌中にあつて、彼等の欲するがまゝに運用され、被支配階級は全然その運用から除外されるのである。こゝに於てか國家の成立に先ち既に經濟的支配階級であつた者は、國家の成立と共に新に政治的支配

權をも掌握するに至るのであつて、その結果經濟的階級對立は同時に政治的階級對立ともなり、二重の壓制が被支配階級に加へられることになつた。これ即ち國家が階級壓制の機關と認められる所以である。

かくの如くマルキシストは國家を以て階級壓制機關と見るのであるから、現代の資本主義の下に支る國家は有産階級が無産階級を壓制するための道具であることは勿論であるが、併し一朝無産階級が政治革命によつてこの道具を有産階級の手から奪ひ取つたならばどうなるかと言ふに、その時國家は從來とは反對に無産階級が有産階級を壓制するための道具となるのである。乃ち無産階級は國家權力を利用して新に法律を造り、有産階級の手から土地及資本を剝奪し、若しこれに反抗する者があらば嚴酷なる刑罰を科し、徹底的にこれを彈壓するのである。こゝに於てか從來政治的にも被支配階級であつたところの無産階級は俄に支配階級となり、反對に從來支配階級であつた有産階級が今度は被支配階級にまで顛落する。これが即ち共產主義者の企圖する革命である。

併しながらマルキシストの理論としては、國家なるものは常に一階級が他階級を壓制するための道具なのであるから、若し將來階級對立の完全に廢止された社會が出現したとするならば、その時國家はどうなるかと言ふに、その時國家は消滅するのである。國家が階級對立を必須的前提條件として成

立するものである以上、階級對立がなければ國家はその成立の根據と存在の理由とを失ふのであるから、自らそれは消滅に歸せざるを得ないのである。現在のソヴェート聯邦の如きは共產主義が未だ完全には行はれてをらず、従つて尙多少階級對立が残存してをるから、未だ國家として消滅するに至らないが、併しこれは己むを得ない過渡期の現象であつて、若し將來完全に共產主義が實行され、階級對立の事實が根絶するに至つたならば、國家としてのソヴェート聯邦は姿を消し、無政府共產主義の一大社會として存続することになるのである。

以上が階級主義的國家論の要旨であつて、それは既述の個人主義的國家論者が國家を以て個人の利益擁護機關と解するのとは聊か異り、國家を以て階級壓制機關と解するのである。即ち國家は個人のために存するのではなく又一民族のために存するのではなく、たゞ單に一階級のためにのみ存するのである。生産手段を獨占することによつて既に經濟的支配力を掌握してをる或階級が、更に政治的支配權をも掌握して、その階級的壓制を擴大強化する目的を以て建設するものが即ち國家である。だからすべての階級をその中に包容するところの一大民衆全體の利益を擁護するが如き任務を帯ぶる國家なるものは絶対に存在しない。國家の存在は一階級のためには常に利益であるが、それに對立する他階級のためには常に不利益である。前者に取りては祝福すべきものであるが、後者に取りては呪詛す

べきものである。だから若し將來階級對立の消滅した社會が出現するならば、その時國家は最早存在の理由を失ふものであるから、それは自ら死滅せざるを得ないといふのが階級主義的國家論者の結論である。乃ち彼等は個人と個人、階級と階級との利害を調節し、それ等を一民族の福利のために協働せしめ、或は外國の侵略を排除し、一國民全體を幸ひするが如き機能を有するところの國家の存立を歴史的且理論的に否定するのである。言ひかへれば彼等は「一民族が他民族の支配を排斥して、それ自體の獨立と文化とを擁護するための自己統制組織としての國家の存立を否定するのである。が此の如き國家觀は獨り歴史的事實を無視するに止まらず、國家と政府とを概念的に混同する意味に於て非論理的である」と斷ぜざるを得ないものである。古今の歴史を案ずるに、民族鬭争は階級鬭争と同じく、否寧ろヨリ以上に世界史上に重要な役目を演じた。遠き未來は知らず、現在及近き將來の歴史が異民族相互の軋轢衝突を一大契機として發展しつゝあり又するであらうことは疑ふべからざる必然である。固より他方に於て階級鬭争も歴史發展の重要な契機をなすものであることは否定できないが併し民族的利益を擁護しようとする人間の欲求は階級的利益を擁護しようとする欲求に比して決して微弱なものではなく、寧ろ屢々一層熾烈であることは、歐洲大戰前後から今に至る十餘年間の世界の狀勢を一瞥しただけでも、十分吾々の認識し得るところである。一箇の民族がいかに熱烈にその獨立

と自由と安全と繁榮とを要望しつゝあるかといふ事實を度外しては、現代世界史の動向を理解することは絶對に不可能である。そして民族が此の如き要望を達成するがためには、先づ内部的に個人的並に階級的利益の衝突を排棄して一民族としての團結を鞏固にし、全民衆をして切實に協働せしめることが何よりも肝要である。しかもこの團結と協働とを實現するためには、民族が單なる民族として止らずに、それ自身の政府を樹立することによつて、それ自身を國家にまで發展せしめ、以て全民衆を緊密なる法的統制の下に結合することが必要缺くべからざる條件である。こゝに國家存立の根本理由が見出されるのであつて、かくの如き理由によつて存立する國家は、一民族全體の欲求に基き、一民族全體の幸慶のために存立するものであつて、決して個人の利益のためにも又一階級の利益のためにも存立するものではない。この點に明白に個人主義的乃至階級主義的國家論の誤謬が発見されるのである。

#### 四 全體主義的國家論

最後に私は最も正しき國家認識としての全體主義的國家觀について説明しようと思ふ。これは一元的國家論とも呼ばれるものであつて、第十八世紀から第十九世紀にかけて主としてドイツ系統の學者



によつて唱道されたものである。例へばスピノザ、アダム・ミュラー、ヘーゲル、ボサンケット等がそれであり、現代に於てはオーストリーのスパン、イタリーのロッコ及ドイツのゴーガルテン等がほゞ類似の説を主張しつゝある。だが、これ等の諸學者の國家論は概して觀念論的、形而上學的であつて、實證的、社會科學的でないところに私をして多大の不滿を感ぜしめる。従つて私自身の全體主義的國家論は右の諸學者の所説と必ずしも一致するものではなく、たゞ大體の傾向を同じくするに止まることを豫め斷つて置く。

さて私の國家論を説く前に、先づ明にしておかなければならぬことは、國家と民族との關係である。民族とは同一の祖先から漸次増殖し來つたところの一大民衆を謂ふのである。先づ最初に家族があり、それが人口の増加に伴れ分裂して多數の家族となり、一箇の家族群を形成する。それを全體として氏族トランと名ける。然るにこの氏族が又人口の増加に伴ひ分裂して多數の氏族となり、一箇の氏族群を形成する。それを全體として部族トライブと名ける。然るにこの部族が又人口の増加と共に分裂して多數の部族を生じ、一箇の部族群を形成する。それを全體として民族ネーションと名けるのである。だから民族の第一の特徴はその人種的系統が大體に於て同一であることである。勿論民族發展の過程に於て多少他の人種の血液を混淆することは免かれなからず、その基本的特徴は同一であると見てよい。だが單に

そればかりが民族の特徴ではない。その第二の特徴として文化の共通を挙げなければならぬ。即ち一民族は共通の神話や傳説をもち、類似の宗教的信仰を有し、道德的思想や、藝術的表現や、經濟的生活様式も大體に於て同一であり、言語や文章も同一系統に屬し、風俗習慣も概ね同一である。これを要約すれば文化が全體として同質的ホモジニアスであることが一民族成立の要素である。だからたとひ人種が同一であつても文化が異質的ヘテロジニアスであるならば、それは一民族とは言へない。これ即ち同一の人種的系統に屬しながら、その中に數多の民族が分立することのある理由である。次に民族の第三の特徴として擧ぐべきものは同一の傳統をもつことである。傳統とは永續的に保持されたる文化の謂である。文化は時代と共に變遷することは勿論であるが、併しその根本的特質だけは數百年乃至數千年の久しきに亘つて持續される場合が稀でない。その場合これを傳統と名けるのである。畢竟傳統とは長い時代を通じて踏襲され來つたところの特殊の文化を指すのである。だから單に同一の文化といふ場合には、それは或一時代に於ける觀念形態や生活様式が同質的であることを意味するが、同一の傳統といふ場合には、その文化が時代の推移にも拘らず長い年數を通じて同質的であることを意味するのである。

以上の三要素を具備し且それによつて他から區別されるところの一大民衆の集團を民族と呼ぶのである。だから民族は自然成長的なる一大本然社會であつて、或必要から計畫的に組織される派生社會

ではない。それは多數個人の機械的集合體ではなくして、それ以上のユニークな統一體である。それは恰も人體が多數細胞の集合體ではなくして、それ以上の有機的存在であるのと同様である。そして此の如き民族がそれ自體の政府を樹立するに至つた時、それが國家と呼ばれるのである。國家とは畢竟それ自體の政府を有するところの民族の謂である。但し過去の歴史の示すが如く、一民族が最初から全體として統一的な國家となる場合もあるが、これは概して小民族に限られるのであつて、やゝ大なる民族はその中の一部族が先づ政府を樹立して國家となり、その後漸次他の部族を併合して統一的國家となる場合もあり、又一民族中の諸部族が各分立して數國家となり、然る後その中の最も優勢なるものが全體を統一するに至る場合もある。それと同時に一旦統一的國家として出現した民族が、後に内訌を起して數多の小國家に分裂するが如き場合も稀でない。だがそれはいづれであつても、本來人種、文化、傳統を共同にする一民族の全部か或は一部か、それ自體の政府を樹立するに至つた時それが國家となるのである。そして政府が樹立されることは、そこに何等かの立法、行政、司法の三作用が開始されたことを意味し、従つて又何等かの形態に於ける權力機關の設立されたことを意味する。政府と法律と權力とは常に相互にコロラリーをなすものであつて、同時的存在である。だから或民族がその中に政府を樹立するに至つたその瞬間にそれが國家と改稱されるのであつて、國家とは要

するに政府を有する民族であると言つてもよいし、或は法的統制の下にそれ自らを結合する民族であると言つてもよいのである。國家の中に包容されてをる民衆は元來人種と文化と傳統とを共同にするところの一民族であつて、それは國家たらざるも同質的な觀念形態と生活様式とによつて自然に結合されてをるものであるが、それが更にそれ自體の政府をもち、それ自身を共通の法的統制の下におくことによつて、一層その結合を強固ならしめるに至つた時それが國家となるのである。だから民族が國家になつたからと言つて、それに固有なる本然社會としての性質を喪失するのでもなければ、それから分化獨立するのでもない。國家は依然として本然社會である。何となれば元來本然社會であるところの民族が政府をもつことによつて、その名稱を國家と改めるに過ぎないからである。

だが、國家と帝國とは嚴に區別されなければならぬ。帝國とは或一國家が他の民族の全部又は一部に對して法的統制を加へ、たとひ或程度までその自主權を認容することがあるとしても、國家として完全に獨立することを許さず、それを中央政府の總括的統制の下におく状態をいふのである。従つて帝國はこれを全體として見れば、その中に若干の異民族を包容するものであつて、従つてその人種も文化も傳統も異質的であることを特徴とするのである。それ等は一民族として自然には結合することのできないものが、權力と武力とによつて強いて結合されてをるものであつて、その結合を維持する

條件は背後に力を有する法的統制以外にはないのである。このゆるに曾ては獨立の國家であつた一族が他の國家のために征服されて帝國の一部に編入される場合、又は曾ては帝國の一部として他の國家の支配の下にあつた一族が或機會に獨立して一國家となる場合は、歴史上その例が頗る多いのである。

さて次に吾々の考ふべき問題は、一民族（又はその一部分たる一部族）がいかなる原因によつて國家化するかといふことである。個人主義的國家論者は國家の起原を民衆の協議又は契約に歸し、階級主義的國家論者はそれを經濟的支配階級の畫策に歸するのであるが、併し私はあらゆる國家の起原をかく單一なる原因の下に概括することはできないと思ふ。現在地球上に存立する國家は約六十であるが、併し過去數千年の間には幾百千の國家が興亡したのであるから、それ等が最初成立した時の事情は種々様々であつて、そこに普遍的な單一原因を見出すことは困難である。殊にその起原の最も古い國家にあつては、建國當初の事情は概ね神話傳説の世界に屬し、その真相を知ることが容易でない。併しながら有史以降現代に至る期間に於て成立したる諸國家については比較的正確にその史實を知ることが出来る。今それ等の史實を綜合して考察すると、吾々は國家成立の原因として最も有力なるものを二つ指摘することが出来る。一つは民族の獨立であり、他は民族の統一である。前者は或民族が

他の國家の侵略、征服又は壓制に反抗してその獨立を保全し、固有の文化と傳統とを擁護しようとする要望に基くものであり、後者は或民族がその内部に於ける分裂を統一し、その結合を強固ならしめようとする要望に基くものである。が、そのいづれの場合に於ても建國創業の大任に當る者は民族精神を代表し、全民衆の欲求するところを現實化するだけの能力を具備する時代の英雄である。かゝる英雄の出現を俟つて初めて新國家が成立するのである。

國家の本質及起原は上記の通りであるから、それは個人主義的國家論者の説くが如く單なる法律的社會ではなくして、同時に道德的社會でもあり、宗教的社會でもあり、藝術的社會でもあり、經濟的社會でもある。民族の有する一切の文化は、國家の中に於ても依然として保有されてゐる。國家と民族との相違は前者が法律を有するにも拘らず、後者がこれを欠ぐことにあるのであるが、併し國家が法律を有するからと言つて、法律以外のものを失ふのでは決してない。未だ國家とならない前の民族が有したるあらゆる文化の上に、新に法律といふ一つの文化形態が附け加へられるだけである。だから國家の中には法律は勿論、道德、經濟、宗教、藝術等の諸文化が綜合的に保有され、しかもそれ等が互に分化獨立することなく、相互依存、相互影響の關係の下に渾然融合されて一箇の有機的存在を形成するのである。この意味に於て國家は部分社會ではなくして全體社會であり、派生社會ではなく

して本然社會である。かく見るのが全體主義的國家論或は一元的國家論であつて、國家を單なる法律的社會と見る個人主義的國家論や、國家を階級壓制機關と解する階級主義的國家論とは、到底兩立し得ないものである。

尙附言すべきことは國民なる語の意義である。西洋では民族も國民も共に nation 又は Volk 等の語を以て言ひ表はされるから、この兩者が混同され易いのであるが、日本語としての國民と民族とは明白に區別することが出来る。國民とは國家の構成分子としての個人の總數を意味する。これを人體に譬ふれば細胞といふが如きものである。人體はこれを生物學的に見れば幾億萬かの細胞の集合體である。それと同じく國家は數百萬乃至數千萬の個人の集合體である。この集合體を指して國民と呼ぶのである。だから一民族が全體として一國家となつた場合には民族と國民とは事實上同一物である。がたゞ異るところは民族は人種、文化、傳統を同じくする一大民衆であるが、國民は尙その上に共同の政府を有し、共通の法的秩序を有するものである。然らば國民と國家とはいかに相違するかといふに、國民は國家を組織する多數の個人を一つの集合體として見たものであるが、國家は國民を統一化し體系化し有機體化したる一個の全體として見たものである。譬へば國民を株主とすれば國家は株式會社の如きものである。株式會社は株主によつて組織されるものではあるが、併し株主即株式會社で

はない。それと丁度同じく、國民がなければ國家なく、國家がなければ國民はないが、併しこの兩者は決して同一物ではない。國家は常に國民以上の或者である。

さて、右の如き全體主義的國家觀の上に立つて國家と個人及階級との關係を見ると、國家は個人又は一階級の利益のために、その手段として存立するものではなくして、一民族全體の利益のために存立するものであることは自ら明瞭である。一民族の有する特殊の文化と傳統、言ひかへれば他の諸民族のそれと判然區別さるべき独自の思想、精神、道德、藝術、國體、政體、經濟組織、社會制度等を擁護し、宣揚しようとする一民族の自己保存、自己擴充、自己發展の欲求が、必然的にその民族をして國家たらしめるのである。何となれば國家たることなしに右の如き民族的欲求を貫徹することは不可能だからである。従つて國家を必要とするものは個人でもなく階級でもなく、あらゆる個人と階級とを包容するところの民族全體である。牢固として抜くべからざる民族的本能、民族的精神、民族的生命が國家を要求し、それ自體を國家化するのである。國家は株式會社や労働組合の如く、多數の個人が自己の利益を擁護するための手段として、合議の結果これを組織したものでなければ、又經濟的支配階級が政權を利用して被支配階級を壓制搾取するための道具として發明したものでない。個人や階級を超越する全體社會としての民族の普遍意思が、それ自體を國家たらしめるのである。従つ

て國家は當該民族に取りては手段でも道具でもなく、それ自身である。何者といへども自己を自己の手段とすることはできない。手段は常に自己以外の他の物でなければならぬ。然るに國家は民族に取りては自己以外の他の物ではなくして、それ自身なのであるから、いかなる意味に於ても國家を手段として利用し得べきものではない。かく國家が民族の手段たり得ないとするならば、ましてその一部分に過ぎないところの個人や階級の手段たり得ないことは言ふを俟たない。それは恰も吾々の全身が一細胞又は一手一足のための手段たり得ないのと同様である。吾々は全身の健康のために一部分を犠牲とすることはあり得るけれども、一部分の健康のために全身を犠牲とすることはあり得ない。それと同じく國家はその成長、發展、興隆のために一個人や一階級の利益を犠牲とすることはあるが、一個人や一階級の利益のために國家全體の利益を犠牲とすることは決して許されないのである。

曾て第十八世紀末のイギリスの哲學者ジェレミー・ベンサムは「最大多數の最大幸福」を以て國家の目的であると唱へたが、この多數の幸福といふ觀念もやはり個人主義的であつて、全體主義的でない。何となれば、數の多少は個人を單位として計算されるものであつて、つまり國家を個人の機械的集合體と見るものだからである。全體主義の立場からは國家を個人の機械的集合體とは見ないで個人を超越したる不可分の有機的一全體と見るのである。一全體なるがゆゑに、それを構成する各部分に

於ける個人の數の多少は何等重要なる意味をもたない。これを人體に譬ふれば、脚を形成する細胞の數は頭を形成する細胞の數よりも多いであらう。だがそのゆゑを以て脚が頭よりも重要であるとは誰も考へないであらう。一個の有機體に取りては唯全體としての生命だけが重要なのである。然るに個人主義者は細胞たる個人を至上の存在と認め、國家を以て個人の幸福に對する手段と見るからして、國家の任務はできるだけ多數の個人に、できるだけ多量の幸福を保障するにあると考へるのである。彼等からすれば國家の善惡は國民たる個人が各自に享有する幸福の總計の多少によつてのみ決定される。だからベンサム及その亞流たる功利主義者は、個人の財産所有權、個人の快樂、個人の自由を最も貴重なるものとし、これを保護することが法律の最大の目的であると主張したのである。然るに吾々全體主義者は國家は個人の幸福のために存在するのではなくして、それ自體の保存、擴充、發展のために存在するものと考へる。従つて國家の善惡は國家が自己の目的に對して有効適切に行動しつゝあるか否かによつて決定される。國家は常にそれ自身の目的を追求しつゝあるものであつて、その一部分たる個人や階級は斷えず國家の目的に奉仕すべきものであり、國家の利益に反せざる限りに於てその存在を認容さるべきものである。

以上が私の主張する全體主義的國家觀であるが、かゝる國家觀こそ現代の日本國民の大多數が有す

る國家觀と正に合致するものであることは私の信じて疑はざるところである。我國民は私の論述したやうな國家觀を未だ理論的に判然認識するには至つてゐないが、併し直觀的には國家をかゝるものとして意識してゐることは誤りないと思ふ。「國家のため」といふ一語は國民の斷えず口にするとところであるが、謂ふ所の國家が全體主義的意義に於ける日本國家を指すことは、何人も否定し得ないところであらう。乃ち我國民は、個人主義者や階級主義者が何と言はうとも、國家の本質を正確に意識してゐる點に於て世界に比類なき國民であり、従つて又國家を擁護し、國家に奉仕しようとする道德觀念の強烈なる點に於て、萬國に卓越したる國民であると斷定し得るのである。

右の如き全體主義的國家觀こそ本書に於ける社會政策理論での基礎であり、同時に次節に述べる國家理想論の前提でもあるのである。

## 第二節 國家の理想

社會政策は社會問題を解決するために政府によつて決定される方法であるが、政府がかゝる方法を決定することの必要を意識するに至るのは、國家意思が暗黙の裡にこれを政府に要望するからであ

る。そして國家意思がこれを要望する所以のものは、社會問題の解決が國家の目的を達成するために必要缺ぐべからざるものと認めるからである。併しながら國家の目的は國家の理想を達成するための一階段であつて、國家の理想あつて然る後に國家の目的があり得るのである。

そもく理想とは意欲の綜合され統一された恒久的、窮極的な軌範であり、目的とは理想に向つて前進すべき一階段として必要とされる部分的、現實的な當爲である。吾々は同時に多くの要求をもち欲望をもつ。それ等は相互に矛盾することもあれば又緩急を異にすることもある。或要求は他の要求の満足を前提條件として達成されるものもあれば、或欲望は他の欲望を排除することによつて充たされることもある。従つてこれ等の矛盾を整理し、緩急を序列して、當面第一着に吾々の爲さなければならぬことが目的である。吾々の現實生活は常にこの目的を貫徹するために營まれてゐるのである。併しながら目的は最後のものでない。第一の目的は第二の目的を達するための準備であり、第二の目的は第三の目的を達するための階段である。かくの如くにして吾々の目的の窮極點に立つものが理想である。だから理想は吾々が意欲する一切のもの、綜合統一されたものでなくてはならない。例へば吾々は健康の増進、生活の快適、理智の向上、道德の進歩、經濟の繁榮、社會の平和等を欲求する。そしてそれ等のものが全部完全に達成されることが理想である。併しながらそれは一朝一夕に實現す

ることは不可能である。そこで吾々は差當り實行し得べきもの、最初に實現しなければならぬものから着手し、漸次理想に接近して行くほかはない。かくて吾々の當に進むべき次の一步を指定するものが目的である。だがこの目的は常に理想によつて指導されることを要する。若しさうでなければ吾々の行動は一種の機會主義オポチュニズムに墮して、或は右に或は左に脱線し、時としては前進せんと欲して却て後退するが如き愚を演ずる虞がある。だから吾々の目的、吾々の當爲は窮極の軌範によつて規律され、久遠の理想によつて指導されることを絶對に必要とするのである。

右は一般的に見た理想と目的との關係であるが、社會政策が國家の目的に對する方法である以上は、その目的を指導すべき國家の理想が先づ定立されなければならぬ。そしてこの國家の理想は要するに國民の普遍意思が恒久的、窮極的に意欲するもの、綜合統一にほかならない。各個人はそれ、多少異つた意欲をもつが、それ等が綜合され普遍化されて國家の理想となるのである。勿論この理想は一般民衆によつては明確に意識されない場合が多い。それはたゞ聰明なる社會哲學者によつてのみ直觀される。そしてそれを民衆の前に提示して彼等を啓蒙し教導することが社會哲學者に課せられた任務である。

私の信ずるところによれば、國家の理想は國家自體をして最高完全なる文化を保有せしむること

ある。文化なるものは價値の社會的表現である。そして價値は眞善美の三者を出でない。だから最高完全なる文化を造就するためには、全國民の眞を認識する理性、善を實踐する道德、美を鑑賞する情緒が極致に達し、しかもそれが三位一體として國家の中に綜合統一され、ひとり觀念形態としてのみならず、生活様式として現實化されることを要する。だがかくの如き理想郷が實際地上に出現すべき時期の到來を豫想し得るかと問ふならば、私は否と答へざるを得ない。何となれば吾々人間が眞となし善となし美となすもの、内容は時代と共に變化するものであつて、そこに恒久不變の絶對的な眞善美なるものはあり得ないからである。私は社會の辯證法的發展を信ずるものである。辯證法的發展は要するに肯定と否定との無限の連鎖であり、矛盾と揚棄との永久の繼續である。地球上に人類社會の存在する最後の瞬間まで、そこには斷えざる進化と發展とがある。従つて昨日の眞善美は今日の眞善美ではなく、今日の眞善美は明日の眞善美ではない。所詮社會は際限なき階梯を永久に登つて行くのであつて、最高完全の文化によつて飽和されるやうな國家が實現すると考へることは一つのユートピヤである。

果して然らば吾々が理想をもつことは無用であるか、斷じて否。理想の價値はそれが實現され得ることにあるのではなく、吾々の實踐の指導者たることにあるのである。言ひかへれば當面の目的を吾

々に啓示して實踐の指針を與へることにあるのである。理想は無限の彼方にあつて吾々自身それに到達し得る見込はないが、併し吾々の進むべき方向は常に理想の星を目指して不斷の歩みを運ばなければならぬ。即ち吾々はヨリ真なるもの、ヨリ善なるもの、ヨリ美なるものを追求して無限に前進しなければならぬ。若しさうでなければ吾々は眞を捨て、偽を取り、善を去つて惡に就き、美を厭うて醜を好むことになる虞がある。現代社會に於ても、惡と知りつゝ惡を行ひ、善と知りつゝ善を行はざる者のいかに多數なるかを見よ。何を善とし、何を惡とするかの具體的内容は時と共に變化するを免れないが、併し人間は善を行ふべきであるといふ軌範だけは恒久不變でなくてはならぬ。そしてこの軌範によつて吾々の日常生活が規律されなければならぬ。國民の普遍意図が常にそこに統一されてゐなければならぬ。しかもそれは國家理想の確立及指導によつてのみ可能である。

この意味に於て國家の理想は最高完全なる文化、眞善美の飽和したる國家の建設にあらねばならぬ。然らばこの理想に向つて能ふ限り急速力に前進するための必要なる條件は何であるか。言ひかへれば、いかなる状態にある國家が最も急速に且順調に理想を追求し得るか。これが次に考ふべき問題であるが、私の見るところによれば、それは結局國民の國家に對する奉仕力如何に係る問題である。奉仕力とは國民が國家理想の追求に貢獻し得べき能力をいふのである。この能力が高ければ高いほど

國家はヨリ迅速に、ヨリ順調に、その理想に向つて前進し得るのである。然らば國民をして能ふ限りの奉仕力を發揮せしめる主要な原動力は何であるか。それは第一に彼等の道徳と理智である。

こゝに所謂道徳とは、各個人が國家に奉仕せんとする意志をいふのである。そしてこの意志は各個人が國家の全體社會たることを正確に認識し、自己の禍福も安危もすべて國家に依存することを判然自覺することによつて發生するのである。若し國家が個人主義的國家論者の説く如く、一箇の部分社會に過ぎないとするならば、吾々は自己の屬する或團體を愛する程度にしか國家を愛し得ないであらう。又若し國家が階級主義的國家論者の説く如く、一箇の階級壓制機關に過ぎないとするならば、吾々はそれを鬼の金棒か虎の牙くらゐにしか見ないであらう。だが若し國家が私の主張するが如く、一箇の全體社會であつて、吾々の全生活の本據であり、吾々の觀念形態も生活様式もすべて國家の中に育成されたものであることを知るならば、吾々は自己の生命を愛するが如く國家を愛せざるを得ないであらう。何となれば國家の興隆、平和、安全なくしては、吾々個人の福利を増進することができないからである。だから國民に取りての最高の道徳は國家に奉仕することである。言ひかへれば國家に於ける文化の向上に全力を竭すことである。

次に私の所謂理智とは國家理想に前進すべき有効適切なる手段を選択するに必要な判断力をいふ



のである。この判断力は社會科學的及自然科學的知識によつて培養される。従つて理智は主として教育の力に俟たなければならぬ。國家は須らく全國民に教育上の機會均等を與へ、各自の個性と長所とに應じて例外なく國家有用の材たらしむることを要する。いかに國家に奉仕しようとする意志が熱烈であつても、その手段を誤るならば却て國家に損害を與へるかも知れない。そこでその手段を誤らないうがためには理智を必要とする。理智に照らして熟慮した後、特定の時所に適合する最善の手段を選定することができるのである。

國民の國家に對する奉仕力をできるだけ多く發揮せしめる第二の條件は經濟である。奉仕力の發揮に先づ必要なのは心身の健康である。だから國家は全國民に對してその心身の健康を維持増進するに十分なる生活資料を配給しなければならぬ。そしてその生活資料は性、年齢、體質、嗜好等に應じて量的にも質的にも必要の程度を異にするは勿論であるから、各人均等でなく、適度に過不足なく配給することを要する。だが、それと共に大切なことは勤勞手段の配給である。こゝに所謂勤勞手段とは衣食住其他に消費される生活資料以外に、各自の奉仕力を發揮するに必要缺くべからざる物的資料をいふのである。例へば農民に對する農具及肥料、工業勞働者に對する機械、原料及用品、醫師に對する藥劑及治療用具、軍人に對する武器の如きがそれである。元來國民は國家に對して奉仕の義務を有

すると共に又その権利が與へられなければならぬ。そしてこの奉仕は必ず何等かの勤勞を通じて行われる。然るに國家はこれを職能的に見れば、全國民の一大分業組織であるから、國民に要求する勤勞の種類は千差萬別である。それは國家としての必要と國民各自の個性及能力とに應じて、それ／＼擔當すべき部面が決定さるべきであるが、いづれにしても國家は國民個々の勤勞の種類に應じて、その奉仕力を最大限度に發揮せしめ得るやうに、有効適切なる勤勞手段を配給することが肝要である。

かく全國民に必要な生活資料と勤勞手段とを遺憾なく配給し得るがためには、國家全體としての生産力が十分に發達しなければならぬ。乃ち生産技術の改良、進歩、發明を奨勵し、且それを最も能率的に組織化しなければならぬ。だが忘れてならないことは、生産すべき物品の種類と數量とは、個人の欲望によつてはなく、國家の必要によつて決定されなければならぬことである。個人はいづれも自己の生活上の便利、安易、享樂を求めて百人百種の欲望をもつ。それ等に對し公益を害しない程度に於て満足を與へることは固より不可としないが、併しかゝる個人的欲望から超越して常に第一義的に考慮されなければならぬことは、國家が全國民の奉仕力を能ふ限り最高限度に維持するためには、その生活資料及勤勞手段として、いかなる種類の物品をいかなる數量に於て生産すべきかの問題である。あらゆる産業上の計畫はたゞこの方針に基いて行はれなければならないのである。

第三に最も重要な条件として擧ぐべきものは全國民の協働である、茲に所謂協働とは或一定の理想及目的に對する共同的、組織的努力を意味する。社會は結合關係によつて成立し、協働關係によつて進歩し、依存關係によつて維持される。従つて社會成員の間に協働はなくても何等かの理由で結合されてゐる限りはそこに一社會を存立せしめることはできる。例へば中世に於ける一民族は多數の封建國家に分裂して互に鬭争を演じ、殆ど何等の協働もしなかつたが、併しそれが共通の傳統と文化とをもつ限り、一民族社會としての結合を失つてゐたのではない。對立する二箇の政黨は政治的分野に於ては互に仇敵視して斷えず鬭争を演じ、殆ど何等の協働も行はないが、併し經濟的分野に於ける階級的利益の擁護に關しては彼等は進んで結合することを辭さない。そしてその結合の存続する限り、そこに共同の一社會を成してゐるのである。資本主義の下に於ける有産階級と無産階級とは對立して二大陣營に分裂し、深刻なる階級鬭争を繰りかへしつゝあるが、併しその兩者が同一國民である限り、その結合は維持されてゐるのである。いかに不和な夫婦や兄弟であつても、それが一家族に屬する限り、やはり結合關係を失はないのと同様である。

かく一社會は結合關係によつて成立し且その關係の繼續する限り存立するものではあるが、併し結合の存在は必ずしも協働の存在を意味しない。社會的結合の原因は種々さまざまであつて、吾々は自

ら欲せざる結合、餘儀なくされた結合、強ひられたる結合に入る場合も少くないのであるから、同一社會に屬する者の間にも利益が反撥し、理想や目的を異にし、互に内部鬭争を事とする場合が極めて多いのである。即ちそこには結合はあるが協働がないのである。だが一社會がその全體としての福利を増進するがためには全成員が共通の理想をもち、共同の目的を目ざして、一致協力することが何よりも必要な基本條件である。協働こそは社會進歩の最大原動力である。協働が緊密であればあるほど結合は鞏固となり、協働が廣範圍であればあるほど全成員の依存關係が切實となる。これに反して協働が疎漫であればあるほど結合は薄弱となり、協働が狭範圍であればあるほど依存關係は縮少される。協働の失はれるところ必ず鬭争が起り、鬭争が激化すればするほど結合は危殆に陥り、依互關係は破綻を來たす。その必然の結果は社會福利の減退であり、社會進歩の停頓である。

だが、鬭争と競争とは區別されなければならぬ。こゝに所謂競争とは同一の理想及目的を有する者の間に於ける奉仕力優劣の順位争ひである。競争といふ以上、優勝劣敗は免れないが、併しそれが鬭争と區別される點は協働の効果を助長するための手段たることである。例へば同一野球リーグに屬する各チームの仕合は體育の發達、スポーツの奨励といふ共同の目的を達成するための手段として必要な競争である。同一の職務に志す者相互の競争は、その進歩を圖るために必要缺くべからざる手

段である。尤もかゝる競争も或限界を超えるならば、それが協働を助長するよりも却て阻害するやうな場合が起らないとは言へない。それは即ち競争の闘争化を意味するものであつて、政治的及經濟的分野に於て屢々見るところの事態である。闘争は協働の敵であるが、競争は協働の手段である。だから前者は廢止すべく後者は獎勵すべきである。

以上はあらゆる社會を通じて當てはまる理論であるが、殊に國家に於て最も重要視すべきものである。現代に於ける個人の平和、安全、福祉、繁榮は國家の一員としてのみ保障されてゐるのであつて、國民全體としての平和、安全、福祉、繁榮なくしては、いかにしても個人のそれ等が保障されない以上は、國民としての第一の任務は自己の國家を能ふ限り理想に近き國家たらしむるために各自最善の奉仕をすることである。しかもこの奉仕を最高の能率に於て維持するがためには、それが全國民の統一されたる協働によつて行はれることを絶對に必要とするのである。

### 第三節 國家の目的

國家の目的は前節に述べたる國家の理想に向つて前進するための一階段である。理想は恒久的窮極

的のものであるから、いかなる國家もこの理想に到達することは極めて困難であつて、寧ろそれは不可能と見るべきであるが、それにも拘らず全國民は不斷にこの理想を追求して一路邁進しなければならぬ。そしてそれがためには差當り何をなすべきかといふ目的が選定されることを要する。この目的は理想へ前進するための一階段として、今直になさなければならぬ直接且現實的な目標である。かゝる目的は固より一つだけではない。殊に現代國家にありては同時に多數の目的が選定される。例へば國民の理智を向上せしめること、道徳を進歩せしめること、健康を増進すること、交通機關を完備すること、生産力を充實すること、宗教を淨化すること、學術を振興すること、他國の侵略を防遏すること、國民の協働を促進すること等の如きは、いづれも現代國家の目的として閉却すべからざるものであるが、就中社會問題を解決することが最も重要な目的とされるのである。

何故に社會問題の解決が國家の重要な目的とされるかといふに、それは資本主義といふ經濟機構並にその必然の結果たる有産無産兩階級の對立及闘争が、理想に向つて前進しようとする國家に對して大なる障害となつてゐるからである。言ひかへれば社會問題を解決することなしには、國家が理想に向つて前進することの不可能なる状態にあるからである。何故にさうであるかは次章に詳説するがとにかく資本主義の發展を自然の成行に一任し、有産無産兩階級の關係を現状のまゝに放任するとき

は、それから必然的に發生する諸弊害（第三章第三節參照）が國家を毒すること多大であるから、國家は是非ともこの諸弊害を排除することを以て當面の大目的としなければならぬのである。固より社會問題の解決は國家の唯一の目的ではないから、假にこれを完全に解決することができたとしても、それで直に國家の理想が實現されるわけではない。理想は尙久遠の彼方にあるが、併し少くとも國家は社會問題の解決によつて理想に向ひ大なる一步を進め得ることだけは確實である。その理由によつて社會問題の解決が國家意思によつて要望されるのであり、この要望の達成を目的として政府の決定する方法が社會政策と呼ばれるのである。だからこの意味の社會政策は資本主義發生以前にはなく、資本主義消滅以後にもあり得ない。それは常に資本主義的社會と共に終始するものである。若し社會政策を以て、あらゆる社會に於けるあらゆる問題の解決を期するものであるとするならば、過去に於ても未來に於ても、いやしくも國家と政府との存在する限り、社會政策も亦必ず存在するであらうが、私  
 が本書に説くところの社會政策はかくの如き廣汎なる意義の社會政策ではなく、單に資本主義的社會に於ける有産無産兩階級の對立によつて生ずる諸問題の解決を目的とする政策に限定されたものであることは既に述べた通りである。（第一章第一節第三項）

## 第三章 社會問題

### 第一節 資本主義

#### 一 資本主義の本質

社會問題は現代國家を悩ましつゝある危険な病症であつて、これを治療しようとする方法が社會政策である。そしてこの方法を決定し且自らこれを實行し或は他に命じて實行せしむる醫師の地位に立つものが政府——立法部、行政部、司法部を包括する意味に於ての——である。だが、政府が社會問題といふ病氣の治療方法を決定するためには、先づこの病氣の發生したる原因、現在の容態を精確に診察することが必要である。そしてその診察は社會科學的方法によつて行はれなければならぬことは既に一言した通りである。（第一章第二節第二項）。そこで私は本章に於て社會科學的方法によつて社會問題を診察した結果を論述しようと思ふ。

社會問題と資本主義との間には必然的な因果關係がある。いやしくも資本主義の成立するところ必

ず社會問題を發生せしめることは、社會科學によつて認識される普遍的法則である。乃ち社會問題の病源は全く資本主義である。そこで吾々が社會問題の實相を知るためには、順序として先づ資本主義の本質を明かにしなければならぬ。

資本主義は、これを簡単に定義すれば、資本が支配的勢力を有する社會經濟機構をいふのである。だが資本が支配的勢力を有し得る所以のものは、それが個人によつて私有されてをり、且それが營利主義と自由放任主義とによつて運用されてをるからである。だから資本主義に一層精確なる定義を與へるならば、それは私有財産制度を根柢とし、營利主義と自由放任主義の下に運用せらるゝ資本が、支配的勢力を有するところの社會經濟機構であると言へるのである。

資本主義は私有財産制度を根柢とするものである。この制度の存在を前提としなければ、資本主義が成立し得ないことは言ふを俟たない。だが、私有財産制度のみが資本主義成立の唯一の原因ではない。それに營利主義と自由放任主義との二要素が加つて、初めて資本主義が發生したのである。更めて説くまでもなく、私有財産制度は古代から絶えず存続した。それにも拘らず古代にも中世にも資本主義は發生しなかつた。何となればそこには未だ營利主義と自由放任主義とが存在しなかつたからである。して見れば資本主義の本質は私有財産制度にあるのではなくして、寧ろ營利主義と自由放任主

義にあると見てさしつかへないのである。

併しながら、こゝに忘るべからざる重要な一事は、資本主義の二大支柱たる營利主義と自由放任主義とは、資本の私有と離るべからざる關係にあることである。資本は財産の一部ではあるが全部ではない。だから、たとひ財産が私有されても、それが資本以外のものであるならば、それは資本主義發生の原因とはならない。この財産が資本として私有されるに至つて初めてそれが資本主義發生の原因となつたのである。吾々は資本の私有を前提とせずしては、資本主義の成立を考へることはできない。このゆゑに私は先づ資本の意義を明かにしなければならぬ。

そも／＼資本とは何ぞや。この語の意義は經濟學上の難問であつて、諸説紛々たるの觀があるが、それ等を大別して二種とすることができ。一つは資本を以て土地や労働と同じく生産の一要素と解するものであつて、器具、機械、工場、動力、原料、用品の如き生産資料は擧げてこれを資本と認めるのである。他の一つは資本を以て營利の目的に供せられる貨幣及有價物と解するものであつて、この意味に於ける資本は必ずしもそれが生産の一要素であるか否かを問はない。例へば貨幣が機械や原料の代價もしくは労働賃金として支拂はれる場合には、それは間接に生産の一要素たる役目を果たすけれども、利子を收得する目的を以て他人に貸與される場合には生産の一要素ではない。商店や旅館

や料理店や劇場等の如き事業に投下された場合にも同様に生産の一要素ではない。だから要するにこの意味の資本は營利手段として提供される貨幣か或は有價物の謂であつて、それが生産の要素たるや否やは敢て問ふところでないのである。

第一の意義からすれば、資本は生産に利用される物質を指すのであるから、貧しき百姓の所持する鍬や鋤の類も、大工の所持する鋸や鉋の類も明かに資本たることを失はない。だが第二の意義からすればそんな物は資本でない。何となれば、それは生活費取得の手段であつて、營利の目的に供せられるものではないからである。第二の意義に於ける資本は貨幣であるか、或は貨幣に代用される手形小切手の類であるか、或は貨幣的数量を以てその價値を表示される公債、株券、土地、建物、機械、鐵道、船舶、原料、用品の類であるか、いづれにしてもそれが元本となつて幾何かの貨幣的利益を收得する目的に利用されるものでなくてはならない。だからこの營利目的を有しない貨幣又は有價物、例へば個人の生活資料は勿論、行政、軍事、衛生、教育等のために費される金額は資本ではないのである。要するに前者は生産力を以て資本の本質とし、後者は營利力を以て資本の本質とするのである。

かく學者は資本の意義を二様に解釋するのであるが、私が今資本主義を説明する場合に用ひる資本なる語の意義は専ら第二の意義に於ける資本を指すのである。だからそれは所謂金融資本のみならず

産業資本をも包含することを忘れてはならない。金融資本即ち銀行、保險會社、信託會社等から貸出される貨幣は利子の形に於て營利目的を果さうとするものであり、産業資本即ち工業、商業、交通等に於て投下される貨幣は利潤の形に於て營利目的を果さうとするものであるが、それが營利の手段である限り、資本としての本質に於て毫も相違するところはないのである。土地や建物は固より貨幣ではないが、併しそれが貨幣の數量を以て評價され且營利の具に供されてゐる限り、やはり資本たるを失はないのである。このゆゑに貨幣及有價物がすべて資本たるのではなくして、それ等が營利の目的に供されたときに初めて資本となるのである。營利が資本の本質であつて、營利の存在しないところには資本も亦存在しない。だが資本はもと物質であるから、どこかにその所有者がなくてはならぬ。その所有者を資本家と呼ぶのである。そして資本家が資本を所有し得る所以は私有財産制度が確立してゐるからである。この意味に於て私有財産制度は資本主義成立の根柢であると言へるのである。

併しながら私有財産が直に資本ではなく、財産の或部分が營利の具に供せられるときに、それが資本にまで轉化するのであるから、資本の所有者即ち資本家が出現するためには、そこに營利事業即ち企業が存在しなければならぬ。企業とは畢竟營利事業の謂である。そしてこの營利事業の計畫管理に當る者を企業家と呼ぶのである。この企業家は同時に資本家である場合もあり、又資本家以外の者で

ある場合もあるが、いづれにしても彼は營利を目的として活動する者である。彼の社會的活動を指導するものは營利主義である。できるだけ多くの貨幣的利益を收得することを目的とし且それに最も能く適合する方法を講ずることが、人間の社會的活動の原則であるときに、吾々はそれを營利主義と呼ぶのである。勿論營利主義だからと言つて必ずしも常に公益に反するとは言へないが、併し或者の社會的活動を指導する原則が營利にあるならば、彼は營利主義者であると言つてよいのである。そしてこの營利主義が資本主義の本質的特徴をなすのであつて、營利主義なしには資本主義はあり得ないのである。

次に營利主義ほどに本質的ではないが、資本主義の一特徴として指摘すべきものは自由放任主義である。自由放任主義とは、いかなる經濟行爲をなすことも各個人の自由に放任すべきであるといふ一つの經濟政策をいふのである。それは政策なるがゆゑに國家に關するものである。乃ち政府が國民の社會生活に對して加へる法律的統制の中から經濟行爲を除外し、各個人がいかなる目的、いかなる方法によつて生産、交換、分配、消費を行ふとも、それを各自の自由に放任すべきであるといふ一つの消極的經濟政策の原則となるものが自由放任主義である。従つてそれは統制主義に對立するものである。統制主義とは政府が國民の經濟行爲を各個人の自由に放任すべからずとして、これに或程度の法

律的拘束を加へるところの經濟原理である。だから自由放任主義は、これを歴史的に見るならば、既往の統制主義に對する反動として樹立されたものである。封建時代から資本主義出現の直前に至るまでは、個人の經濟行爲に對しては種々なる法律的拘束が加へられ、殊に手工業主のギルドや有力なる貿易植民會社の如きは、政府によつて賦與された特權によつて、生産及交換を獨占してゐた。然るに資本主義の發生と共に、政府は之等の獨占權を剝奪し、すべての者に經濟的機會均等を與へ、何人にも自由にその利益を追求せしめることが、社會の經濟的福利を最もよく増進し得る所以であるとした。ここに於て自由放任主義が確立するに至つたのである。

この自由放任主義の確立によつて最も惠まれた者は、一般の資本家及企業家であつた。彼等は本來營利主義者である。營利は資本主義發生以前に於ても禁止されてゐたのではない。だがその時代に於ては一部少數の者が營利活動に於ける獨占權を掌握してをつたゝめに、それ等の獨占者以外の者は自由を營利主義を發揮することを妨げられてゐたのである。然るにこの獨占が排除せられ、何人も自由に營利活動をなすことが公許されたゝめ、各種の營利事業は俄に勃興し、諸産業は急激に發達し、莫大なる利益が資本家及企業家によつて收得されることになつた。勿論それには機械の發明に原因する生産力及交通機關の非常なる發達が大なる貢獻をなしたのであるが、併し之等の發明及其の利用も、

それが個人の自由に放任されたからこそ産業の發達に貢獻し得たのであつて、若しさうでなければ折角の發明も單に學術的功績に止まつたであらう。この意味に於て自由放任主義は資本家及企業家の營利主義を無制限に發揮せしめ、巨大なる富を蓄積せしめる主要な原因となつたのである。

かくの如く營利主義と自由放任主義の下に蓄積され且運用される資本は次第に社會生活の上に支配的勢力を獲得するに至つた。現在吾々の社會生活が殆ど悉く資本に依存してゐる事は何人もこれを否定することを得ないであらう。例へば最も重要な食料品及被服類は言ふまでもなく、汽車、電車、自動車等の交通機關、電燈、瓦斯、石油等の家庭用品、新聞、雜誌、劇場、料理店の如き享樂設備は殆ど全部何人かの資本によつて營利を目的として吾々に提供されつゝあるのである。吾々は勿論他人を利益せしむるために之等の物を購入するのではない。だが吾々はそれ等を購入することなしには一日たりとも生活することができないのである。吾々は好むと好まざるとに拘らず、他人の營利目的に満足を與へることなしには絶対に生活を維持することを得ない状態におかれてゐるのである。

だが併しこれを資本家の側から見るとすれば、社會人の生活を保證する責任を有するわけでもなければ又國民福の増進を目的としてゐるわけでもない。たゞ貨幣的利益の獲得を唯一の目的とするものである。だから社會がいかに欲求し、國家がいかに必要としたからと言つて、いやしくも貨幣的利益

獲得の見込なき事業に向つては、資本は決して投下されない。又社會の風教に惡影響を及ぼし、國民の福利を害するやうな事業であつても、それが營利の目的に合致する以上、資本は躊躇なくそれに投下されるのである。しかのみならず、資本は營利を以て唯一の職能とする關係上、あらゆる事物をその目的に向つて利用することを怠らない。例へばこゝに一つの自然科学上の新發明が行はれたとすれば、資本家は直にそれを營利事業化する努力を開始する。第十八世紀以來の驚くべき自然科学の進歩が産業の發達に貢獻した功績は偉大なるものであるが、それはすべて資本家の營利欲を充たす手段として利用されたからである。又例へばこゝに一つの傑れた小説が書かれたとすれば、それを出版して世界の讀者を樂ましめるものは、やはり資本家の營利欲の作用である。哲學者や社會科學者の名著も亦資本家の營利欲を通じて社會に頒布される。愛國心や戰爭の如きは資本家に取りて絶好の營利手段である。何となれば軍備の擴張や軍需品の製造や軍隊の輸送は、資本の活動を要すること最も大だからである。領土の擴張、植民地の開設も亦資本家に向つて新しき活動の舞臺を提供する。マルキシストが資本主義と帝國主義とを不可分の一體として觀察するのも、この意味に於て誤つてゐるとは言へない。火災、水難、地震の如き社會の大不祥事ですら資本家は屢々これを歓迎する。何となればその復興事業が營利欲に満足を與へるからである。人間の死さへも亦資本家の營利手段に供せられる。生



命保險會社はそれがために存立するものだからである。

かく觀察し來るならば、現代の社會的事物は、いやしくもそれが營利の目的に役立つ限り、何一つとして資本家に利用されないものはないのであつて、吾々は欲すると欲せざるとに拘らず、資本家に利用されることなしには現代社會に生存することができないのである。かくの如く資本が支配的勢力を有するところの社會經濟機構を指して資本主義と呼ぶのである。

## 二 資本主義の成立

資本主義成立以前の社會經濟機構は封建制度であつた。封建制度はこれを經濟的に見れば農業本位であつた。そして農業に取りては土地が絶對的に必要なる生産手段である。これに反して資本主義は貨幣本位である。一切の經濟行爲が貨幣を通じて行はれる。だから學者は封建時代の特徴を土地經濟にありとし、資本主義時代の特徴を貨幣經濟にありとするのである。

封建時代に於ける富は主として土地であつた。貧富の差別は土地を所有するや否やによつて決定された。然るにこの土地の大部分は貴族（諸侯、僧侶、高級武士）によつて所有され、農民の大部分は土地を所有せず、たゞ耕作に従事し、その生産物の一部を土地所有者に上納し、殘餘を自己の生活資

料として收得することを許されてゐたのである。従つて封建時代に於ては地主たる貴族と生産者たる農民との外には、重要な經濟的職能を帶ぶる者は存在しなかつたのである。

然るに資本主義の發生は右の状態を一變せしめた。それは即ち貴族と農民との外に有力なる商人の一群が出現して、それが重要な經濟的役割を演ずるに至つたことである。封建時代に於ても商人が全然存在しなかつたのではないが、併し彼等は概ね微力なる小賣商人であつて、貴族の壓制と恩恵の下に、その鼻息を伺ひながら辛うじて生活を維持するに止つたのである。然るに近世の初期から漸次貴族の封建的勢力が失墜して、中央集權的な國王の權力が増大し、國王が自己の生活を華美にするためと、その行政費、軍事費を調達するための必要から、大に商工業を獎勵し、殊に遠洋貿易業者、金融業者、鑛山業者等に種々なる保護と特權とを與へ、その報酬として多額の金品を上納せしめることとしたために、こゝに有力なる新興階級としての商人の出現を見たのである。しかもこの商人の經濟的活動の唯一の武器は貨幣であつた。彼等は貨幣の力によつて貴族の土地の力に對抗した。貴族の富は土地と農民から徵收する農産物から成り立つたが、商人の富は商品を買買することによつて、あらゆる人々から徵收する貨幣から成り立つた。商人は貴族から農産物を買取ることによつて彼等に貨幣を與へたが、併しその貨幣は彼等に貴金屬や華美なる衣服調度の類を賣付けることによつて容易に

商人の手に回収された。商人は又貧乏なる貴族に金を貸して高利を食ふことを忘れなかつた。かくて彼等は貨幣及商品を巧に運轉して利益を收得する營利主義者として出現し且その勢力を伸張したのである。彼等は資本主義の未だ確立せざる第十七世紀の頃から既に營利主義者として活動してはゐた。併し彼等は漸次増大するその經濟的實力にも拘らず、形式上は國王貴族の專制的權力の下に屈服すべく餘儀なくされてゐたために、その政治的勢力は微弱であり、その社會的地位は低級であり、その經濟的活動は權力者の制肘を蒙らざるを得なかつた。これが即ち封建時代の最末期、言ひかへれば資本主義の前夜ともいふべき時代の狀勢だつたのである。

かゝる狀勢の中から資本主義が生れ出づるに至つた直接の契機となつたものは、過去の專制政治を打破した革命であつた。そしてこの革命の中心勢力は新興階級たる商人及商人から轉化した大工業主であつた。謂ふ所のブルジョアが即ちそれである。彼等はこれによつて過去の封建的束縛から完全に自己を解放したのである。立憲代議政體の樹立によつてブルジョアは國王及貴族の壓制を免かれ、その自由を獲得することができたと同時に、プロレタリアを壓制搾取する自由をも併せ獲得したのである。つまり彼等は同時に二重の自由を得たのである。これ即ち自由主義的ブルジョア革命と呼ばれる所以である。この革命と共に封建時代は終りを告げ、資本主義時代が始まつたのである。

この資本主義時代の劈頭に於てブルジョアの新に得たる利益の第一は、從來貴族の獨占したる政治的權力の分配に與り、參政權を有するに至つたことであるが、第二にヨリ重要な利益は、封建時代に於て極めて不安であつた私有財産が安全に保護されるに至つたことである。ブルジョア革命によつて成立した各國の憲法が例外なしに人民の所有權を保障し且議會の協賛なくしては絶対に租税を徴收せざることを規定したのはそれがためである。

元來私有財産制度なるものが、人類太古の時代から存在してゐたかどうかは一つの疑問であるが、それはいづれにせよ、數千年の昔から各民族の間に普く行はれ來つた社會制度であることは確かである。尤もこの制度が時として破壊された例は少くない。例へば戰爭の際敵國民の財産を掠奪するとか暴君が權力を以て不當に人民の財産を徴收するとか、或は人民の間から暴動又は革命が蜂起して貴族富豪の財産を破却もしくは沒收するが如き事實は史上屢々散見するところであるが、併しそれ等は皆一時の變態であつて、私有財産制度そのものを撤廢したわけでは決してなかつた。他方これを撤廢すべしとする思想も亦時として提唱された。例へば古代に於てはプラトンの『共和國』の如き、近世初期に於てはトマス・モアの『ユートピア』の如きは周知の例であり、又第十九世紀以來の社會主義思想が私有財産制度の廢止を以てその基調としてをることは今更説くまでもない。だがこれ等は皆そ

の時代々々の社會狀態を反映する思想ではあつても、現實的效果をもつものではなかつた。否、事實は寧ろ反對に、近代に至つて私有財産制度を擁護し、一層これを安全ならしむべしとする思想が著しく勢力を得たばかりでなく、着々それが現實化するに至つたのである。かゝる思想を率先提唱したのはケネーを中心とするフランスの重農主義學派であつたが、それに次いでイギリスのアダム・スミスやジェレミー・ベンサム等の碩學も亦盛にこれを唱道し、アルジョアの政治的勢力の進展と相俟つて次第にそれが各國の政治上に現實化され、國法上に明規されることになつたのである。現在に於ては世界いづれの國（ソヴェート聯邦を除いて）といへども、私有財産は國法が厚くこれを保護し、いやしくも法律上正當の手續によらずして他人の財産を侵害する者があれば、權力は直に發動してその被害者を救済すると同時に、加害者に制裁を加へることを怠らない。又國王や政府といへども、國民を代表する議會の協賛なくしては、一錢の租税も徴收することはできない。それほど個人の所有權即ち私有財産が尊重されてゐるのであつて、立憲政體なるものゝ起原は、私有財産の安全を期するために考案されたものであると言つても誤りではないのである。現に我帝國憲法第二十七條にも「日本國民は其の所有權を侵さるゝことなし」と規定されてをり、同第二十一條には「日本國民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す」と規定されてをる。これ皆西洋諸國の憲法にならつて設けられた條文

である。殊に我國に於ては大正十四年に治安維持法なるものが發布されて、私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者に嚴罰を科することになつた。これによつて見ても國法がいかに私有財産制度の保護に汲々たるかを知ることができるのである。

國法は政府に對し私有財産を侵すことを許さないのみならず、一個人が他人の財産を侵すことをも亦決して許さない。窃盜、詐欺、横領等が處罰されるのはそのためである。しかのみならず國法は犯罪を構成しない個人間の債權債務の關係にまで立入つて、私有財産の保護を行ふのである。例へば金錢の貸借契約に於て債務者がその義務を履行しない場合には、裁判所は債權者に代つて強制的に債務者に義務の履行を命ずる。又過失によつて他人の財産に損害を與へた者はこれを賠償する責任を負はなくてはならぬ。尤も法律が泥棒を罰したり、債務者を保護したりすることは、近代國家に初つたことではないが、併し昔は警察制度や司法制度が、今日の如く完備してゐなかつたために、各個人は實際上十分に法律の保護に浴することができなかつた。殊に個人間の貸借關係の如きは、權力者の命令によつて無効とされることが往々行はれたのであつて、例へば寧樂時代の原免令、室町時代の徳政、江戸時代の棄捐令の如きは、いづれも債務者に對して辨濟の義務を免除することを布告したものであつた。又江戸時代には相對濟しといふ制度があつて、個人間の貸借關係は告訴を許さず、すべて双方

の示談によつて解決せしめた例もある。然るに今日ではいかなる債権でも強制的に放棄を命ぜられるやうなことは決してなく、國法は嚴重に債権者を保護するのであつて、私有財産は往時に較べて著しく安全なものになつてゐるのである。

かく國法の下に保護される私有財産制度は、法律上の權利としては所有權と呼ばれるものである。所有權は日本民法第二百六條にも規定してあるやうに、所有者が自由に其所有物の使用、收益及處分を爲す權利と考へられてゐる。併しこれは法律學的な解釋であつて、社會學的に考察するならば、所有權なるもの、本質は、人と物との關係にあるのではなくして、人と人との關係にあるのである。即ちそれは同一社會に屬する多數人中の或一人だけが、排他的に或物を獨占することが、その社會の法的秩序として是認されることの謂である。従つて所有者がその所有物を自ら使用、收益、處分するや否やは問題でなく、他人がその物を利用することを禁止し得ることが所有權の本質と見なさるべきものである。例へば自分に不用の土地でも、他人がその上に居住したり耕作したりすることは許さない。又生活資料が自分には必要以上に豊富であり、他人には必要以下に缺乏してゐても、自ら欲せざる限りはその物を他人に讓渡する義務をもたない。さういふことが法律上公認されてゐることが所有權の特徴であつて、私有財産制度なるもの、社會的意義はそこに見出されるのである。

以上私有財産制度についてや、詳しく説明したが、資本は言ふまでもなく私有財産の一部である。財産中營利の目的に供せられる部分だけが資本である。そしてそれが資本である限り、その價值は必ず貨幣的數量を以て表示される。何となれば、若しさうしなければ、それによつて生み出される利益と、それを生み出すために利用された資本との比率を知ることができないからである。資本主義の下に於ては一切の物質的價值は勿論、人間の價值さへも貨幣的數量を以て表示される。だから歴史的に見ても資本主義と貨幣經濟とは相伴つて發達したのであつて、社會生活の殆どすべてが貨幣の授受によつて行はれるに至つたのである。

私有財産の法律的保護は、當然その一部たる資本にも及ぶことは勿論である。乃ち資本は何等の拘束なしにその營利目的を追求するの自由を賦與された。そしてそれは必然的に營利事業即ち企業の急速なる發達を促したのである。企業は古代及中世に於ても全然存在しなかつたのでないが、併しそれが一般的現象となつたのは近世である。西洋に於ては第十五世紀、日本に於ては江戸時代の初頭以降に屬する。企業は先づ商業界に於て問屋制度、金融界に於て金貸業及爲替業として出現した。問屋制度とは一個の富商が多數の小生産者を經濟的に支配し、その生産物を一手に買取り、或は原料を供給して加工せしめ、これを中央市場に運搬して廣く需要者に販賣する一つの交換形態をいふのでめる。

それ以前の交換は限られたる地域内に於て、生産者と消費者との直接取引によつて行はれたのであるが、中央集権的近代國家の成立に伴ひ、國民經濟が徐々に發達し、地方的産物の販路が擴大するに伴れ、商人が出現して生産者と消費者との交換媒介機關となつた。そしてそれ等の商人中で全國的に活動し或は進んで外國貿易に従事した者は、多額の資本と經營的才能と多數の使用人とを必要とし、且それが貨幣の國家的統一と、金銀鑛業の發達に基く貨幣量の膨脹とに刺戟されて、營利主義を本位とするやうになり、こゝに問屋制度を發生せしめたのである。

我國に於ける問屋制度の發生も亦江戸時代の初期にある。徳川氏の施政は形式に於ては依然封建制度であつたけれども、實質に於ては中央集権的であつた。そして泰平の持續、都市の膨脹、交通の頻繁、貨幣の増發、奢侈の増長は、この時期に於て國民經濟を成立せしむると共に、大阪、江戸の如き大消費地を中心として問屋制度の出現を促進したのである。井原西鶴の日本永代藏及胸算用等の中には、元祿時代に於ける問屋が新興企業として活躍し來つた状況を窺はしめる文章が少くない。

以上の如き商業の急速なる發達は勢ひ貨幣に對する需要を増進せしむると同時に、又その貸借及輸送を頻繁ならしめる。それが封建時代の土地經濟を漸次貨幣經濟にまで進展せしむると共に、金貸及爲替の如き金融企業を發達せしめる原因ともなつたことは、西洋に於ても日本に於ても事情は同一である。

ある。

かくの如く先づ商業界及金融界に發生した企業が進んで生産界に進出するやうになつたのは、主として産業革命以後の事に屬する。それ以前に於ける歐洲の生産企業は、ゾムバルトの研究に依ると、奢侈品及軍需品の製造工業に限られてゐた。(近世資本主義第二卷第二章)。我國に於ても奢侈品の隨一たる西陣織を初めとして陶磁器、漆器の製造の如きは多少企業的性質を有し、又尾張藩の材木、赤穂藩の鹽の如き公企業も行はれたが、併し生産企業があらゆる商品に對して一般に行はれるやうになつたのは、産業革命以後機械工業の發達した後にあると斷じてさしつかへない。

現代は實に企業の大盛時代である。生産の分野に於ては農業、養蠶の如き企業的性質を有しないものも尙多少殘存してゐるが、併し國民經濟的に重要な工業、商業、交通業、金融業、其他各種の經濟的事業は概ね企業として行はれつゝあるのであつて、これ等の企業に依存せずしては、吾々の日常生活は忽ち破滅せざるを得ない状態にあるのである。しかも企業は營利事業であり、資本の利益獲得手段にほかならぬものであるから、資本主義と企業とが密接不離の關係にあることは説明を要しないのである。

だが、かくの如き企業の發達は、ブルジョアの新に獲得したる自由放任主義によつて著しく援助さ

れたものであることを觀過してはならぬ。封建時代に於てギルドや特許會社の有してゐた獨占その他の經濟的羈絆からブルジョアを自由の天地にまで解放したことが、資本主義の確立に與つて力があつたのである。封建時代に於ては一般民衆の經濟行爲は、いづれの國に於ても法律によつて種々なる制限を加へられてゐた。二三の例を挙げれば、西洋諸國の各都市に於ては、第十一世紀の頃より第十八世紀に亘つて多數のギルドなるものが設立され、封建君主の賦與した特權により、その都市内に於ける商工業を獨占し、ギルドの規約によつて生産方法及び販賣價格を一定し、何人もこれに違背することを許されなかつた。我國に於ても鎌倉時代より江戸時代に亘り、座又は株仲間と稱せられたものは西洋のギルドとほぼ類似の性質をもつてゐたが、殊に江戸幕府は屢々法令を下して武士及庶民の生活様式に嚴重なる制限を設け、大名旗下諸士に對しては各その知行の大小、身分の高下に應じて、邸宅、衣服、乗物等を一定し、又百姓に對しては飲食物の種類、町人に對しては被服及裝身具の材料を規定したのである。右のほか國民に對し濫に郷里を離れて他の地方に移住することを禁じ、或は任意の職業に就くことを制限し、或は物價、賃金、利率を公定するが如きことは、西洋諸國に於ても我國に於てもその例に乏しくなかつたのである。

右の如く生産、交換、分配、消費の各部面に亘つて加へられた過去の制限は、近代國家の成立と共に

に殆ど全部撤廢された。その由來は主として自由主義及個人主義的思想の勃興によるものであつて、フランス革命の前後から、すべて人は自由平等であるといふ思想が非常に優勢になつて來たこと、今一つは前に擧げたケネーやアダム・スミス等が國民幸福を増進するには、各個人に經濟行爲の完全なる自由を與へることが最も必要であると力説したためであつた。その結果各國の政治家は過去に行はれた各種の制限を漸次撤廢して自主放任主義を確立するに至つたのである。

經濟行爲の自由はこれを生産の自由、交換の自由、分配の自由、消費の自由に區分することができ、第一の生産の自由とは、生産の種類と方法と場所とを問はず、各個人が任意にこれを行ひ得ることを意味する。そしてこの自由の中には、生産資料を有する者がこれを生産的に利用することなしに空費することの自由も含まれてをり、又社會の大衆が需要しつゝある物品を生産しないで、或少數者だけの欲求する物品を生産する自由も含まれてをる。第二の交換の自由とは、いかなる財貨を、いかなる價格により、いかなる手段を以て、何人に販賣し又何人から購入するも各個人の自由たることを意味する。この自由の中には、自己の有する商品がいかに世人から要求されても、或時期までこれを賣却しないことの自由も亦含まれるのである。第三の分配の自由とは、利子、利潤、地代、賃金等の額を各自が任意に決定し得ることを意味する。第四の消費の自由とは、衣食住は勿論、自己の欲望を

満たすためには、いかなる財貨を、いかなる方法によつて消費することも、全く各個人の自由に一任されてをることを意味する。封建時代に行はれたやうな衣食住に關する制限は全廢されて、奢侈浪費といへどもすべて意のままに行ふことができるのである。

次に右に述べたところと幾分重複する嫌ひはあるが、經濟行爲の自由を他の視點から分類すれば、これを資本の自由、企業の自由、労働の自由に區別することができる。第一の資本の自由は次の二つの意味を有する。一つは、各自の有する財産中生活のために消費する部分を除き、他の部分を死蔵するが或は非營利的目的に利用するか或はこれを資本化して營利目的に利用するか各個人の任意であること。他の一つは資本化されたる財産即ち資本を金融資本として利子の收得手段とするか或は産業資本として利潤の收得手段とするか各個人の任意であること、これである。第二の企業の自由とは、企業（即ち資本による營利事業）の設定及方法に關する自由であつて、金融たると産業たるとを問はず、いかなる種類の事業をいかなる場所に於て、いかなる組織の下に行ふことも各個人の任意であることを意味する。第三の労働の自由は次の二つの意味を有する。一つは各個人が労働すると否とを決定する自由である。個人的又は社會的事情のため、事實労働することのできない者は姑く措き、労働し得べき條件を具備してをりながら、労働を欲しない者は何人からも労働を強制されることなしに、

遊惰に日を送ることができ。それと同時に労働を欲する者は何人からも労働を禁止されることなしに業に就くことができる。他の一つは職業選定の自由である。労働とは單に或目的のために、精神や肉體を勞することを意味するのではない。それは何等かの經濟的効果を期待するものでなくてはならない。だから單純に權勢や名譽や享樂や保健のために行はれる精神的及肉體的活動は労働とは言へない。従つて労働は多くの場合職業として行はれる。そしてその職業の選定は各個人の自由に放任され、自己の意思に反して就業を強制されることは決してないのである。

以上述べ來つた自由はいづれも個人として有する自由ではあるが、併し個人の自由はそれがすべて個人相互間に尊重され且國法によつて擁護されることによつて初めて保持することのできる自由であるから、それが社會秩序の一原則として公認されたる自由であることは言ふまでもないのである。だが併し現代社會にあつては何人も孤立して經濟生活を營むことはできない。常に多數人の相互關係に繫屬し依存してをるのである。従つて吾々の經濟行爲も之等多數人の相互關係を律する自由原則によつて保障されてゐるのでなければ、未だ眞にその自由が確立されてゐるとは言へない。そこで契約の自由、競争の自由といふ二原則が公認されるに至つたのである。

現代私法の原則は人格の平等といふことである。そしてこれが經濟行爲自由の原則と結びついて契

約自由の原則を生み出したのである。この原則からすれば、各個人は本来平等にして自由である。従つて何人も自己の意思に反して他人から束縛を受くべき理由がないと同時に、自己の意思によつて自己を束縛することを他人から抑制される理由もない。この自己束縛の自由を剝奪することは、これ亦一種の壓制である。各個人は何者によつても強制されることなしに、自己の欲する條件によつて他人と契約を締結するの自由を有すべきである。かゝる自由契約には國法もこれに干渉してはならない。第三者もこれを尊重しなければならぬ。たとひ局外者からすれば、その契約の内容が不公正に見え、一方に有利に他方に不利に考へられても、一方が脅迫又は詐欺によつて他方の意思を扭曲したのでない限り、その契約の當事者は各自の必要又は利益によつてこれを締結したのであるから、局外者がこれを是非すべきいはれはない筈である。但し當事者の一方がこの契約の履行を怠つて他方の利益を傷けるやうな場合には、政府はその權力によつて被害者に適當な保護を與へる。この權力の保護によつて契約自由原則が完全に維持されるのである。

次に競争の自由とは、各個人が合法的手段により同一の經濟的利益の獲得を目的として相争ふ場合に、政府は故意にその一方を援助或は妨害することなしに、双方の實力の優劣によつて勝敗を決せしめることをいふのである。だが注意すべきことは、競争の自由は同時に競争停止の自由をも包含する

ことである。經濟上に於ける自由競争の反對概念は獨占であるが、法律が特に獨占を禁止又は制限しない限り、競争の當事者が協議によつて競争を停止し、相結合して獨占の擧に出づることも亦彼等の自由に一任されるのである。

以上私は自由放任主義の意義を分析説明したが、これが産業革命以來各國に於ける經濟政策の基調となつたことが、資本の營利的活動を促進し、資本主義を確立する上に多大なる貢獻をなしたのである。

### 三 資本主義の功罪

社會政策は社會問題の解決を目的とするものであり、その社會問題は資本主義の必然的結果たる有産無産兩階級の對立によつて發生するものであることは既述の通りであるが、假にこの問題を別にしても、資本主義的經濟機構そのものが國家に及ぼしたる功罪は十分吾々の検討批判に値するものである。蓋しこの検討批判なくしては社會問題の眞髓をも適確に把握することは不可能だからである。

吾々が資本主義の功罪を論ずるに先ち、記憶しておかなければならぬことは、資本主義なるものが元來その成立の基礎を國家の中にもつものだといふことである。資本主義は封建制度から近代國家へ



の過渡期にその萌芽を發し、近代國家の中に育成され、その發達と共に發達したものである。近代國家の成立に伴つて國民經濟が培養された。そして國民經濟の發達を條件として、資本主義が成長し且資本主義の成長を條件として國民經濟が發達したのである。尤も他面に於て資本主義は重商主義時代以來、その領域を一國家内に局限することなく、廣く世界を舞臺として營利活動を行ひ來つたことは明かなる事實であり、殊に第十九世紀の後半以降は、原料及製品の國際的交換がますます増大し、資本の國際的流通も著しく膨脹するに至つたため、今や各國の資本主義は密接なる相互依存關係を有するものであつて、曾て封建時代の地方經濟が國民經濟にまで解放されたやうに、現代は國民經濟が世界經濟にまで解放されつゝある時代であると言つても必ずしも誤りはないのであるが、併しそれにも拘らず尙資本主義はその成立の基礎を國家におくものであることを否定するわけには行かないのである。何となれば曩に私が資本主義の構成要素として擧げたる私有財産制度、營利主義及自由放任主義の如き、いづれも皆國家の法的統制の下に保障され擁護されつゝあるものであつて、若し一朝國家が資本の私有を廢止し、あらゆる金融及産業を政府の公營とし、すべての企業からその營利的性質を排除したとするならば、忽ち資本主義は、その國家に關する限り、消滅せざるを得ないからである。過去に於て資本主義の全盛時代を現出したのは、當時の政府が資本の私有及其自由なる活動を以て國

利民福を増進する所以であると信じたからであつた。併し若し將來の政府がその反對を確信するに至つたならば、權力の作用によつて、資本主義を制限又は撤廢することを躊躇しないし又してはならないのである。このゆゑに資本主義は、たとひその活動の領域は國の内外を問はないとしても、その成立の基礎は國家の中にあると斷じてよいのである。

果してさうだとするならば、吾々は資本主義が國民の一部たる有産階級又は無産階級にいかなる利害を及ぼしたかを論ずる前に、それがあらゆる階級を包容する全體社會としての國家自體にいかなる影響を與へたかを觀察しなければならぬ。言ひかへれば國家に對する資本主義の功罪如何を吟味しなければならぬ。

資本主義は既述の如く封建制度に代つて出現したものである。封建制度の下にあつては大地主としての貴族が政治的にも經濟的にも專制的權力を有し、農民は固より商工業者もその權力に服従すべく餘儀なくされ、ために私有財産は屢々不當なる口實の下に強制的に徵收され、あまつさへ重税を課せられ、經濟行爲の自由は著しく制限されてゐた。かくの如き状態の下に於ては、貴族以外の一般民衆は絶えず壓制と搾取に悩まされ、貧困なる生活を營み、科學的教育を受くる機會を全くもたなかつたために、無智にして迷信に富み、怯懦卑屈にして活潑なる精神は麻痺し、生産技術は舊套を維持する

に止まつて何等の改良も施されず、産業の發達は遅々として振はず、たゞ貴族階級の需要する建築、武器、美術工藝の類が多少の進歩を示したに過ぎなかつた。然るに第十五世紀の末にコロンブスがアメリカを發見し、第十六世紀の初めダスコ・ダ・ガマが印度航路を發見し、間もなくマゼランが初めて世界一周に成功して以來、遠洋貿易及植民地略取を目的とする新企業が勃興し、これに刺激されて鑛山、海上保險、銀行等の新企業が相踵いで起り、所謂重商主義政策の下に有力なる資本家及企業家が輩出し、同時に合名、合資、株式等の諸會社が發達するに至つた。併しこれ等の資本家及企業家は政府によつて與へられた獨占權を濫用して利益を壟斷し且屢々無謀なる投機を營んだがために、一般民衆はこれによりて殆ど何等の恩恵にも浴せず、依然その大部分は農業に従事し、無智と窮乏の生活を送つてゐたのである。

これが封建時代後期に於ける西洋諸國の經濟狀勢であつた。然るに封建時代が終末に近づくに従ひ、貴族の政治的權威が次第に衰微し、これに代つて平民階級から輩出した資本家及企業家の經濟的實力が増進し、遂に金力が權力に打克つて所謂ブルジョア革命が行はれ、封建的專制政治を崩壊せしめて自由主義的立憲政治を樹立するに至つた。然るに恰も好し當時機械が發明されたので、資本家及企業家はこれを利用して生産力を飛躍的に擴大し、且政府及議會に迫つて過去の獨占制度を廢棄する

ことに成功し、思ふ存分に營利主義を發揮することのできる諸條件を具備するに及んで、こゝに資本主義の成立を見るに至つたことは既述の通りである。

この資本主義の成立以來諸産業は急テンポを以て發達し、新技術は續々發明され、各種の商品は大量的に生産され、廉價に販賣されるに至つたため、一般民衆は比較的容易にこれを購入し得ることとなり、彼等の生活資料は著しく潤澤となり、生活程度は向上し、人口は急速に増加した。しかのみならず、汽車汽船等の交通機關が普及するに伴れ、旅行は非常に簡便且少費となり、又圖書、新聞の如きも容易に手に入ることゝなつたため、民衆の知識は大に啓發され、又公私の教育機關が漸次發達したため無智と迷信とは餘程減退した。かくて資本主義の成立以來、國民の經濟生活は一般に改善され、且各種の文化が著しく向上したことは疑ふべからざる事實であつて、この點に於て資本主義が國家の興隆發展に貢獻するところの多大であつたことは何人も否定し得ないところである。

併しながら資本主義はその進展と共に種々なる弊害を醸すに至つた。それを検討するに先ち、まづ指摘しなければならぬことは、資本主義の根柢に横はるところのイデオロギイは個人主義だといふことである。個人主義は一箇の社會哲學であつて、それは飽くまでも個人の人格を尊重し、個人の自由を確保し、個人の幸福を増進することを以て、第一義的な軌範とするものである。それは一切の社會

制度を個人の福利に合致するや否やを基準として批判するものである。然るに封建制度を支持した社會哲學は絶対主義であつた。それは神と國王との權威を神聖不可侵のものとし、民衆はこれに對して絶対に服従すべきものとした。個人は絶対者の前に何等の價値をも認められなかつた。従つて神の意思の翻譯者たる僧侶が第一階級を形造り、國王の權力の擁護者たる貴族が第二階級を形造り、この兩階級が支配階級となつて、第三階級たる商工業者と第四階級たる農民労働者とが被支配階級となつて、そこに嚴格なる命令服従の關係に於て對立してをたつたのである。だからこの絶対主義の下に於ては、被支配階級の人格や權利は殆ど認められず、彼等の福利や知能は殆ど眼中におかれず、たゞ支配階級の恩惠の下に生活することを許される代りに、一切を舉げて支配階級に奉仕すべきものとされてゐたのである。

然るにこの絶対主義に反抗し、これを打破すべく出現した社會哲學が個人主義であつた。そしてこの個人主義を最も歓迎したものが第三階級たる商工業者即ちブルジョアであつた。彼等は個人主義哲學によつて新しきイデオロギーを興へられ、且それを現實化すべく勇敢に突進した。だからブルジョア革命當時に於ける彼等のスローガンは自由と平等であつた。自由と平等は僧侶と貴族との専制を打破し、政權と財權とをブルジョアの手に奪取するには最も都會の好い標語であつた。だから彼等の第

一に要求したものは、彼等の私有財産權と參政權とを確認する憲法の發布であり、又彼等の營利的活動を無制限ならしめる自由の獲得であつた。かくの如く資本主義の制度化を指導した哲學は個人主義であつて、個人の獨立と自由とを抑壓する一切の制度は邪惡なるものとして排斥せられ、國家の如きも個人の獨立と自由とを擁護するための單なる道具であると看做されるに至つたのである。

尙その上にブルジョアによつて最も歓迎された個人主義の福音は私利公益一致論であつた。資本家をしてその欲するがまゝに私利を追求せしめることは、産業を發達せしむる最も有効な方法であつて、或「見えざる手」が自然に彼等を導いて社會全體の公益に一致せしめるものであるといふのが、その理論であつた。これはアダム・スミスが『國富論』に於て力説したところであつて、爾來資本主義辯護論者の金科玉條視する公案となつた。自由放任主義的經濟政策の基調も亦これであつた。凡そ資本家に取つてこの公案ほど感謝すべきものはない。何となれば彼等は極端までその營利主義を發揮しても、それが公益に反するといふ理由によつて非難される虞なく、又毫も良心の咎めを蒙る憂がないからである。かくて彼等は一方に於ては政權を左右し、他方に於ては財力を利用して、思ふ存分に個人主義を享樂することができたのである。

然るに資本主義の弊害は正にこの個人主義から胚胎したのである。資本家及企業家は産業の發達に

大なる貢献をしたが、併しそれは徹頭徹尾彼等個人としての營利のためであつて、國利民福のためではなかつた。彼等は十二分に自由を享有した。そしてその自由を妨げる一切の法律制度を排斥した。その結果諸産業は發達したに相違ないが、併しそれは彼等の營利主義に適合する産業に限られたのであつて、いかに國家又は社會のために必要なる産業であつても、彼等に利益を與へない限り、棄て、顧られなかつたのである。そして他方に於ては國民の衛生、風紀等に障害を及ぼす事業であつても、それが營利主義に合致さへすれば、彼等は躊躇なくこれを實施したのである。乃ち彼等は自己の利益に一致する限り、その手段を選ばないのであつて、ために私利と公益とは衝突せざるを得ないのである。

次に資本主義の下に於ては、有産者は自己の財産を任意に取扱ふことの完全なる自由を與へられたがゆゑに、財産を生産的又は公益的に利用し得るに拘らず、所有者が敢てこれをしなければ如何ともすることができない。例へば大地主がその所有する原野を開墾して田畑とするならば農産物を増加することができずに拘らず、これをそのまま放置しておいても誰も咎めることができない。又富豪が人口稠密なる都市の中に廣大なる庭園を設け、小市民の營業地區を狹隘ならしめることがあつても、これを制止する途がない。又海岸や温泉場等に於て屢々見られる如く、富豪が風景最も佳なる散歩地域

を買収して宏大なる別荘を營み、公衆の遊覽を妨げても、誰も苦情を唱へることができない。又少數の富者は有り餘る食料品を貯藏し、多數の貧者は餓死に瀕してをる場合に於ても、前者の自發的な博愛心に依るほか後者を救済する途がない。かくの如くにして私利と公益とは屢々矛盾せざるを得ないのである。

且又資本主義は必然的に一國家に屬する各集團間の經濟的利害の衝突を不可避ならしめる。例へば消費者たる一般民衆は常に物價の低落を希望するが、商品の生産者はこれに反して常に物價の騰貴を希望する。又同じ生産者中に於ても原料の生産者はその價格の騰貴によつて利益するが、他人から原料を購入してこれに加工する製造業者はその價格の低落によつて利益する。又農民は食料品價格の騰貴を常に要望するが、農民以外の一般民衆は常にその低落を要望する。かくの如くにして一國民中の各部分はその經濟的立場の異なるに従ひ、利害相反する關係に於て對立せざるを得ないのであるが、これ畢竟資本主義が個人主義的經濟機構であつて、各自が全體に對する有機的關係を無視して、獨立に部分的利益を追求することを公認するがためにはかならないのである。

かくて自由放任主義の下にある資本家及企業家は、各自任意の場所に於て任意の事業を開設した、め、同種の事業に従事する者の間には常に自由競争が展開された。この自由競争は初期の間は技術の

進歩に大なる刺激を與へ、生産量を増大し、生産費を減少して、國民一般の經濟生活を豊富ならしめることに與つて効があつたが、併しそれは必然的に或商品に對する全體としての需要供給を無視せしめ、各自が恣に生産力を擴張したため、屢々生産過剰を惹起し、ひいて販賣競争が激甚となり、露骨なる經濟的強食弱肉が行はれ、産業界をして渾沌たる無政府状態に陥らしむるに至つた。その結果國家的見地からすれば必要以上の資本が重複して投下せられ、無用の勞働力が濫費せらるゝこと幾何なるかを知らない。こゝに於てか程度を超えたる自由競争が結局相互の損失となり、共倒れの危険を招くことを自覺したる企業家は、競争を中止して互に妥協し、カルテル及トラストの如き獨占團體を組織するに至つたのであるが、この獨占は國民經濟的に見て必ずしも弊害ばかりではないにしても、併し故意に生産を制限し、或は價格を釣上げ、暴利を貪つて公益を蹂躪するが如き横暴振りを發揮すること屢々であつて、所謂獨占資本主義の弊害は今や怖るべきものとなつてゐるのである。

しかのみならず資本主義の隆昌は必然的に資本に對する需要を増大したため、こゝに所謂金融資本家なるものを出現せしめるに至つた。彼等は自身何等の産業をも經營することなく、たゞ産業者に資本を貸與して利子を收得することを專業とするものであつて、巨大なる資本を集中して銀行業を營み手形、小切手、公債、株券、社債券の如き紙片を授受し、傳票と帳簿とを整理するだけで莫大なる利

益を收め、産業家を壓迫して經濟界に支配的勢力を振ふに至つた。現代が金融資本主義の時代と呼ばれるのはこれがためであつて、中央の大銀行家が事實上産業界一般を統制してその覇權を掌握し、政治家や政黨員もその鼻息を伺ひ、彼等の意思に反してはいかなる政策も實行し得ない状態に立ち到つてゐるのである。

最後に指摘すべきことは、資本主義の基礎條件たる貨幣經濟に隨伴するところの社會的弊害である。資本主義的社會にあつては一切の物が貨幣的數量によつて評價され、貨幣なしには何物をも取得することができず、いかなる生活をも營むことができない。然るにこの貨幣の價値は常に動搖して停止するところを知らないものであるが、その原因は主として流通する貨幣の數量と財物の數量とが一定の比率を保つことなく増減されるからである。若し兩者が常に均衡を維持してをるならば物價は安定して變るところはないが、この均衡を破つて財物の流通量が相對的に増加するならば、物價は低落して貨幣價値は騰貴するし、反對に貨幣の流通量が相對的に増加するならば、物價は騰貴して貨幣價値は下落する。然るに吾々が生活上眞に必要とする物は貨幣ではなくして財物である。吾々は財物を消費することによつてのみ生活を維持し且國家に對する奉仕力を發揮することができるのであつて、貨幣なるものは單にこの財物を取得するための手段に外ならないものである。然るに資本主義的社會

にありては、分配はすべて貨幣によつて行はれ、この貨幣を媒介としなければ財物を取得することができないために、たとひ財物は有り餘つてゐても、貨幣の分配に與ることのできない失業者は生活資料を獲得する途が全くなく、又貨幣の分配に與ることのできる者であつても、一定量の貨幣によつて購買することのできる財物の分量は斷えず變動するのであるから、その生活標準はこれに伴つて常に動搖し、經濟生活の安定を得ることは頗る困難である。一升の米、一斤の味噌が有するところの營養價値は不變である。然るにそれ等を取得るために拂はなければならぬ貨幣の數量は斷えず變動する。これが資本主義的社會の常態であるが、その由つて來たるところは貨幣と財物との數量的均衡が日々に破られるためであつて、しかもこれを破れしむる根本原因は金融及産業の無統制にあるのである。銀行業者も商工業者も各自の營利主義的打算によつて金融と生産と販賣とを随意に無聯絡に加減して行くのであるから、自由放任主義の下に物價の安定を望むことは、木に縁りて魚を求むるの類である。しかもこれがために個人の生活を不安にし、ひいて國家に對する奉仕力を減殺すること多大なるを識らなければならぬ。

上來列擧したる資本主義の諸弊害は、すべて個人主義に立脚する營利主義と自由放任主義との然らしめるところであるが、併しそれ等は社會問題發生の間接の原因であつて、直接の原因は次節以下に

説明するところの有産無産兩階級の對立にあるのである。

## 第二節 有産階級と無産階級

### 一 階級概念

一社會内に於ける二箇以上の集團が壓制被壓制及利益得喪の關係に於て永續的に對立するとき、それ等の集團を階級と呼ぶのである。

階級は人間の集團である。だがそれは單獨には存立し得ない集團である。階級は必ずヨリ大なる一社會の中に對立する二或は二以上の集團でなくてはならぬ。言ひかへれば階級なるものは常に同一社會の中に存立してをる複数の集團であつて、しかもそれ等は互に「對立」してをることを概念上の要素とするものである。吾々が一階級といふ時には、常に必ずこれと對立するところの他階級の存在を想定してをるのである。この意味に於て對立といふ觀念は「併立」といふ觀念と區別されなければならぬ。併立とは數箇の集團が相互に對立的關係なしに共存してをることを意味する。例へば數多の國家、民族、宗教團體、職業團體、學校、俱樂部の如きは、その相互間に屢々種々なる交渉を生ずるこ

とはあるとしても、併し之等のものは單獨にも存立することのできるものであつて、必ずしもそれと對立する他のもの、存在を前提として存在してをるものではない。吾々は遠き古代に於て、一つの國家や民族や宗教が、他の國家、民族、宗教と全く没交渉に地球上の或部分に共存してをつたことを知つてゐる。そして現代に於ても尙これ等のものは本質的に對立關係にあるものとは言へない。職業團體について見ても、辯護士、醫師、藝術家、海員、労働者、農民等の諸團體の如きは、相互に何等對立關係なしに共存してをるのである。然るに階級はこれと異り、例へば親子、夫婦、兄弟、師弟等の關係と等しく、概念的に對立關係に於てのみその存在を思惟し得べきものであつて、貴族と平民、自由民と奴隸、治者と被治者、権力者と服従者、強者と弱者、富者と貧者、有産者と無産者、有識者と無識者の關係の如く、その一方が他方の存在を前提としてのみ存在し得るものであつて、決して共存してをるのでもなければ併立してをるのでもない。かゝる意味に於て階級は對立するところの二以上の集團たることを要するのである。

だから階級はいかなる場合に於ても單獨には發生しない。二或は二以上の階級が必ず同時に發生するのである。従つて一階級の本質を明かにすることは同時に他階級の本質をも明かにする所以である。階級の本質が何であるにせよ、それは必ず階級の所屬する一社會内に於ける觀念形態と生活様式

とを對立關係に於て分裂せしめ、その分裂した各部分が各階級独自の觀念形態と生活様式とを規定する。その結果一階級を形造る集團間に於ける觀念形態と生活様式とは大體に於て共通することになる。そしてそれが一階級に於て共通であることが、直に他階級に對する差別になるのである。だが、こゝに忘れてならない重要な一事は、各階級は同時に一社會の中に抱擁されてをるのであるから、その母體であるところの社會が全體として有するところの觀念形態や生活様式は、依然として各階級の觀念形態や生活様式を規定してをるといふことである。一階級と他階級との間にいかなる差別があるにせよ、それは兩者を抱擁するヨリ大なる社會の一部分に過ぎないものであるから、その社會全體としての共通性から離脱することはできないのである。

上述の如く階級は一社會内に對立する集團であるが、併し一社會内に對立する集團のすべてが階級を成すのではない。例へば學校といふ一社會内に教員團と學生團とが對立してをる。又議會といふ一社會内に與黨と野黨とが對立してをる。又家族といふ一社會内に親と子とが對立してをる。又氏族といふ一社會内に宗家と分家とが對立してをる。又取引所といふ一社會内に賣方と買方とが對立してをる。又國民といふ一社會内に生産者と消費者とが對立してゐる。だが、これ等の對立する各集團は普通に階級とは考へられてゐない。然らば階級には對立する集團といふこと以外に、何等かそれを特徴

づける他の要素がなくてはならぬ。その要素は果して何であるか。その點については社會學者の中に種々なる説があるが、それを一々紹介することを止めて、直に私自身の所信を述べよう。

私は階級の本質を次の如く解釋する。即ち一社會の中に他人を壓制することによつて或利益を得る多數人と、他人に壓制されることによつて同じ利益を失ふ多數人とが、各々集團として永續的に對立する場合には、それ等の集團が階級と呼ばれるのである。以下これを説明する。

(一) 階級は既述の如く集團である。だから一個人は階級を成さない。

(二) 階級は既述の如く一社會内に對立してをるものである。だから孤立し或は併立してをる集團は階級を成さない。

(三) 階級は壓制被壓制の關係に於て對立する集團でなくてはならぬ。所謂壓制とは、一方の意思を以て他方の意思を屈服することである。それは訓戒でも説服でもなく、強いて一方が他方に加へるところの制限抑壓である。従つて兩者の間には力の強弱がなくてはならぬ。その力は或は權力であり、或は武力であり、或は富力であることもあるが、とにかく力の差の存するところでなければ、壓制は行はれない。この壓制は明示の命令や行動によつて行はれることもあれば、習慣や制度の暗黙の強要であることもあるが、いづれにしても壓制者と被壓制者の對立がなければ階級は成立しない。

(四) 階級は同一利益の得喪關係に於て對立する集團でなくてはならぬ。所謂得喪關係とは、一方の獲得と他方の喪失とが必然的因果關係にあることを意味するのである。得喪の對象たる利益は、財貨、權利、自由其他何たるを問はないが、双方の得喪は相關的であつて、一方が得るだけ他方が失ふといふ關係に於て對立する集團でなければ階級を成さない。

(五) 上述の如き對立關係は永續的たることを要する。永續は必ずしも恒久を意味しないけれども少くも一世代以上に亘つて同一の關係が繼續する場合でなければ階級は成立しない。特定の時期に特定の問題について、特定の集團間に上述の如き關係があつたからといつて、直にそれが階級的對立にはならない。

以上の五條件をすべて具備するものが階級である。従つて階級相互の關係は必然的に或利益の衝突であり、反撥であり、爭奪である。たとひ一時的に或は部分的に利益の調和があり得たとしても、永續的且全部的に到底相容れない利益の矛盾衝突の存在することが階級の本質である。

こゝに於て相對立する階級は必然的に鬭争に導かれる。それが現實的に鬭争するか否かは、その時々種々なる状態によつて左右されるけれども、いやしくも鬭争を可能とする條件の存する限りは、一階級は必ず自己と相容れざる利益を固執し或は増進しようとする他の階級に對して鬭争しなければ



ならない地位におかれるのである。だが階級が闘争すべき地位におかれてあるといふ一方の事実だけを見て、それがヨリ大なる結合関係の中に包容されてをるといふ他方の事実を看過してはならぬ。既述の如く階級は一社會の中に於て對立するものである。そして社會は、それが一社會として存続する限り、常に結合關係に於て存立するものであるから、その中に對立する兩階級がいかに激しい闘争を演じようとも、何等かの理由によつて双方が結合してをるものであることを忘れてはならないのである。

右の如き私の見解によれば、階級たる集團と然らざる集團とを識別するに困難はないと思ふ。例へば軍隊に於ける將校團と兵卒團との對立、官廳に於ける上司と下僚との對立の如きは階級を成さない。何となればそこに壓制被壓制の關係はあるとしても、利益の矛盾衝突が必然的には存在しないからである。又經濟上に於ける賣方と買方、生産者と消費者との對立、政治上或は宗教上に於ける改革派と非改革派との對立、思想上或は藝術上に於ける急進派と保守派との對立の如きは階級を成さない。何となればそこには利益の矛盾衝突はあつても、壓制被壓制の關係が本質的には存在しないからである。又政黨或は労働組合に於ける幹部と普通會員との對立、家庭に於ける親と子との對立、學校に於ける教師と學生との對立も亦階級を成さない。何となればそこには原則として指導と服膺との關係は

あつても、壓制被壓制及利益得喪の關係はないからである。但し壓制被壓制といひ、利益得喪といふも、それは常に程度問題であるから、本來階級にあらざる集團といへども、その對立關係の發展によつては、いつしか階級化する場合の少くないことを豫想しなければならぬ。

何人にも異論なき階級の實例としては、古代國家に於ける貴族と奴隸との對立、中世封建時代に於ける武士と農民との對立、現代の資本主義的社會に於ける資本家と労働者との對立を擧げることができる。何となればこれ等兩者の間には、壓制被壓制及利益得喪の關係が本質的、全面的、永續的に存在するからである。

## 二 有産階級、無産階級、中産階級の意義

私が有産階級、無産階級と呼ぶものは、マルキシズムに於けるブルジョアジー、プロレタリアートの譯語ではなく、従つてそれ等とは多少異つた意味をもつ。マルキシズムに於けるブルジョアジーとは封建時代の終末期に於ける新興階級であり、資本主義時代の支配階級と看做されるところの資本家及企業家、具體的に言へば營利を目的として商業、工業、金融業、交通業等を營む人々の集團を指すのである。そしてプロレタリアートとは之等の營利事業に雇傭される賃金労働者の集團を指すのであ

る。従つて地代又は小作料の收得のみを目的とする地主はブルジョアジの範圍に屬せず、又彼等に地代や小作料を納付する小商工業者や農民の如きはプロレタリアートの範圍に屬しないのである。

然るに私の所謂有産階級とは自己の所有する財産から生まれる所得によつて優に生活することのできる人々の集團を指すのであり、無産階級とは自己の労働による所得によつてのみ生活を営む人々の集團を指すのである。前者は財産所得者であり、後者は労働所得者であることをその特徴とする。従つて有産者の所有する財産は貨幣たる信用たる物件たる土地たるを問はず、又それから生まれる所得が利子たる利潤たる地代たる家賃たるを問はない。要するに財産所得のみによつて生活を営み得る人々はすべて有産階級に屬するのである。但しこれは必ずしも有産者が労働所得をもたないことを意味するのではない。有産者といへども何等かの職業に従事して労働所得を収めつゝある例は少くない。だが、たとひ彼等が労働所得をもたなくても、財産所得が生活を維持するに十分であるならば、有産者であると言へるのである。

無産者はこれに反して労働所得のみが生活を維持する唯一の源泉であつて、若し彼等が労働所得をもたなければ、餓死するほかはない立場にあるものである。謂ふ所の労働は必ずしも賃金労働には限らない。例へば小作農夫も自作農夫も賃金労働者ではない。微力なる小賣商人や家内工業主の如きも

同様である。だがこれ等の者は自ら労働することによつて所得をもち、それによつて生活を維持することに於て賃金労働者と毫も異るところはないのであるから、これ等の者はすべて労働所得者であり、従つて無産者であると言へるのである。

右の如き意味に於ける有産階級と無産階級との中間に位するものが中産階級である。即ち中産者とは財産所得と労働所得とを合せて生活を維持する者を指すのである。彼等は多少の財産所得をもつが、それだけでは生活を維持するに不十分であつて、労働所得を以てこれを補充することを必要とするものである。尤も彼等のうち比較的多額の労働所得をもつ者は、それだけでも生活を維持するに足るかも知れないが、併し労働所得の外に多少の財産所得をもち、且その財産所得だけでは生活を維持するに足りなければ、やはり中産階級に屬するのである。だから中産階級を他の兩階級から區別すべき特徴は、労働所得が十分か不十分にあるのではなく財産所得が十分か不十分にあるのである。若しそれが十分であるならば、その者は最早中産階級ではなくして有産階級であることは勿論である。

以上私は三階級の意義について述べたが、こゝに注意しておきたいことは、これ等三階級の區別は常に程度問題として觀察されなければならぬといふことである。財産所得といつたところで、一年僅

に數圓の利子を収める郵便貯金者もあれば、數十萬圓乃至數百萬圓の配當金を収める大株主もある。又勞働所得といつたところで、日給僅に五十錢の女工もあれば、年俸數萬圓を受ける大會社の重役もある。だから純然たる無産者と純然たる有産者との區別は一見明白であるけれども、無産者中の比較的上層にある者と中産者中の比較的下層にある者との區別、中産者中の比較的上層にある者と有産者中の比較的下層にある者との區別は極めて明白を缺き、何人が實際有産者であり、中産者であり、無産者であるかを適確に識別することの困難なる場合が少くないことを知らなければならぬ。

### 三 有産階級と無産階級との對立關係

前項に於て私は有産階級、無産階級及中産階級の意義について説明したが、併しこれ等は本來有産者集團、無産者集團、中産者集團であつて、これ等の集團が正しく階級と呼ばれ得るがためには、それ等相互の間に壓制被壓制、利益得喪の關係の存在することが證明された後でなければならぬ。若しさうでなければ、これ等は單なる集團であつて階級とは言ひ得ないのである。

そこで私はこれから右の諸集團の間に壓制被壓制、利益得喪の關係の存在することを證明しようとするものであるが、この際私は説明を有産者と無産者との關係に限定し、中産者と他の二者との關係

はこれを省略したいと思ふ。そのゆゑは既述の如く中産者は二面的存在であつて、それが財産所得者として無産者に對立する場合は有産者と同一の地位にあり、又勞働所得者として有産者に對立する場合は無産者と同一の地位にあるのみならず、中産者の間には或機會に上つては有産者の仲間伍し、下つては無産者の群に入る者が比較的多いのであつて、純然たる有産者及無産者の如くその地位が固定的でないから、階級對立關係の説明に於ては姑くそれを除外しておいても格別不都合はないからである。

そこでこゝでは専ら有産者と無産者との關係について述べるが、この關係は通常搾取なる語を以て表示される。搾取とは有産者が自己の有する經濟的、政治的、法律的諸力を利用して無産者を壓制し、その勞働所得を減殺することによつて自己の財産所得を増大することをいふのである。そしてこの搾取の存在が兩者に階級としての本質を賦與し、階級として對立せしむる所以となるのである。然らばこの搾取はいかにして成立するのであるか。

元來有産者は資本家としては利子、企業家としては利潤、地主としては地代を收得するものであるが、これ等の所得はすべて無産者の勞働を條件として發生するものである。凡そ財産はそれ自體が自然に所得を生み出すものではなく、それを營利目的に運用することによつて所得を生み出すのである。

例へば銀行預金、公債又は株券となつて利子を生み出し、工場、機械、電氣、鐵道となつて利潤を生み出し、田畑又は建築用地となつて地代を生み出すのである。然るにこれ等の所得が生み出されるためには、その必須條件として右の如き財産の上に労働が加へられることを要するのである。固よりこの労働は全部無産者のみによつて行はれるとは限らず、中産者や有産者も時としてこれに参加するが、併し最も多く労働するものが無産者であることは疑ひの餘地がない。例へば一箇の工場を建築するにも、一面の田畑を開墾するにも、これに要する労働は主として無産者によつて行はれる。そして又建築された後の工場作業や、開墾された後の田畑の耕作も大部分無産者によつて行はれる。若し機械が職工によつて運轉されず、田畑が農夫によつて耕されなければ、そこに何等の生産も行はれず、従つて工場主や地主は毫もその所得をもつことができない。従つて又この工場に出資した株主はその配當金を得ることができないし、地主に金を貸した銀行はその利子を得ることができない。して見れば有産者の財産所得が、いかなる形、いかなる名義であるにせよ、結局それは無産者の労働を條件として生まれるものであることが理解されるであらう。

かく有産者の財産所得が無産者の労働を條件として生まれるものである以上は、この労働に對しては必ず報酬が與へられなければならない。若しさうでなければ無産者は労働所得をもつことができず、

従つて生活することができないから、工場や田畑に労働を加へる者がなくなつて、生産は停止され、有産者の財産所得も亦失はれざるを得ない。そこで工場や田畑を生産的に利用することによつて生ずる所得は、これを二分して、一部は有産者の手に、一部は無産者の手に歸せしめなければならぬ。これが即ち分配と呼ばれるものである。勿論工場や田畑の所有者が同時に労働者であるならば、分配の必要は生じないが、併し資本主義的社會に於ては、有産者が所有し無産者が労働するのが常態であるから、必ず兩者の間に分配問題が発生するのである。

そこでこの分配の割合は何によつて決定されるかといふに、それは有産者と無産者との間に締結される雇傭契約又は小作契約によるのである。然るに既述の如く（本章第一節第二項）資本主義的社會に於ては契約自由の原則が確立されてゐるから、雇傭契約及小作契約の内容は當事者双方の合意によつて約定せられ、法律はこれに干渉を加へない。従つて若し當事者双方が均等なる社會的地位と經濟的實力とを有するならば、契約の内容も妥當であり、分配の割合も亦公正あり得る筈であるが、工場主對職工、地主對小作人の場合に於ては、兩者の社會的地位にも經濟的實力にも著しい懸隔があつて、一方の意思が他方の意思を屈服し、契約の内容を不妥當、不公正なるものにする結果を導くのである。契約の内容は形式的には双方の合意によつて決定されるが、實質的には一方の意思によつて指定せら

れ、他方にこれを強要することになるのである。何となれば有産者たる工場主や地主は、たとひ契約が不成立に了つても、元來財産所有者であるから、直に生活上の脅威を感じることはないのみならず、自己の指定する條件を應諾する職工や小作人を他に見出すことは決して難事でないが、無産者たる職工や小作人は他人の所有に係る工場に働き、他人の所有する田畑を耕すことによつてのみ労働の機会を與へられ且それによつて生活を維持するものであるから、若し契約が不成立に了るならば、忽ち餓死線上に彷徨せざるを得ない。乃ち契約の成立すると否とは、前者に取りては單なる損益の問題であるけれども、後者に取りては生死の問題である。かく兩者の間に經濟的強弱の差があるから、勢ひ契約の内容は工場主及地主に取りては有利に、職工及小作人に取りては不利に決定される必然的結果を見るのであつて、畢竟それは兩者が壓制被壓制、利益得喪の關係に於て對立することを證明するものに外ならない。これ即ち有産者及無産者が單なる集團ではなくして階級としての本質を具備する所以である。

然らば雇傭契約及小作契約の下に労働してゐない小市民や自作農夫は如何といふに、彼等が無産者である限り、有産者たる資本家及企業家に對し被搾取的地位に立つべく餘儀なくされる點に於て職工や小作人と毫も異るところはないのである。例へば小市民が銀行から金を借入れる場合、問屋又は卸

賣商人より商品の仕入をなす場合、百貨店其他の大商店と競争する場合、自作農夫が資金の融通を受くる場合、肥料の購入をなす場合、米穀或は繭を販賣する場合に於て締結するところの諸契約は、その當事者に經濟的強弱の差があつて、兩者の取引が一方には有利に他方には不利なる條件によつて決定されることは必然の勢ひであつて、そこに壓制被壓制、利益得喪の階級關係が成立することを否定し得ないのである。

だから上述の如き關係は、有産者及無産者全體を通じて同一であると斷定して誤りはないのであるが、殊に資本主義の下に顯著なる事實は賃金労働者の被搾取的立場である。賃金労働者は封建時代にも若干存在したが、それは概ね家庭の僕婢か然らざれば手工業に於ける職人の類であつて、全體として見れば極めて少數に過ぎなかつた。然るに資本主義の成立と前後して機械が出現し、大經營産業が發達するに伴れ、賃金労働者が急速に増加し、それが新に一大集團を形成するに至つた。そして彼等は苛酷なる雇傭條件の下に容捨なく資本家に搾取されたのである。農民も賃金労働者に劣らず、寧ろそれ以上に搾取されたことは事實であるが、併しそれは封建時代に於ても同様であつて、特に資本主義と共に發生したのではない。然るに賃金労働者の大群が出現し且それが新興階級たる資本家及企業家のために搾取されることは、全く資本主義と共に發生した新現象である。この意味に於てマルキ

シストが特にブルジョアジーとプロレタリアートとの關係を重要視し、現代の階級關係をそれに即して立論することは決して誤つてゐない。併しながら資本主義の特徴たる私有財産の保護、營利主義及自由放任主義の恩恵に浴する者は獨りブルジョア即ち資本家及企業家のみではなくして、地主も亦同様であり、被搾取的立場にある者は獨りプロレタリア即ち賃金労働者のみではなくして、農民も亦同様であるから、吾々が現代の社會問題を研究するに當つては、資本家、企業家、地主を一括して有産階級とし、賃金労働者、農民を一括して無産階級とし、兩者の關係を綜合的に觀察することが、適當なる社會科學的方法であると考へられるのである。

#### 四 有産階級と無産階級との對立原因

前述の如く有産階級と無産階級との對立は、兩者の間に於ける搾取の關係に外ならぬものであるが、かゝる關係の由つて生ずる所以のものは、要するに一方が財産所得者であり、他方が勞働所得者であるがために外ならない。果してさうだとすれば、吾々は更に進んで、何故に一方は財産をもつことができ、他方はこれをもつことができないかを明かにしなければならぬ。何となれば階級對立の根本原因は結局私有財産の有無に歸着するからである。

有産者が財産を所有するに至る原因は多々あるが、その第一に擧ぐべきものは相続である。相続は普通には親子の間に於て行はれる。親の遺産に對する子の相続權は、立憲政治の開設以來法律が嚴にこれを保護してをるのであつて、その親が道德上及社會上正當なる方法によつて得たる財産であるか否か、又その子が公益に合致する方法によつて財産を管理するだけの智能を有するか否かは敢て問ふところでなく、親の遺産は悉く無償で子の所有に歸し、ただ若干の相続税を納付する義務を有するに止まるのである。

第二は偶然の機會である。こゝに偶然とは有産者自身の計畫にも勤勞にもよらずして、他動的に發生する出來事を指すのであつて、例へば戦争によつて急激に株式又は商品の價格が騰貴して、巨利を博するが如き場合、或は自己の所有地内に鑛山が発見され或は温泉が湧出して地價の暴騰を來たすが如き場合、或は都市の自然的膨脹のため郊外地の地代が急速に騰貴するが如き場合である。かゝる機會に乗じて何等の苦心も努力もなしに多大の財産を蓄積する者の例は頗る多いのであるが、殊に我國に於ける現代の富豪中には、日清、日露の兩戰役及世界大戰によつて巨利を博したものが少くないのであつて、必ずしも彼等の資本家及企業家としての才能が勝れてゐたゝめではないのである。

第三は勤勞所得の貯蓄である。これは醫師、辯護士、美術家等の如き自由職業人又は高級の官吏、

會社員等が、比較的多額の勤勞報酬を受け、生活費の剩餘を貯蓄するものであつて、彼等の所得額が社會的に見て果して妥當であるか否かは議論の餘地があるにしても、とにかく此種の財産は非難さるべき理由の殆どないものである。

第四は法律的及經濟的非行である。法律的非行は詐欺、横領、收賄、賭博等の如き方法によつて財産を取得し、しかも巧に法網を免れるものである。又經濟的非行として最も普遍的なものは既述の搾取であるが、そのほか高利貸、投機的賣買等による不當利得、獨占的企業による暴利等がそれであつて、その手段は非合法的ではないとしても、公益を蹂躪することによつて暴利を逞しくする結果として取得される財産である。

有産者が財産を所有するに至る原因は主として右の四つであるが、それは同時に無産者が財産を所有しない原因をも示すものである。即ち第一に無産者はその親も亦無産者であつた、めに遺産を相続し得なかつたこと、第二に偶然の機會に恵まれなかつたこと、第三に勞働所得が寡少であつて、辛うじて生活を支持するに止まり、貯蓄し得べき餘裕をもたなかつたこと、第四に法律的及經濟的非行を犯さなかつたことこれである。尤もこれ以外に自己の惡徳、無智、浪費等により、財産を蕩盡して貧困に陥る者もないではないが、それは全體から見れば比較的稀な例である。

財産有無の差別を生ずる原因は右の通りであるが、既述（本章第一節第二項）の如く現代の法律は私有財産を厚く保護するのみならず、資本主義そのものが又財産の保護に極めて好都合なる經濟制度であることを注意しなければならぬ。それは一旦取得されたる財産は容易にこれを資本化することができることからである。例へば株券又は社債券を購入するとか、銀行に預金するとか、信託會社に委託するとか、保険に附するとかいふが如き方法によつて、有産者は自身企業を運営することなしに、その財産を保全し且増殖することができる。これは全く資本主義成立以來信用制度が大に發達した賜物である。封建時代に於ける有産者は、その財産を自身保管するほかに、従つて天災地變、暴政、盜難、企業の失敗等により財産を失ふ者が多く、富豪の永續する者が尠かつた。これ川柳子をして「賣家と唐様でかく三代目」と歌はしめた所以である。然るに現代に於ては法律制度のみならず經濟制度も亦著しく財産を安全化し、有産者は子々孫々有産者であるのみならず、自身何等の苦心も努力もなしに、その財産を増殖することができるのである。尤も大戰後のドイツ又は一九三二年のアメリカの恐慌の場合の如く、有價證券の暴落、財界の混亂によつて、信用制度が破壊され、有産者が大損害を蒙るやうな例もないではないが、併しこれは一時の變態であつて、それがために有産者が俄に無産者に没落し、再び起つ能はざるが如き破目に陥ることは滅多にないのである。

これに反して無産者が有産者たり得べき機會は、資本主義の下に於てますます少くなつた。それは彼等が終生被搾取的地位にあるため、その勞働所得は辛うじて生活を支へ得るに止まり、財産を蓄積するが如きは殆ど不可能であるがためである。尤も卓越したる企業家的天才の持主は、無産者の家に生まれながら、一代のうちに富豪の列に加はるが如き例もなくはないが、併しこれは百萬人中の一人とも見るべき稀有の例であつて、しかもそれは必ずしも其人の才能と努力のみによるのではなく、やはり偶然の好運に恵まれた結果が與つて力あるのである。して見ると一般的觀察としては、無産者は自己の一生は勿論、その子孫も亦概ね無産者たらざるを得ないのであつて、彼等の間には多年の勤儉貯蓄によつて中産者の列に入る者は若干あるとしても、一躍有産者となる者は極めて少い。かくの如くにして有産者も無産者も固定的、永續的となり、共に階級として對立することになるのである。

### 第三節 階級對立に原因する諸弊害

#### 一 分配の不公平

資本主義の成立に伴ふ必然の產物たる有産無産兩階級の對立關係については前節に説明した通りで

あるが、私は更に進んでこの對立がいかなる弊害を醸成したかを明白にしなければならぬ。蓋しこれ等の弊害に對する認識こそ社會問題發生の直接の契機であり、同時に又問題解決方法の對象を成すものだからである。

有産無産兩階級の對立に基く弊害として第一に擧ぐべきものは、貧富の懸隔がますます甚しくなつたことである。固より貧富の懸隔は獨り現代にのみ存在する事實ではなくして、古來いかなる時代に於ても存在したのであるが、たゞそれが資本主義の成立以來一層擴大されるに至つたのである。そしてその原因は一國家全體としての富が、機械的生産力の發達に伴つて驚くべき増加をしたにも拘らず、國民に對する富の分配が極めて不公平に行はれたために外ならない。蓋し公正なる分配とは、これを全體主義的見地より判斷するときに、一國家全體として有する富を國民個々の國家に對する奉仕力の多少に應じて分配することの謂である。言ひかへれば國家が各個人の奉仕力を維持増進するに必要な生活資料と勤勞手段とを過不足なく全國民に頒布することが公正なる分配である。そしてこの奉仕力の多少は主として各個人の道德及理智の優劣によつて決定される。即ち國家に奉仕しようとする觀念が旺盛であつて、私利よりも公益を重ずる意思が強く、且奉仕の方法に於て常に適切なる判斷と機宜の處置を誤らないだけの知識才能を有する者に對してはヨリ多くの分配を與へ、これに反する者に



對してはヨリ少き分配を與へることが最も公正なのである。然るに資本主義的社會に於ける分配は、何等右の如き標準によることなく、専ら各個人の自由契約によつて決定されるのである。既述の如く（本章第二節第三項）雇傭契約、小作契約は勿論、金錢の貸借、商品の賣買、その他各自の所得に影響ある各種の契約は、すべて當事者の任意に協定するところの條件によつて締結されるのである。然るにこれ等の契約の當事者がその社會的地位、經濟的實力に於て均等であるとするならば、その契約の内容も亦比較的公正であり得るけれども、事實は決してさうでなく、双方の社會的地位には上下の別があり、經濟的實力には強弱の差があるから、勢ひ一方が他方の意思を屈服し、不正なる契約を締結せしめることになるのである。有産者の無産者に對する搾取の機會が到處に無數に見出されるのはそれがためであつて、これ畢竟資本主義の特徴たる營利主義と自由放任主義が然らしめるものにほかならない。既述の如く（本章第一節第一項）現代の重要諸産業は殆ど例外なしに有産者の營利を目的として成立してゐる。然るにこれ等の諸産業によつて造り出される富は各個人間の自由契約によつて分配されるのであるから、有産者は能ふ限り少き分配を無産者に與へ、殘餘は悉く自らこれを收めようとするのは必然の傾向と見なければならぬ。機械の發明、電氣の應用以來、生産力は過去の人類が夢想だもしなかつたほどに大躍進を遂げ、一國全體としての富も、又人口一人平均の富も、非常に増大したる

に拘らず、國民の多數は依然として貧困に悩み、少數者のみが多々益々巨大なる財産を蓄積して停止するところを知らないのは、つまり増大したる富が國民一般に均霑されずして、一部の人々に壟斷される結果にほかならない。乃ち知る資本主義は物質的生産力を増進するには——少くもその前半期に於ては——頗る有効なる制度であつたが、依つて造出される富の分配に至つては極めて不公平、不適正なる制度だつたのである。かくて富の増大したる部分は悉く有産階級の所得に歸し、無産階級の所得は辛うじてその生存を維持するに足る最低限度に止められ、貧富の懸隔はますます甚しくなつたのである。現代社會に於ける貧富の差別は、各個人の道德及理智の優劣、國家に對する奉仕力の多少には關係なく、たゞ或者が有産階級に屬し、他の者が無産階級に屬するといふ理由だけで決定されるのであるから、その結果が分配の不正となつて現はれることは必然である。

殊に留意すべきことは、有産階級の所得中、企業家の手に歸する部分は勤勞所得であるけれども、資本家及地主のそれは不勞所得だといふことである。企業家は營利主義によつて活動しつゝあるとは言へ、自己の責任に於て事業の計畫管理に當る者であつて、一種の勤勞者であることは疑ない。従つて彼等が賃金勞働者を搾取することによつて得るところの所得は、彼等の奉仕力に比して過大ではあるとしても、不勞所得であるとは言へない。然るに資本家は（自身企業家を兼ねる場合の外は）單に

自己の財産を資本として提供するに止まり、自身は毫も事業の計畫管理に當らない。現在各國に於ける資本の大部分は株式會社に集中されてゐるが、その株主は實際上何等業務に参加することなく、たゞ利益配當のみを受くる者であるから、純然たる不勞所得者である。地主もその所有地を耕作用又は建築用に提供するに止まり、自ら事業を經營することなしに地代又は小作料を收得するものであるから、やはり純然たる不勞所得者である。不勞所得者なるがゆゑに彼等は毫も國家に奉仕せずして國富の分配に與りつゝあるものであつて、しかもその富たるや他人の勤勞の結果として生まれるものであるから、畢竟資本地主は國家的見地からすれば無意義なる存在であつて、一種の社會的寄生蟲と見るべきものである。若し彼等が幼少、老衰、不具、廢疾等のため事實勤勞に堪へ得ない者であるならば、固よりこれを咎むべき理由はなく、彼等に生活上の保護を與へることが國民の義務であるが、現在の資本地主及其の家族等は優に何等かの勤勞に堪へ得る健康を有しながら、毫も國家社會に奉仕することなく、遊惰、逸樂の生活を送りつゝある者が多いのであるから、彼等は最も非難されるべき種類の人々に屬するのである。それにも拘らずこの種の人々が社會の上流に悠々自適しつゝあることは、要するに不勞所得を公認する資本主義的社會制度の缺陷に歸すべきものである。罪は個人にあるのではなく、かゝる弊害を觀過し認容した誤まれる社會制度が未だ革正されないことにあるのである。

## 二 奢侈

階級對立に原因する分配の不正は必然的に有産階級を奢侈に導くのである。そも／＼奢侈とは適當以上の消費をなすことを意味する。謂ふところの適當とは、これを全體主義の見地から判斷すれば、或個人の消費しつゝある生活資料が彼の國家に對する奉仕力を維持増進するに過不足なき程度にあることを謂ふのである。だから或者が此程度を超えて生活資料を消費するならば、その超過部分だけが彼に取つての奢侈である。例へば心身の健康を完全なる状態におくことは、奉仕力維持のために必要缺ぐべからざる一條件であるが、それがために甲は一日二千カロリーの飲食物と、七室の住宅と、四季を通じて二十枚の衣服とを消費すれば足り、乙は一日二千二百カロリーの飲食物と、五室の住宅と、十五枚の衣服とを消費すれば足ると假定するならば、これが彼等に適當なる生活資料（修養、慰安、娛樂等のために必要とする資料は別として）であつて、この程度を超えたる消費は無用であり、従つて奢侈である。だが各個人の奉仕力には性、年齢、性格、教養、體質、才能等に應じて無限の種類と程度とがあるから、すべての者に適當する消費の標準を個別的に決定することは極めて煩雜であり、恐らくは不可能であらう。従つて政策的には先づ性、年齢、住所（寒地、暖地、都市、村落）、

職業（精神的、肉體的）等の基本條件によつて概括的な最低限度の標準を設定し、それ以上は各自の奉仕力の程度に應じて附加給與をなし、又體質、性情、趣味、嗜好等により或範圍内の自由選擇を認むるが如き便法を講ずることが不可避であらう。だが、かゝる方法上の問題は姑く別として、理論的には各自の奉仕力の維持増進に必要な消費の標準は必ず存在するのであつて、その標準を超過したる消費が奢侈と呼ばれるべきものである。

従來の俗説は、消費される物品の量又は質を共通の標準として奢侈品と必需品とを區別したが、これは誤りである。兩者の區別は物品の側にあるのではなくして、これを消費する人の側にあるのである。例へば俗説は一般的に絹布を奢侈品とし、綿布を必需品とするが、併し若しこゝに絹布よりも絹布を着ることによつて心身の快適を覚え、それによつてヨリ多くの奉仕力を發揮し得る人があるとするならば、その者に取りては絹布は決して奢侈品でない。又酒や煙草は、それを消費する者が飲酒喫煙によつて氣分を轉換し、疲勞を癒やすことによつて奉仕力を高め得るならば必需品であると言へるし、反對に衛生上或は道徳上の悪影響を受けるならば奢侈品と認むべきである。要するにその差別は物の性質にあるのでなく、専ら人の性質にあるのである。

言ふまでもなく國家としては、全國民が各その才能に應じて、國家に對する奉仕力を最大限度に發

揮することが最も望ましいことである。そしてこれを實現するがためには、各個人をして過不足なき生活資料を取得せしむることが必要缺ぐべからざる條件である。然るに資本主義の下にありては、一方に於て必要な生活資料に缺乏してをる者の多數が存在するに拘らず、他方に於ては必要以上に莫大なる生活資料を消費しつゝある者が存在するのであつて、前者はその奉仕力を減殺され、後者は無用の財貨を浪費することによつて、國家に二重の損害を與へつゝあるのである。しかもその原因が全く分配の不正にあることは改めて説くまでもないのである。

しかのみならず奢侈は國民の道徳及理智に對する尊敬の念を減退せしむる有力なる一原因であることとを注意しなければならぬ。既述の如く（第二章第二節）道徳と理智とは國民の國家に對する奉仕の原動力であるから、各個人の有する道徳及理智の程度は彼の奉仕力の大小を決定するものであり、奉仕力の大なる者は小なる者よりも、質的又は量的にヨリ多くの消費をなすべき資格を有する。何となれば國家は奉仕力の大なる者をして、できるだけそれを維持増進せしむることが利益であり、そのためにはできるだけ十分なる生活資料を彼等に與へる必要があるからである。このゆゑに各個人の奉仕力の大小は當然彼の消費標準の高低を規定し、或者が比較的豊富なる生活資料を消費しつゝあることが直に彼の奉仕力の大なることを示す標識でなくてはならない。そして又それが彼の道徳及理智の優秀な

ることを正しく表明する所以でもあるのである。かくの如くにして道德及理智の優秀と消費の豊富とは合理的に一致し、吾々は消費の豊富といふ外觀を通じて、其人の道德及理智に對する尊敬をもつことができるのである。

然るに資本主義的社會にありては、或者の消費の豊富と彼の道德及理智の優秀とは何等の關係もない。何となれば消費の豊富は單に私有財産の大なることを表示するに止まるからである。だから道德及理智の優秀なる者が屢々貧窮なる生活を營み、その低劣なる者が屢々富裕なる生活を營むといふ現象を呈するのである。かくの如きは奉仕力の小なる者が多くの消費を行ふことによつて國富を徒費するものであり、同時に奉仕力の大なる者が少消費を行ふことによつて固有の奉仕力を阻害されるものであつて、それが共に國家に取りての損失であることは言ふまでもないのである。

しかのみならず國民の間に於ける貧富及それに伴ふ苦樂が、各自の道德及理智の優劣にも國家に對する奉仕力の大小にも關係なしに、たゞ各自の私有財産の有無及多少によつてのみ決定されるといふ事態は、國民の教化訓育上に大なる障害をなすものと斷じなければならぬ。現今世上の淺薄なる觀念論者は、やゝもすれば經濟問題を度外視し、空疎なる道德論によつて所謂思想善導の實を擧げんと試みつゝある。これ恐らくはマルキシズムに對する一種の反動と認むべきであらうが、蓋し角を矯めて

半を殺さんとするものである。私は決して唯物史觀の妄信者ではないが、併し現代社會問題發生の根本原因は道德の弛廢にあるのではなくして、國富分配の不正にあるのであるから、これを矯正することなしに王道を論じ日本精神を説いたからとて、何等の効果をも期待し得るものでない。固より道德そのもの、固有の價値は、經濟とは沒交渉に存在するものには違ひないが、併し不道德にして富める者、道德的にして貧しき者の頗る多い社會の現状にありては、國民の多數をして後者たらんよりも前者たらんことを欲する誘惑を感じしむる危険が頗る多いのであつて、ひいては非道悖德の所業によつても尙且富を得んと欲する者を輩出せしむる大なる原因となるのである。この意味に於て分配の不正、貧富の懸隔は國民道德を汚毒すること幾何なるかを知らないものであつて、この明白なる事實を故意に除外して、口徒に道義を説教するが如きは、全く本末を顛倒するものと言はなければならぬ。

### 三 貧困

分配の不正は有産階級を奢侈に導くと同時に無産階級を貧困に陥れる必然的結果を生ぜしめる。私の所謂貧困とは奢侈と反對の概念であつて、適當以下の消費、即ち或者が生活資料の缺乏のために、彼に固有なる奉仕力を減殺されつゝある状態を指すのである。例へば或者が適當の消費をなし得るな

らば十の奉仕力を發揮し得べき素質を有するに拘らず、所得の少きがために必要な生活資料を満たすを得ず、ために心身の健康を保持し難く、道徳理智を修養する機会を奪はれることによつて、七或は五の奉仕力しか發揮し得ないとするならば、その者は貧困であると言へるのである。従つてこの意味に於ける貧困者の存在は常に彼等自身の不幸であるのみならず、國家に取りての損害であることが直に理解されるであらう。何となれば貧困は國民の國家に對する奉仕力の減殺を意味するから、それだけ國家の興隆、文化の進歩が阻害されるからである。

資本主義的社會に於ける無産者は例外なしに貧困である。そのゆゑは彼等が有産者に搾取される結果、その所得が彼等に適當なる消費を許さないからである。即ち彼等は不衛生なる生活を營み、病氣其他の災厄に對する自救の手段に缺け、初等教育以上に修養の機会を奪はれ、長時間の勞働に疲勞し、健全なる慰安娛樂をもたず、惡徳又は惡癖に感染し易い等の理由により、到底固有の奉仕力を維持し且増進するを得ない境遇におかれてゐるのである。

無産者を貧困に陥れる原因として最も一般的なものとは搾取に基く分配の不正にあることは言ふまでもないが、就中注意すべきものは失業である。失業には絶對的のものと相對的のものとある。絶對的失業は一國民中の勞働人口が就職人口よりも多數なることによつて生ずる。謂ふところの勞働人口

とは勞働の意思と能力とを有する者の總數であり、就職人口とは現に勞働の機会を有し得べき者の總數である。だから前者が後者を超過する場合には、その差數は絶對に失業せざるを得ないのである。次に相對的失業は勞働人口が就職人口を超過しなくても、その幾部分か自己の能力に相應する職業を見出し得ないことによつて生ずるものである。この種の失業は職業紹介事業の普及や、職業再教育事業の發達によつて多少緩和することはできるが、併し各種の職業に於ける勞働力の需給關係は斷えず變動するから、すべての勞働者が自己の才能經驗に相應する職業を見出すことは至難であつて、常に多少の失業者を出すことは免かれ難いのである。

だが、それよりも遙に重要性を有するものが絶對的失業である。資本主義の發展と共に絶對的失業はますます増加すべき必然的傾向を有する。物理學及化學等の自然科学が進歩するに伴れ、技術の發明改良は際限なく行はれ、機械の利用はますます擴大され、生産力は集中され、大經營が發達し、合理化が徹底するに従ひ、人間勞働の必要は年を逐うて減殺され、世界の生産力は産業革命前に比し測り知るべからざるほどに増加したに拘らず、その生産に参加する勞働者の員數は殆ど増加せざるのみならず、反對に却て減少しつゝある。尤も資本主義發達の前半期に於ては、製造工業の機械化に伴れ、原料、動力、交通機關等に對する需要を激増したため、産業界の一方面に生じたる失業者を他方面に

吸収することが比較的容易であつたが、資本主義の後半期に入りては、あらゆる重要産業が機械化され、且ます／＼その程度を高めたために、生産力は既に國民の購買力に對する飽和點を突破し、寧ろその過剰を告ぐる状態に達した。その結果として不景氣時期に於ては勿論、好景氣時期に於ても勞働力に對する需要は減少の一途を辿るのみであつて、勞働時間の一般的大縮少を強行するか、或は何等かの原因により人口が著しく減少せざる限り、絶對的失業は永久に免かるべからざるのみならず、年を逐うてますます増加する状態にあるのである。

吾々が全體主義的見地に立つとき、技術の進歩に伴ふ生産力の發達は、全國民の生活資料を豊潤にし、その經濟的福利を増進することに直接貢獻するものでなくてはならない筈である。然るに個人主義的經濟機構の下にありては、資本家及企業家は専ら自己の營利を目的として一切の産業を經營するものであるから、技術の進歩も機械力の發達も悉くこれを營利目的に利用し、それが無産階級に與へる不利不幸の如きは更に意に介するを欲しない。だから彼等は無用となつた勞働者を解雇することに毫も躊躇せざるのみならず、それ等の被解雇者が明日飢餓に瀕しようとも何等責任を負ふ必要を認めないのである。これ個人主義的經濟に於ける當然の歸結である。併しながらこれを無産階級の立場から考へるならば、技術の進歩も機械力の發達も彼等の經濟的福利に何等寄與するところがないのみならず、却てこれがために勞働の機會を剝奪され、永續的失業の苦境に彷徨し、終には餓死か自殺か犯罪かを選ばざるべからざる窮地に沈淪するのであるから、彼等の不幸これより大なるはない。又これを國家の立場から視るならば、何等かの勤勞によつて國家に奉仕し得べき能力を具備する多數の勞働者をして、その奉仕力を發揮すべき餘地なからしむるものであるから、國家としての莫大なる損失であることは言ふまでもないのである。

しかのみならず無産者は勞働所得を以て唯一の生活手段とするものであるから、元來勞働能力を缺いでゐる無産者は一層悲痛なる境遇に陥らざるを得ないのである。例へば老衰者、不具癡疾者、孤兒病弱なる鰥夫寡婦の如きがそれであつて、彼等は何等かの方法によつて救濟されない限り、忽ち餓死せざるを得ない。古來いづれの國に於てもこの種の者の救恤を目的とする慈善事業が多少行はれたことは事實であるが、その惠澤の及ぶ範圍は極めて狭少であつて、到底一般的に彼等の生活を保障するに足りなかつた。ために彼等の多くは乞食となつて路傍に行人の憐みを待つか、さもなければ陋巷に窮死するほかはなかつたのである。若し彼等が有産者であるならば、たとひ勞働力は缺いでを つても、その財産所得によつて生活の安全を保障され、右の如き艱苦を嘗める憂はないのであるが、偶々無産者として生まれたがために、人生の「どん底」に没落せざるを得ないのである。しかも彼等を救助す

るがためには、貴族富豪が奢侈に徒費する金額の一部分を割愛するだけで十分なのであつて、例へば彼等が一回の宴會、一顆の寶石に投ずる金を惜みさへすれば、それだけで優に數十人の孤兒や老人を養ふに足るのである。然るにさういふことが減多に行はれないのは、一方が餘りに多くをもち、他方が餘りに少くもつことを當然視するところの現社會制度の罪に歸すべきものであつて、階級對立關係の革正されざる限り、無産階級の貧困は免かるべからざる宿命と言はざるを得ないのである。

#### 四 教育の機會不均等

分配の不正に原因する貧富の懸隔は自ら有産階級の子弟には中等及高等教育を受ける機會を與へるが、無産階級の子弟からはこの機會を奪ふことになるのである。何となれば現代の中等及高等教育は、學生の父兄をして多大の費用を負擔せしめるが、無産者は到底これを支辨するに堪へないからである。その結果近年教育事業は著しく普及發達したに拘らず、そこに自己の理智才能を研くことを得る者は大部分有産階級又は中産階級に限られ、無産階級の子弟はいかに優秀なる素質を有する者といへども、初等教育を卒へるや否や、直に職業戰線に立ち勞働に従事すべく餘儀なくされるのである。これに反して有産階級の子弟は、優秀なる素質を有する者は固より、然らざる者といへども、父兄の

富の力によつて或は家庭教師を雇入れ、或は參考圖書を購入して研學の便宜を與へられ、進んで高等教育を受くるの機會に恵まれるがゆゑに、少年時代に於ては無産階級の子弟に比し劣等なりし者も、壯年時代に於ては優にこれを凌駕し、前者が肉體的勞働によつて貧弱なる生活を營みつゝあるに反し、後者は精神的勞働によつて比較的安樂なる生活を營み、更に老年期に近づくに従ひ、兩者の社會的地位には格段の相違を來たし、一方は下層階級に沈淪し、他方は上層階級に飛翔するが如き結果を呈するに至るのである。

然るに屢説の如く國民の國家に對する奉仕力は、主として道德及理智の優劣によつて決定され、しかもその優劣は主として教育の程度によつて左右されるものであるから、國家としては全國民が各自の天賦の性能に應じ例外なしに高度の教育を受け、遺憾なくその奉仕力を發揮することが望ましいのである。然るに現存の教育制度は學費の自辨を以て原則とするがゆゑに、富者のみが高等教育を獨占し、多數の貧者は到底これに参加し得ない實狀にあるのであつて、それが國民全體としての奉仕力を減殺することによつて國家に大なる損失を與へつゝあることは明白である。かゝる弊害は學費を徹底的に公費支辨とし、以て教育の機會を均等化することによつてのみ矯正し得べきものである。尤も眞の教育は獨り學校の中だけで行はれるものではなく、學校外の教師により又は獨學によりても行はれ

るものであるから、形式的な高等教育を受けなかつた者が卓越した人才と成り、反對に高等教育を受けながら劣悪なる人物と成るものも尠くないが、併しそれ等はいづれも稀な例外であつて、概括的に見るならば、ヨリ高き學校教育を受けた者が、ヨリ優秀なる人物として一般に評價され且重用されることが現代社會の實狀であつて、結局財産の有無によるところの階級的差別が、ひいて社會的地位の上下を決定し、支配者と被支配者との相違を來たす原因ともなるのである。殊に我國の如く官吏又は會社員を採用するに當り、各人の人物及實力よりも、出身學校の如何に重きをおく慣習の行き渡れる國に於ては、一層右の如き傾向が顯著である。かくて私有財産の多少は教育の高低を決定し、教育の高低は社會的地位の上下を決定し、地位の上下は階級的差別を一層擴大するのであつて、これは單に無産階級だけの不利不幸に止まらず、ひいて國家に及ばず弊害は測り知るべからざるものがあるのである。

しかのみならず無教育による無産者の無識は、屢々彼等を迷信、惡癖等の自己傷害に導く原因であつて、それによつて彼等自身を不幸に陥れるのみならず、國家に及ばず惡影響は觀過すべからざるものである。例へば宗教的迷信は今日尙廣く無産階級の間に殘存し、それがために彼等が卑俗なる神官僧侶に誑かされて、金品を徒費すること幾何なるかを知らない。又無節制なる飲酒、有害なる藥物の

濫用、賭博、荒淫等により心身の健康を害し、眞面目なる勤勞を厭ひ、種々なる道德的及法律的罪惡を犯し、遂に自暴自棄的なルンペン生活に陥る例は頗る多いのである。かくの如きは一見すれば彼等自身の負ふべき罪なるが如きも、深くこれを省察すれば、彼等が元來教育修養の機會を與へられなかつた結果にほかならないのであつて、畢竟その罪は階級對立の社會それ自體にあると斷じて誤りはないのである。

##### 五 衛生及娛樂に於ける差別待遇

國民の勤勞能率は、職業の何たるを問はず、肉體の健康と精神の快活とによつて著しく増進されることは言ふまでもない。然るに近年醫學が長足の進歩を遂げ、醫術に優れたる醫師、診療施設の完備したる病院はますます増加しつゝあるに拘らず、診察料、藥價、入院料、手術料等の高價なるがためその惠澤に浴し得る者は有産者又は中産者に限られ、無産者の大多數はこれに與ふことを得ない。無産者は病氣に罹つても、それを治療するために生活費の一部を割き或は借金しなければならぬことを慮つて、直に醫師の診断を乞はず、賣藥で済みます場合が多いために、恢復が遅延して勞働能力を減殺され或は重態に陥つて生命を失ふことさへ稀でない。又海水浴、溫泉場、避暑地、避寒地等の如き保



健上有効なる設備は、近年著しく發達したるに拘らず、無産者の大部分はこれを利用するだけの費用と閑暇とをもたない。彼等の多くは貧民窟か然らざるも狹隘なる住宅内に密集的に群居するため、通氣、採光、防暑、防寒の設備が不完全で、極めて不衛生なる生活をなすべく餘儀なくされ、健康上に悪影響を受くることが少くないのである。

又無産者は精神的慰安娛樂の方面に於てもその欲求を充たすことができない。例へば壯麗なる劇場や公會堂が建設せられ、斷えず演劇や音樂會が開催されても、その入場料を自辨することができないために、無産者は容易に入場することを得ない。ラヂオの如きでさへ生活費に窮乏してをる無産者に取っては、家庭に於てこれを聴くことは至難である。又名所舊蹟は到處にあつて、鐵道や汽船や旅館は懸命に旅客を誘引してをるが、無産者は旅費がないため減多に遊覽することができない。かゝる事情のために彼等は文化人として當然要求すべき健全なる享樂機關を利用し得ないのであつて、ひいてそれが不健全なる逸樂を追求する原因ともなり、彼等の奉仕力を低下しつゝあるのである。然るに有産者は寧ろ必要以上に右の如き享樂機關を利用して無用の財と時間とを徒費し、奢侈生活を増長しつゝあるのであつて、それが彼等の奉仕力を減殺することに於て前者と異るところはないのである。かゝる事態が結局國家に取りての損害であることは多言を要しないであらう。

## 六 公權の不平等

ここに所謂公權とは國民が立法、行政、司法等の國家機關に參與するの權利並にそれ等の諸機關を通じて個人的利益の保護を全うすべき權利を意味する。然るに資本主義的社會に於ては、この公權が階級的差別に原因して國民の間に極めて不公平に分配されてゐるのである。

先づ立法について見るに、いづれの國に於ても、憲法發布の當初に於ける選舉權は有産階級の獨占到歸し、中産階級は殆ど、無産階級は全くそれから除外されてゐたのである。これ立憲政治そのものが元來封建的專制政治に對する有産階級の抗争によつて獲得されたものだからである。尤も日本に於ける立憲政治開設の由來は歐洲諸國と多少趣を異にし、自由主義に眼さめたる知識階級の要望に基因するところが多いのであるが、それでも明治二十三年の議會開設當時に於ける衆議院議員の選舉權は直接國稅十五圓以上を納付する者に限られ、全國の有權者は僅に四十五萬を算するに過ぎなかつた。かく選舉權を制限するに稅額を以てし、依つて以て參政權を有産階級の手に壟斷することが、立憲政治の冒頭に於ける各國共通の事態だつたのである。

然るに其後各國とも多數國民の熾烈なる要求に動かされて漸次選舉權を擴張し、先づこれを中産階

級に及ぼし、更にこれを無産階級にまで及ぼしたが、殊に世界大戦後は男子の資格年齢を低下すると同時に、ドイツ、アメリカ、イギリス等の諸國に於ては女子にまで選舉權を賦與した、め有權者が激増するに至つた。日本に於ても明治三十三年に選舉權資格を國稅十圓に引下げて有權者百萬人となり、次に大正八年にはこれを三圓に引下げて、有權者三百五十萬人に増加し、中産階級の殆ど全部を包容するに至つたが、更に大正十四年には納稅資格を全廢した、め有權者は一躍一千二百萬人に増加し、廣く無産階級の參政權を認むるに至つたのである。

かくの如くにして現在では世界いづれの國も一應デモクラシーの形式を完成したのであるが、併しこれがために全國民が實質上平等に立法權に参加しつゝあるかといふに、決してさうでない。依然として立法權は有産階級の手によつて左右される傾向が少くないのである。それは次の如き理由による。第一に無産階級の利益を代表する議員候補者は選舉費用を調達することが困難であるために、容易に立候補し難く、又立候補しても資金缺乏のために有効なる運動をなし難く、ために當選率が有産階級代表者に比して遙に少い。第二に無産階級に屬する選舉權者は概して無識であつて、當面の政治問題に對する理解力に缺け、是非の判斷力に乏しいために、有産階級の代辯者によつて欺瞞され易い缺點を有する。第三に彼等は貧困であるために、僅少なる金額によつても買収され、「清からざる一票」を

空しく有産階級候補者に與へる者が頗る多い。第四に無産階級の政治的勢力の擴大を畏怖するブルジョア政府が、權力を濫用して無産階級候補者の當選を妨害するの舉に出づることが屢々である。第五に無産階級所屬の有權者は餘りに多數であるために、彼等を有効に組織化することが困難であつて、やゝもすれば小黨分裂の弊に陥り、同志打ちを演じて投票を分散せしめ易い。

以上の如き無産階級に不利なる諸條件は、多少の程度こそあれ各國に共通するところである。従つて有權者の員數に於て無産階級が最も多くを占むるに拘らず、彼等を代表する議員數は世界を通じて未だ議會の過半數を占めたる例を見ないのみならず、アメリカ及日本に於けるが如く無産階級がその代表者を選出することの殆ど不可能に近い國さへもあるのである。これによつて見ても、形式上に於けるデモクラシーの徹底が、決して實質上の効果を伴ふものでないことが極めて明白である。

殊に現代の政治上最も怖るべき弊害は、財閥が有力なる政治家又は政黨に多額の金を與へて政權獲得を援助し、その交換條件として彼等の階級的利益に反する法律の制定を防止し或は政府の特別掩護の下に巨利を收得しつゝあることである。デモクラシーの徹底によつて大衆化されたる現代の政治運動は、總選舉の場合に勿論、平素に於ても多額の資金を要するがゆゑに、政權に渴する政治家は大資本家に利權を豫約することによつて秘密に運動資金の提供を求め、大資本家も亦この機會に乗じて立

法の内容を制肘し、兩者の野合的勢力の下に無産階級の利益は至大なる抑壓を加へられてゐるのである。しかもかくの如き抑壓は無産階級の反資本主義的勢力が伸張すればするほど愈々加重する傾向を有するがゆゑに、彼等が選舉權を賦與されたからと言つて、それだけでこれに對抗し反撥することは全く不可能である。曾て政治學者や社會運動家は普通選舉の效果に多大の希望を寄せ、それによつて無産階級の政治的勢力は急速に増大して、議會に支配的地位を占めるに至るであらうと豫想してゐたのであるが、今やこの豫想は夢の如く消え失せたのである。

次に行政上に於ける不平等としては、國務大臣並に高級官吏が大部分有産階級又は中産階級の出身者であるため、彼等は無産階級の生活及要求に對して無理解であるか、或は單に知識としては理解してゐても、感情的に同情をもたないか、或は同情してゐても、それを行政上に實現しようとして企てるならば、忽ち上司の忌違に觸れて自己の地位を失墜することを虞るゝがゆゑに、勢ひ無産階級は遍頗なる待遇を受け、不適正なる權力の壓迫を蒙ることが多いのである。例へば税法の適用に關しても、貴族富豪の如き不勞所得者には寛にして、俸給被傭者や勞働者農民の如き勤勞所得者には嚴であるが如きその一證である。特に我國の現状の如く、官公吏が道德的に腐敗し、贈賄によつてその處置を左右せらるゝ者の少くない場合に於ては一層さうである。

最後に司法上に於ける不平等は、主として無産階級が訴訟費用を自辨することを得ないといふ事情に基くのである。いかに公正ならんと欲する判事といへども、訴訟なきところに判決を下すわけには行かぬ。殊に事件が傭主と被傭者との間に起つた場合には、被傭者たる無産者は傭主たる有産者を告訴することによつて必然解雇せられ、失業の憂目を見なければならぬから、かゝる脅威が彼等をして當然の權利を法廷に主張することを至難ならしめるのである。法律家は屢々かゝる事態を指して「權利の上に眠る」ものとして、罪を當事者の怠慢に歸するけれども、これは皮相の見解であつて、現代の無産者はたゞ無産者たるがゆゑに司法上の正義を要求し得ない立場におかれてゐるのである。

## 七 階級闘争

上來列擧したる階級對立に基く諸弊害が、國家に對して直接間接多大の損失を與へつゝあることは明白であるが、併しそれがために最も多くの苦痛を感じ、犠牲を拂ひ、幸福を奪はれ、利益を失ひつゝあるものが無産階級であることは論ずるまでもない。彼等は有産階級の壓制によつてその經濟的利益を侵害されるのみならず、貧困、無智、疾苦、墮落、隸屬、卑屈等によつて自己を頹廢せしめ、悲惨なる境遇に陥るべく餘儀なくされてゐるのである。

こゝに於てか無産階級が、右の如き状態を以て彼等に課せられたる宿命とあきらめ、又かゝる境遇から脱出することを不可能と信じ、ひたすら支配者の憐愍を乞ふに止まり、自ら進んでこれに反抗し、彼等の上に加へられつゝある壓迫を排除し、その奪はれたる利益を恢復しようとする意圖と勇氣とを缺いでせんとするならば、階級闘争は發生することなく、社會の平和は維持され、既存の諸制度は變革されることなしに、その進行を繼續するであらう。古代の奴隸制度、中世の封建制度が時として被壓制者から多少の反抗を受けたとは言へ、大體に於て千年の久しきに亘り、その命脈を維持した所以のものは、主として當時の被支配階級が闘争の勇氣と方法とを缺いでをつたがためにほかならないのである。

然るに資本主義制度の下に於ては、殆どその最初から無産階級は有産階級に反抗し、その壓制から自己を解放しようとする闘争を演じたのである。この闘争は先づプロレタリアート即ち賃金労働者の一群によつて火蓋を切られた。それは彼等が資本主義以前には存在しなかつた被壓制者の一大集團であつて、その大部分が都市に群集し、知識に於て封建時代の農民に優り、且比較的容易に團結し得る環境におかれてゐたからである。これに反して農民はその生活及労働條件が封建時代のそれと殆ど變るところがなかつたから、祖先傳來の因襲に慣れ、反抗的精神が麻痺してゐたため、少くも資本主義

時代の初期に於ては賃金労働者ほどに闘争的ではあり得なかつたのである。

かく資本主義の下に階級闘争の前衛的役割を演じたのは賃金労働者であつたが、併し最初のうち彼等は鞏固なる組織と周到なる戦備を缺き、輕躁に猪突する場合が多かつたため、概ね慘目なる敗北に丁り、彼等の上に加へられる經濟的及法律的壓迫を加重するに過ぎなかつた。併し彼等はこれに屈することなく反抗を繼續し、農民も亦次第にこれに参加するに及んで着々その組織を擴大強化し、戦備及戦術も進歩して、資本家及地主の牙城を脅威するに足る實力を養成するに至つた。階級闘争の發展過程は國によつて多少相違するが、大體に於て共通する點は、その目的に於て革命的なものと改良的なものとに區分され、又その形態に於て政黨的なものと組合的なものとに區分されたことである。従つて闘争の組織も方法も無産階級全體としては統一されず、屢々内輪喧嘩を演じて闘争力を弱め、徒に共同の敵たる有産階級をして漁夫の利を占めしむるが如き缺陷を暴露した。現在に於ても多くの國々に於てはやはり同様である。だが、かゝる缺陷にも拘らず無産階級の闘争組織は年を逐うて擴大され、その闘争力はますます強靱となり、それによつて脅威される有産階級の組織及闘争力も亦擴大強化され、終に第十九世紀の末より現在に至る數十年間は、世界史上未曾有の廣汎なる戦線に亘つて、執拗なる階級闘争が展開されるに至つたのである。

かゝる状態を現出するに至つた所以のものは、畢竟無産階級が資本主義の邪惡なる制度たることを確信し、これに反抗することが彼等に取りての正義であり、又さうすることが彼等の歴史的使命であつて、若し彼等が鞏固に團結し、勇敢に戦ひさへすれば、早晚必ず有産階級を征服して、その壓制と搾取を排除し得ることを豫想するがためである。そして彼等にかゝる信念を鼓吹したものは、主として第十九世紀初葉以降の社會主義的思想、殊にマルクス及エンゲルスの理論である。現代の階級闘争は、古代の奴隸の叛亂や中世の百姓一揆の如く、壓制者の無慈悲に對する憎惡や、堪へ難い苦痛から免かれようとする衝動によつてはなく、一つの世界觀によつて導かれ、正義の觀念に立脚して、自己の社會的使命を遂行しようとする意識に基いてゐるのである。勿論彼等といへども實際に於ては多分に階級的利己主義を抱藏することは否定できないが、併し彼等は少くも自己の行動に對して何等の自責をも感じないのみならず、寧ろそれを道德的義務と信じてゐるのである。言ひかへれば彼等は階級闘争を惡と認めないのみならず、却て闘争を躊躇し又は忌避することを惡と認めるのである。これが現代の階級闘争を廣汎且激烈ならしめる思想的原因である。

惟ふに現在の如き階級對立關係の下に於ては、勞働者農民が資本家地主の壓制と搾取から自己を解放すべく必死の闘争を演ずることは避くべからざる必然であつて、階級對立關係そのもの、廢止され

ない限り、いかなる方法を以てしてもこれを制止することは至難である。ファッショ・イタリーに於て見るが如く、權力の強壓によつて一時これを防遏することはできるとしても、永續的に階級闘争を根絶することは恐らく不可能であらう。併しながらこれを國家の立場から見れば、階級闘争が國家に及ぼす害毒は極めて大なるものがある。先づその物質的方面について言へば、勞働争議によつて屢々産業の停廢を來たし、生産力を萎縮せしめ、國民の經濟生活に由々しき障害を及ぼしつゝある。ストライキ及ロックアウトは勞働争議の戰術として最も頻繁に行はれるものであるが、それがために當事者双方の所得が減殺されることは勿論、富の生産が一時停止されることによつて國家全體として蒙るところの經濟的損害は莫大なるものである。

だが、それより一層重大視すべきものは精神的方面の害毒である。即ち階級間の憎惡、敵愾心が深刻となり、國民は二大陣營にまで分裂して互に仇敵視し、全體としての協働は破壊され、全國民の一致協力によつて國家の興隆發展を企圖することは絶望的とならざるを得ない。固より階級對立の存続する限り、兩者の利害の衝突は免かれ難きものではあるが、併し兩者は共に一國家の中に包容され、好むと好まざるとに拘らず、一國民として本然的に結合されてゐるものである以上、國家全體としての利害は兩階級の等しく蒙るところの利害であり、共同の敵に對しては協力してこれを防禦しなければ

ばならない關係にある。例へば外國の侵略、治安の破壊、道德の頹廢、理智の缺乏、産業の衰退、天災地變、惡疫の流行等は、國家全體としての禍害であり、階級を超越したる災厄であるから、全國民は協心戮力してこれを防止し排除しなければならぬ。それと同時に全國民は國家全體としての福利を増進し、文化を向上せしめ、以て國家の理想を追求し、目的を達成するために、常に緊密なる協働を繼續することが肝要である。然るに階級鬭争はこの協働を不可能ならしむるものであつて、國家としての憂患これに過ぐるものはないのである。これこそ階級對立に原因する諸弊害の最大なるものと言はなければならぬ。

## 第四章 社會問題解決の諸方法

### 第一節 社會革命主義と社會改良主義

#### 一 社會問題解決の要諦

私は前章に於て有産無産兩階級の對立が國家の中にいかに大なる弊害を醸成するに至つたかを審かにした。かゝる弊害は資本主義成立の當初に既にその端を發し、資本主義の發達と共にますます增長したものであるが、併しその初期に於ては資本主義の下に於ける諸産業の發達が餘りに顯著であつたため、人心は燦然たる物質文明の光彩に眩惑されて、その半面に潛む陰慘なる光景を觀過したのであつた。尤も若干の人道主義者は無産階級の苦難に深き同情を寄せ、彼等を救済するために多少の努力を拂つたが、併し資本主義そのもの、根柢に横はる缺陷や、階級對立關係の怖るべき害惡を十分洞察するの明をもたなかつた。たゞ少數の社會主義的思想家だけは、資本主義を深刻に批判し、これを根本的に革正するの必要を唱道したが、併し大聲未だ俚耳に入るべくもなかつた。かくて資本主義並に

その思想的基礎を成す個人主義の波濤は、あらゆる障礙物を乗り越え、押流しつゝ、第十九世紀に於ける政治、經濟、法律、道德、思想の各分野に浸透し、瀰漫したのであつた。

かゝる趨勢は、併し、第十九世紀の末葉に至つて徐々に退潮期に入り、第二十世紀に及んでますます逆轉の機運に向つた。それは資本主義の特徴たる營利主義と自由放任主義の弊害が何人にも觀取され得るまでに著大化したこと、階級の對立に基因する分配の不正、貧富の懸隔、並にこれに反抗しようとする無産階級の組織的闘争が、屢々警鐘となつて國民の覺醒を促したからであつた。最初に反感を以て無産階級解放運動を眺めた者も、次第に彼等の要求に同情をもたざるを得なくなつたのみならず、彼等の主張に傾聴すべき道理の存在することを發見したのであつた。かくて國民の普遍意思即ち國家意思は漸次社會問題の意義と所在とを認識し、これを解決することの必要を意識するに至つたのである。勿論それは個人意思や階級意思を超越するところの普遍意思であるから、有産階級に屬する多くの人々は、その利己的偏見に捕はれて故意に社會問題に眼を蔽ひ、或は強いてこれを輕視しようとするが如き態度を示したが、併しそれがために國民の普遍意思が正しき方向への進展を妨げられることはなかつた。かくの如くにして最近數十年間世界各國民は社會問題の解決を以て緊要なる時務たることを理解し、それがために政治的及經濟的事務の許す限り種々なる方法を講ずるに至つたので

ある。そして就中その方法が各國の政府によつて決定されたものであるときに、吾々はそれを社會政策と名けたのである。要するに社會政策は國家意思が無言の裡に政府に指令して決定せしめるところの社會問題解決方法にほかならないのである。

社會問題解決の要諦は、蓋し資本主義の下に一大進歩を遂げたる物質文明を萎縮せしめることなしに、否能ふべくんばますますそれを増進せしむるが如き條件の下に、過去一世紀間に激増したる富の分配を公正にし、貧富の懸隔を縮少し、無産階級の不利不幸を救済し、階級闘争を根絶し、以て國民の完全なる協働の下に、國家全體としての安寧と福祉とを確保することになくはならない。それは無産階級の不利不幸に對する憐愍や同情に發源する人道主義やセンチメンタリズムに期待すべきものではなくして、社會問題の存在を以て國家又は人類社會に對する害毒と認め、これを解決することによつて國家の利益を擁護し、人類社會の福祉を増進しようとする社會哲學的軌範意識によつて指導されるものでなくてはならないのである。

社會政策は、併し、社會問題解決の唯一の方法とは認められなかつたし、又認められてゐない。そのゆゑは元來社會政策はその立案者が何人であらうとも、その決定は専ら政府によつて行はれるものである關係上、政府そのものが必ずしも國家意思の忠實なる遵奉者でなく、屢々有産階級の利益のた

めに左右されるものである限り、社會問題の解決を現存の政府に期待することは全く空望であるといふ思想から出るのである。そしてかゝる思想の存在する以上、政府以外の或者が社會政策以外の方法によつて社會問題の解決を圖るべきであるといふ理論及運動が少からず發生するに至つたことは敢て怪むを要しないのである。そこで私は本章に於て社會問題の解決を目的とする諸方法（社會政策をも含めて）を簡別的に略説しようとするのであるが、それに先ちこれ等の諸方法を概観するときに、それ等を次の二種に大別することができると思ふ。その一つは社會革命主義を奉ずるものであり、他は社會改良主義を奉ずるものである。

## 二 社會革命主義

社會革命主義は社會問題解決の唯一の完全なる方法は資本主義そのもの、撤廢以外にはあり得ないといふ信念の上に立つものである。社會問題發生の原因は言ふまでもなく有産無産兩階級の對立にある。そしてこの對立は資本主義の下に於ける必然的產物であつて、いやしくも資本主義の存続する限り、階級の對立は避くべからざるものであり、従つてそれに原因するところの諸弊害も亦排除しつゝすことを得ないものであるから、資本主義の廢止並に階級對立の解消なくしては、到底社會問題を解

決し得ないといふのが、社會革命主義の理論的立場である。

この社會革命主義は最廣義に於ける社會主義と同一物であつて、次節に説く社會民主主義、共產主義、國家社會主義は勿論、無政府主義、サンディカリズム、ギルド社會主義等も亦これに屬するものであるが、併しこれ等の社會主義諸流派の間には、資本主義の廢止から社會主義の確立に至る過程に關し次の如き理論上の相違が存在するのである。

その第一は觀念論的社會主義若くは理想主義的社會主義と名くべきものである。（これはエンゲルスによつて「空想的社會主義」と呼ばれたものであるが、併しこれを「空想的」とするのは妥當でない）。それに従へば、正義、人道、博愛といふが如き觀念が先づ吾人の腦裡に宿り、それが資本主義の邪惡なる制度たることを吾人に意識せしめ、この意識が吾人の倫理的意欲を刺激して資本主義廢止のためにする積極的行動に出でしめるのである。別言すれば資本や土地が私有されず、階級對立關係が存在しない社會こそ眞に平和にして幸福なる社會であつて、かゝる社會を建設することが人類としての吾人の理想である。この理想こそ吾人を社會主義に導く光であつて、これなくんば資本主義は存続し、現存の社會惡は永久に消滅しないであらう。だから革命の事業は主として教育の力に待つべきものであつて、これによつて民衆を啓蒙し、資本主義の害毒と社會主義の慶福とを良く理解せしめ、廣く全



國民をして自ら進んで社會改造事業に賛同し且協力するに至らしめることが最も肝要なる方法である。かく主張するものが私の所謂觀念論的（或は理想主義的）社會主義であつて、第十九世紀の初期にサン・シモン、フーリエ、オーウェン等によつて唱道された社會主義がその代表的なものであるが、現時のイギリス労働黨の支持する社會民主主義も略これに屬するのである。

第二は唯物辯證法的社會主義若くはマルクス主義的社會主義である。（エンゲルスにより科學的社會主義と呼ばれたるもの）。それに従へば社會の進化はすべて辯證法的發展の法則に支配されるものであつて、しかもその發展の契機となるものは生産關係に於ける矛盾である。資本主義的生產關係は生産手段の私有者にして且營利以外に餘念なき少數の資本家と、彼等によつて剩餘價值を搾取され且失業を強要される多數の労働者との對立によつて成り立つものであつて、かゝる生産關係の下に於ては労働者はますます貧困となり、大衆の購買力は漸次枯渴し、商品の生産力は過剰に陥り、資本家の利潤は減殺され、恐慌は頻發し、結局資本家は破産して、その生産手段は政黨化したる労働大衆の手に奪取されることになる。かくの如くにして生産手段の私有を基礎とする資本主義的生產關係は揚棄され、生産手段の公有を基礎とする社會主義的生產關係が成立するのであつて、この變革は人間の理想や正義の觀念の力によるのではなく、全く外界の經濟狀態の必然的進行の結果に外ならないものであ

る。かく説明するのが唯物辯證法的（或はマルクス主義的）社會主義の特質である。

第三は綜合辯證法的社會主義若くは後述（本章第二節第三項）の意味に於ける國家社會主義である。それは社會制度の辯證法的發展を肯定する點に於てマルクス主義と一致するものであるが、併しその發展はマルキシズムの主張するが如く單なる生産關係の矛盾、經濟狀態の變革によるものではなくして、吾人の理想及目的意識が亦與つて力あるものである。言ひかへれば破邪顯正を意欲する吾人の觀念と、その實現を可能ならしむる外界の物質的諸條件とが共存し且契合することによつて、資本主義は廢止され、社會主義が實現されるのであつて、そのいづれか一方を缺くならば到底それは實現されない。觀念論も唯物論も共に盾の半面であつて、眞理は兩者の綜合統一されたところにある。かく立論するのが綜合辯證法的社會主義或は國家社會主義である。（拙著『國家社會主義原理』第四章參照）

### 三 社會改良主義

社會改良主義は資本主義を廢止することなしに社會問題を解決することが可能であるか、或はたとひそれが不可能であるとしても、社會主義は個人の自由を奪ひ、獨創力を麻痺せしむることによつて、現在の階級對立に原因する諸弊害よりも一層大なる他の弊害を發生せしむることが確實であるから、

資本主義の全廢は不可であり、單に或程度までそれを修正することによつて満足すべきであると主張するものである。社會改良主義者といへども決して資本主義の缺陷や階級對立關係の害毒を認めないのではない。たゞ彼等は社會主義實現のために必要とされる革命手段並にその實現後に於ける個人的自由の抑壓と、それに基因する産業の衰退とを危惧するの餘り、社會革命主義に反對し、資本主義の埒内に於て、能ふ限り有産階級の横暴と搾取とを抑制し、無産階級の不利不幸を救済する以外に、社會問題解決の途はないと信ずるのである。

改良主義は、だから、革命主義が階級廢止を目的とするに反し、階級協調を目的とするものである。資本主義の廢止は階級對立を消滅せしめ、階級對立の消滅は社會問題を消滅せしめるものであるから、それによつて直に理想的社會が實現するのではないにしても、少くも現存の社會問題だけは一應完全に解決されるわけであつて、それだけ社會は進歩し、人類の一大禍害は除去されるのであるから、資本主義に未練を残す理由は毫末も存在しないといふのが革命主義者の立場である。然るに改良主義者は資本主義の廢止に反對する當然の歸結として階級對立の存続を認容するものであるが、併し彼等といへども階級對立及鬭争の弊害を痛感しないのではないから、階級對立を維持しながら、兩者の利益をできるだけ一致せしめ、鬭争の原因を除去し、互に協調することの可能なる社會的諸條件を設定し

ようとするのである。革命主義者はいかにすれば階級を廢止し得べきかを主題としてあらゆる理論及方法を研究し、改良主義者はいかにすれば階級を協調せしめ得べきかを主題としてあらゆる理論及方法を案出する。こゝに兩者の相容れざる差別が存するのである。

併しながらこゝに注意すべきことは、同じく社會改良主義を奉ずる者の間に於ても、階級鬭争に關する見解に次の如き相違の存することである。或一派は階級鬭争を以て道德的或は經濟的罪惡と認め、いかなる場合に於ても鬭争を否定し、階級間に於ける利害の衝突はすべて相互の妥協又は國家機關の裁定によつて平和的に解決すべきであると主張する。この意味に於て彼等は又鬭争組織としての労働組合や農民組合を非認し、鬭争手段としてのストライキやロックアウトを排斥し、ひたすら温情友愛、共榮、連帶等の觀念を鼓吹することによつて、階級協調の實を擧げようとするのである。イタリーのファッシズムの階級理論はその代表的なるものである。

然るに他の一派は、階級間に利害の衝突がある以上、階級鬭争は必然の勢であつて、これを抑制することは不可能であるのみならず、やゝもすれば有産階級の既得権を擁護し、無産階級の利益を阻害する結果に陥る。だから鬭争を禁遏するよりも寧ろその手段を適當に限定し、社會の治安を保持しながら、兩者の勝敗を相互の實力如何に一任すべきであると主張するのである。従つて彼等は労働組合、

農民組合の如き闘争組織、ストライキ、サボタージュの如き闘争戦術を非認せざるのみならず、政府がこれを妨害することを以て不公正なる態度として非難するのである。この派の人々は本質的には階級協調論者であるが、たゞ協調手段を闘争の抑制に待たずして、寧ろ闘争を通じて兩者の勢力の均衡を圖り、利益の自然的に一致に待たうとするのである。イギリス及ドイツ等に於ける社會改良主義者の主張は概ねこれに屬すると言つてよい。

右兩派はいづれも社會改良主義を奉ずるものではあるが、たゞその階級闘争觀に右の如き相違が見出されるのであつて、要するに前者は統制主義、後者は自由主義にその論據をおくものである。

## 第二節 社會革命主義の諸分派

### 一 社會民主主義

社會革命主義を奉ずる者はすべて最廣義に於ける社會主義者である。それは要するに資本及土地の私有を廢してこれを國有又は公有に移し、營利主義を禁止し、自由放任主義を抑制し、重要諸産業を全國統一的に計畫管理するところの經濟機構を以て資本主義に置き換へようとするものである。併し

ながらこの意味の社會主義は其中に多くの分派を有し、容易に調和すべからざる對立を生じてをる。そしてその代表的なものが社會民主主義、共產主義及國家社會主義の三つであるから、左にそれ等の理論及方法に於ける相違を比較説明しよう。

先づ第一の社會民主主義は社會哲學としては個人主義を奉じ、政治形態としては民主主義を主張するものである。元來社會哲學としての個人主義の特徴は、あらゆる社會を以て個人の利益幸福を追求するための手段と看做すことにある。國家も亦然りである。政治も法律も道德も宗教も經濟も科學も藝術も、それが社會的に成立し社會的に進歩發達するものであることは疑ふ餘地はないが、併し吾々がそれ等を必要と認め、それ等の進歩發達のために努力するのは、結局それが個人の利益幸福を完ふするために有効だからである。従つて吾々が國家、政府、議會、政黨、軍隊、學校、教會、株式會社、産業組合その他諸種の社會を構成する所以のものは、それ等の社會を利用し、それ等を手段として吾々個人の利益幸福を増進するがために外ならない。いかなる社會もそれが個人の利益幸福に役立つ限りに於て存在の價值を有するものであつて、若しそれが個人の利益幸福に反するならば、吾々がかゝる社會に加入を強制される道理はなく、又一旦加入しても隨時脱退するの自由が許されなければならぬ。尤も吾々が或社會の中にある以上、吾々はその社會の要求する秩序に服する義務はある。併

し吾々がこの義務に服するのは、社會そのものためではなくして吾々自身のためである。さうすることが窮極に於て吾々の利益幸福と合致するからである。何者といへども吾々に利益を提供することなしに吾々の利益を剝奪する權威をもつことはできぬ。個人は常に最初にして且最後のものである。一切の社會的事物は個人に奉仕すべきであり又さうすることによつて存在の理由をもつものである。従つて法律であれ、道德であれ、經濟であれ、あらゆる社會制度の善惡を識別すべき唯一の標準は、それが個人の福利に適合するや否やにある。國家も亦それ以外のものではない。吾々が國家を組織するのは、それが個人の福利のために必要なる手段と認めるからである。言ひかへれば吾々が共同に法律に服従し、警察と軍隊を維持し、納税の義務をつくすことによつて、吾々個人の獨立と自由とを他人の侵害から保全することができると考へるからである。

凡そ右の如きものが個人主義の社會哲學である。そして社會民主主義はこの個人主義を基調とする社會主義である。だからそれが資本主義を非とするのは、資本主義が民族又は國家に取りて有害だといふ理由によるのではなくして、その構成分子たる個人に取りて有害だといふ理由によるのである。又それが社會主義を是とするのも、それが個人に取りて有益だといふ理由によるのである。勿論有産者の立場からすれば、資本主義が有益であつて社會主義が有害であるといふことになるであらうが、

併し無産者の數は有産者の數よりも遙に多いのであるから、少數者は多數者のために當然その道を譲らなければならぬ。個人主義の倫理學に於ては、最大多數の最大幸福を追求することが善である。然るに資本主義は少數者の幸福のために多數者の幸福を犠牲とするものであるから惡であり、社會主義は多數者の幸福のために少數者の幸福を犠牲とするものであるから善である。かういふ論據に立つて社會民主主義者は社會主義を主張するのである。

社會民主主義が政治形態として民主主義的議會制度を要求するのも、その思想的基礎はやはり個人主義にあるのである。既述の如く個人主義は他くまでも個人の權威を尊重する。すべての個人は原則として獨立自由であり、自己の意思に反して他人の強制を受くべきものではない。階級、職業の如何を問はず人格は平等である。人格が平等である以上、參政權も亦平等でなくてはならない。従つて選舉權は國民のすべてに與へ、各自の自由意思によつて投票せしめ、一切の政治問題は多數決によつて決定すべきであるといふのが民主主義の理論である。そしてこの理論を實際化するところの政治組織は議會制度以外にはあり得ない。だから社會民主主義は議會に於ける討論と投票とを通じて、資本主義を社會主義にまで變革しようとするものであり、従つて又それは合法的に、平和的に社會主義を實現しようとするものであつて、獨裁政治や暴力手段の如きは嚴にこれを排斥するのである。